

代議士選挙の標準	東京市日		東京市深		神戸市		呉市		青森縣西		栃木縣上	
	者数	%	者数	%	者数	%	者数	%	者数	%	者数	%
1 親戚、知合などの縁故のあること	100	100.0	170	117.0	120	120.0	110	110.0	180	180.0	170	170.0
2 人格の高いこと	307	307.0	155	155.0	146	146.0	130	130.0	160	160.0	140	140.0
3 地方のためにつくしてあること	66	66.0	140	140.0	119	119.0	106	106.0	126	126.0	116	116.0
4 政治について手腕のあること	226	226.0	206	206.0	198	198.0	196	196.0	124	124.0	133	133.0
5 経歴の立派なこと	27	27.0	33	33.0	20	20.0	30	30.0	22	22.0	16	16.0
6 其の人の入つてある政黨の政策がよいと思はれること	164	164.0	137	137.0	110	110.0	110	110.0	69	69.0	63	63.0
計	810	100.0	677	100.0	644	100.0	633	100.0	514	100.0	451	100.0

代議士選挙の標準	千葉縣安		神奈川縣		新潟縣南		長野縣東		福岡縣田	
	者数	%	者数	%	者数	%	者数	%	者数	%
1 親戚、知合などの縁故のあること	18	100.0	21	116.7	19	105.6	19	105.6	21	116.7
2 人格の高いこと	150	150.0	136	90.7	133	88.7	151	100.7	99	66.0
3 地方のためにつくしてあること	309	309.0	291	94.2	342	110.7	38	12.3	208	67.3

代議士選挙の標準	計	
	者数	%
4 政治について手腕のあること	333	100.0
5 経歴の立派なこと	26	7.8
6 其の人の入つてある政黨の政策がよいと思はれること	155	46.5
計	424	100.0

(ハ) 學歷による差異

さらに視點を變へて、この見解を學歷の差によつて見ると、第四表の示す如くなる。

第四表 學歷別「代議士選挙の標準に関する見解」

代議士選挙の標準	不就學		尋常小學校		尋常小學校卒業		高等小學校		高等小學校卒業		實業補習學校	
	者数	%	者数	%	者数	%	者数	%	者数	%	者数	%
1 親戚、知合などの縁故のあること	1	100.0	30	75.0	60	150.0	16	40.0	34	85.0	1	2.5
2 人格の高いこと	2	100.0	38	190.0	275	137.5	88	44.0	535	181.7	13	37.5
3 地方のためにつくしてあること	3	100.0	144	48.0	760	253.3	208	69.3	829	276.3	3	9.4
4 政治について手腕のあること	1	100.0	95	95.0	605	605.0	157	157.0	854	854.0	9	28.1
5 経歴の立派なこと	1	100.0	23	23.0	103	103.0	22	22.0	94	94.0	1	3.1

6	その人の入つてある政黨の政策がよいと思はれること	二二〇・〇	五二・三四	三六・一五・三	九二・一五・六	五〇七・一七八	七二・九
計		10100・0	三八100・0	三二100・0	五八100・0	二八四100・0	三100・0

代議士選挙の標準	親戚、知合などの縁故のあること	2 人格の高いこと	3 地方のためにつくしてあること	4 政治について手腕のあること	5 経歴の立派なこと	6 その人の入つてある政黨の政策がよいと思はれること	卒業後		卒業後		卒業後		卒業後		
							実業補習学校	実業退学	実業学校	卒業	実業学校	中途退学	実業学校	中途退学	
者数	%	者数	%	者数	%	者数	%	者数	%	者数	%	者数	%	者数	%
四	一・五	一	—	一	二・九	—	—	—	一〇・六	—	—	—	—	—	—
六五	二四・八	三四	三・二	一三	三・八・二	二三四	元・七	五八	三・七	四	四・四	—	—	—	—
六	二九・〇	二二	二・三	四	一一・八	101	一七・一	二五	一四・五	—	—	—	—	—	—
六	二二・二	二七	二・八	九	二六・五	一三八	三・四	五	三〇・二	—	—	—	—	—	—
五	一九・九	—	—	一	二・九	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
四六	一七・六	二七	二・八	六	一七・六	一一	一・八	三	一八・〇	—	—	—	—	—	—
二六	三・〇	10	一・〇	三	一一・〇	17	一・七	—	—	—	—	—	—	—	—
計	二六100・0	10	一・〇	三	一一・〇	17	一・七	—	—	—	—	—	—	—	—

代議士選挙の標準	親戚、知合などの縁故のあること	卒業後		卒業後		卒業後		卒業後	
		実業補習学校	実業退学	実業学校	卒業	実業学校	中途退学	実業学校	中途退学
者数	%	者数	%	者数	%	者数	%	者数	%
三	〇・八	—	—	—	—	—	—	—	—
計	三	—	—	—	—	—	—	—	—

代議士選挙の標準	親戚、知合などの縁故のあること	卒業後		卒業後		卒業後		卒業後	
		実業補習学校	実業退学	実業学校	卒業	実業学校	中途退学	実業学校	中途退学
者数	%	者数	%	者数	%	者数	%	者数	%
一五	四・七	一三	五九・一	二	三・八	—	—	—	—
四七	二・六	一	四・五	八	一〇・七	—	—	—	—
四	一・一	—	—	—	—	—	—	—	—
八二	二・八	六	二七・三	一六	二・三	三	三・二	二七	二・八
八二	三・〇	二	九・一	三	三・七	四	二七・八	二〇	二・六
計	三三	三	七五	一五	一五	四	二七・八	二〇	二・六

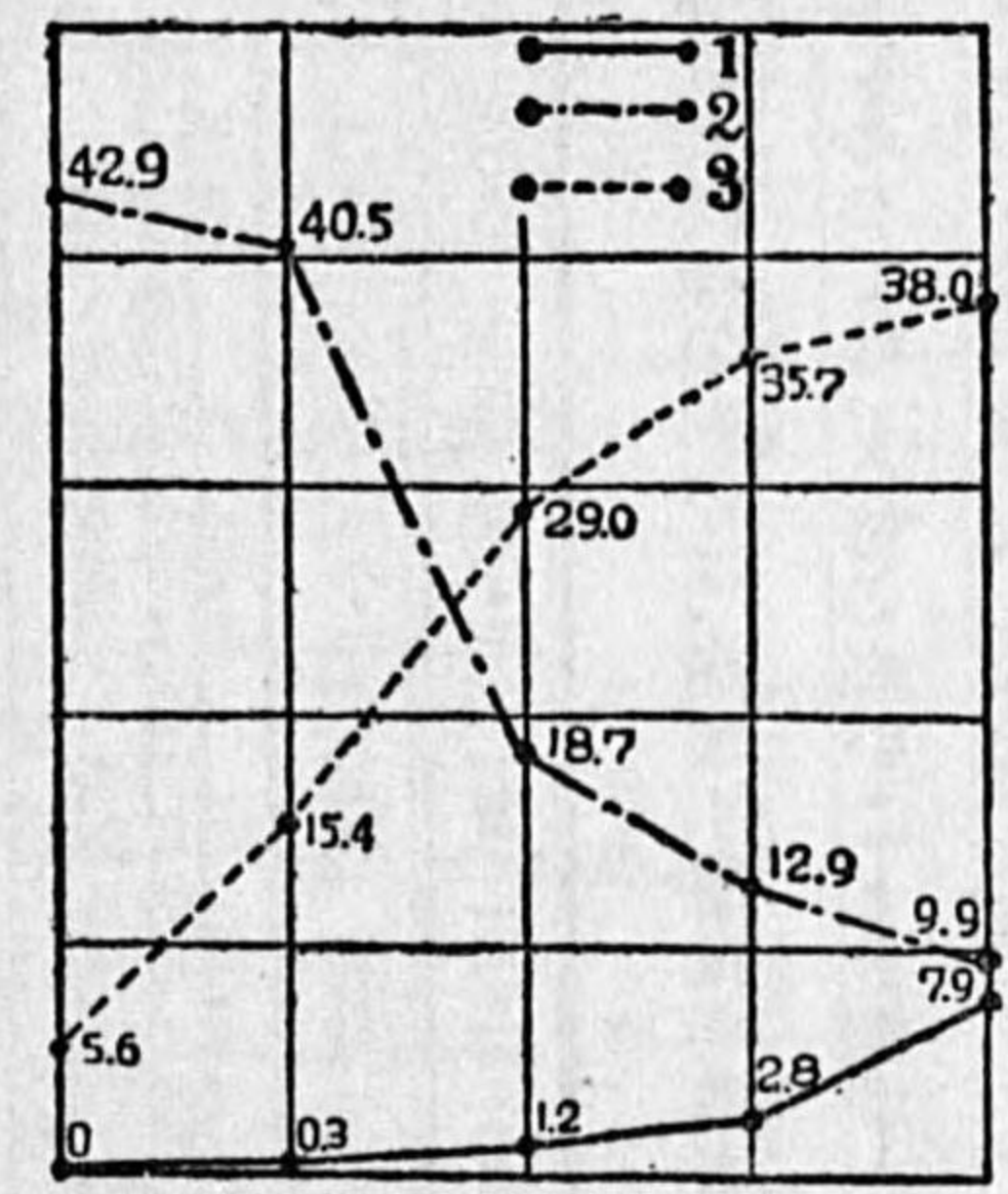
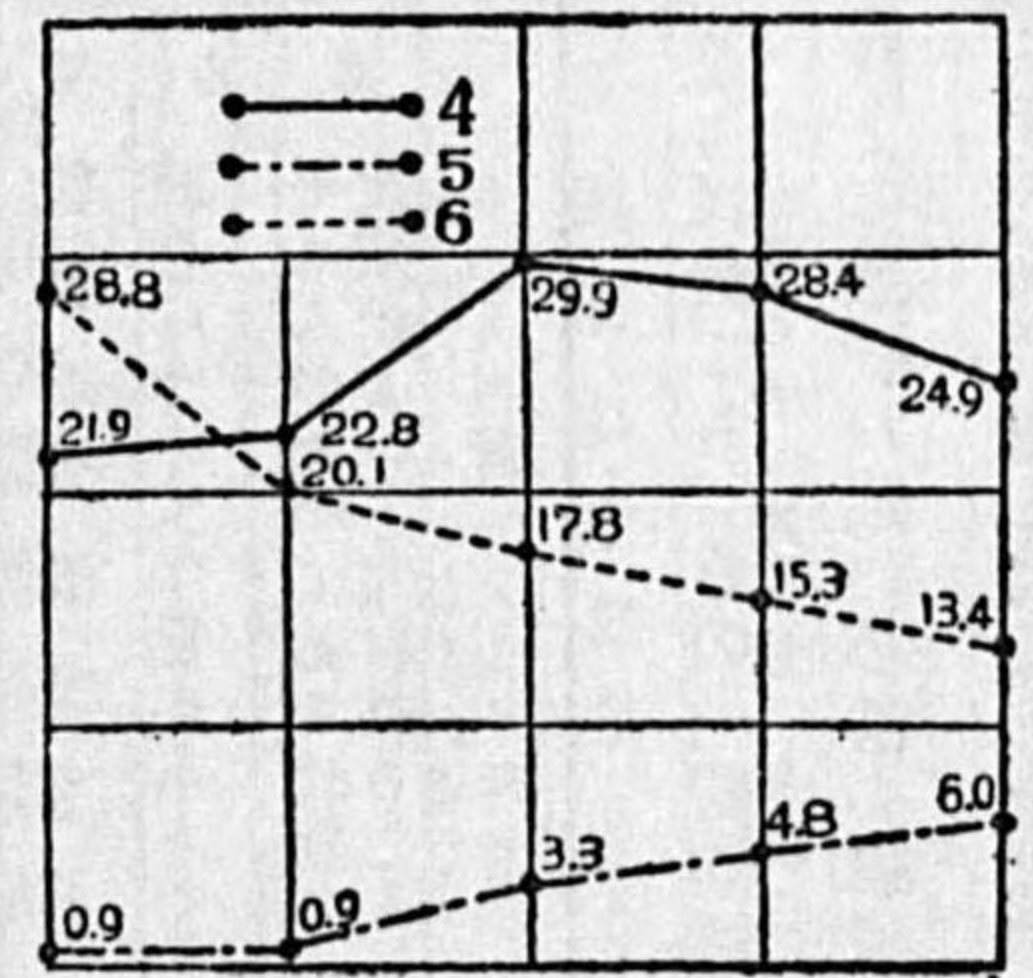
こゝに於ても、その一般的傾向の場合と同様のものは、高等小學校卒業者の示す結果であつて、これより學歷の低い尋常小學校卒業者にあつては、人格の高いことを標準とするものゝ數が減じ、地方のために盡したことを標準とするものゝ數が増し、政黨の政策によらうとするものゝ數が少くなる傾向が見られるのであるが、これより學歷の高い實業學校卒業生及び中學校卒業生に於ては、人格の高いこと、政治的手腕のあること、政黨の政策のよいと思はれることを標準とするものゝ數が増し、地方のために盡してゐることを標準とするものゝ數は著しく減じてゐる。専門學校以上の學校在學者及び卒業者に於ては一層この傾向が著しく、たゞ政治的手腕を標準とするものゝやゝ少いのが差異として現はれるのみである。

これを各々の選挙の標準について、學歷による趨移を圖示すると、左の第二圖の如くなる。

第二圖 學歷別「代議士選挙の標準に関する見解」趨移

- 1 親戚知合などの縁故のあること
- 2 人格の高いこと
- 3 地方のためにつくしてあること
- 4 政治について手腕のあること
- 5 經歷の立派なこと
- 6 その人の入つてある政黨の政策がよいと思はれること

備考 圖中数字は百分率を示す



尋常小學校中途退學
尋常小學校卒業
高等小學校卒業
中等學校卒業
専門學校以上の學校在學中及卒業

すなはち第一、第三及び第五の見解は、學歷の高くなるにつれて少くなる傾向を有し、これに反して、第二及び第六の見解は、學歷の高くなるに従つて増加する傾向が明かである。たゞ第四

の態度は一旦増して再び減する傾向を示してゐる。

しかしこの趨移傾向はほゞ同一であつても、その選擇される割合に於ては、地方によつて著しく異なるものがある。(表は略す)

(二) 職業による差異

この問題についての解答を、職業の視點から分類して統計すると、左の第五表の如くであつて、さらに多數の人員を有する職業について、これを圖示すると、第三圖の如くなる。

第五表 職業別「代議士選挙の標準に関する見解」

代議士選挙の標準	農業		水産業		鑛業		工業		商業		交通業	
	者数	%	者数	%	者数	%	者数	%	者数	%	者数	%
1 親戚、知合などの縁故のあること	七〇	二・九	六	四・二	五	一・九	四〇	一・九	三三	一・五	六	一・四
2 人格の高いこと	三三六	一六・三	一四	九・八	三九	一四・四	三九〇	一八・五	五〇	二四・三	六	一・五
3 地方のためにつくしてあること	七四六	三六・五	八三	五三・三	九三	三四・四	五四八	二六・〇	四八八	二三・六	一四	三・一
4 政治について手腕のあること	四四四	二一・九	一九	一三・三	九三	三四・一	六六五	三二・六	五八一	二六・二	一三	三・七
5 經歷の立派なこと	六六	三・五	四	二・八	二	四・二	八七	四・一	六九	三・三	一四	三・四

6	その人の入つてある政黨の政策がよいと思はれること	三〇六	一五・八	一八二	三・六	三〇二	一・二	三七六	一七・九	三九四	一九・二	六	一六・三
計		一九七	一〇〇・〇	一四三	一〇〇・〇	二七〇	一〇〇・〇	一六六	一〇〇・〇	二六五	一〇〇・〇	四七	一〇〇・〇

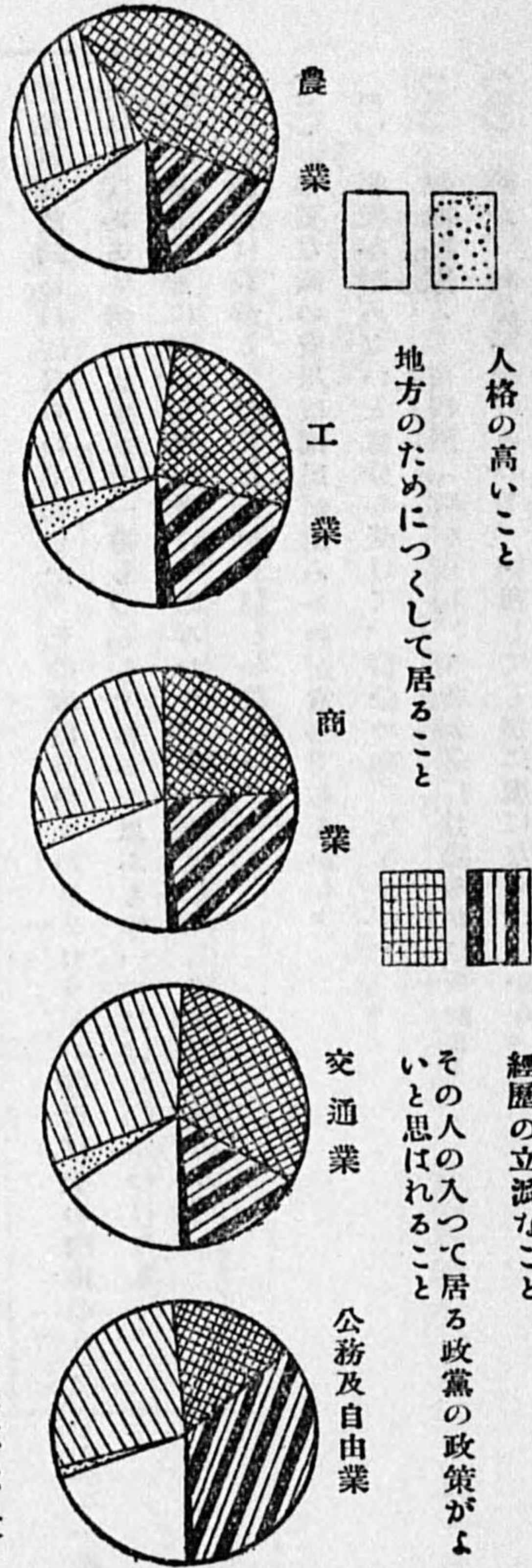
代議士選挙の標準	公務及自由		其他の有業		無職業		學生		不明	
	者解 數答	%	者解 數答	%	者解 數答	%	者解 數答	%	者解 數答	%
1 親戚、知合などの縁故のあること	一	〇・三	三	二・五	二	〇・九	一	〇・八	七	二・〇
2 人格の高いこと	二七	三・五	二〇	一・四	九	三・七	七	四・三	三	二〇・七
3 地方のためにつくしてあること	五二	一五・五	四四	三・九	二九	一・四	二四	一・四	四九	二八・八
4 政治について手腕のあること	九二	二七・九	三三	二・〇	四四	一・七	二二	一・七	四九	二七・六
5 経歴の立派なこと	四	一・二	四	三・二	四	一・七	一	一・〇	一〇	三・五
6 その人の入つてある政黨の政策がよいと思はれること	六五	一九・七	二七	二・三	五三	三・三	二六	三・八	二二	一七・四
計	三三〇	一〇〇・〇	一三三	一〇〇・〇	二三四	一〇〇・〇	一三三	一〇〇・〇	一六七	一〇〇・〇

第三圖 職業別「代議士選挙の標準に関する見解」比較

親戚知合などの縁故のあること



政治について手腕のあること



これによつて見れば、地方のために盡したことを標準とする見解については、水産業者が最も多く、その五七・三％に達し、次いで農業に従事する者に於て、三八・五％を示して居る。工業に従ふものにあつては、政治的手腕を標準とするものが著しく多い。商業に於ては、人格の高いこと、政黨の政策のよいと思はれることを選挙の標準とする傾向が他の標準よりも多い。すなはち農業は村の傾向に、商業及び工業は市の傾向に示されるものを現してゐるといひ得る。また交通業に於ては人格を標準とするもの特に少く、政治的手腕によらうとするものが著しく多い。これに反して、公務及自由業にあつては、人格の高いことを標準とするものが頗る多く、三五・五％を

占め、地方のために盡したことを標準とするものが極めて少く、農業の半數にも及ばない。また政黨の政策によらうとするものも相當に多い。この傾向をさらに極端に現したものは、學生の示す傾向で、それは少數の一群ではあるが、人格の高いことを標準とするものが著しく多く、政黨の政策によらうとするものも亦多い。

しかしながらかかる傾向は、同じ職業ではあつても、地方別に従つて著しく異なるものがある。
(表は略す)

納税の理由に関する見解の調査

租税は何故納めねばならぬでせうか。その理由は色々ありませうが、諸君は次の理由のうちでどれが一番もつともであると考えますか。一番もつともであると思ふもの一つだけに○をつけなさい。

- (一) 我等は常に國から恩を受けてゐるから、その恩返しとして租税を納める。
- (二) 納税は義務となつてゐるから已むを得ない。
- (三) 必要な國の費用は國民が納めるのが當然であるから。
- (四) 租税を納めないで處分を受けて、自分の恥になるから。
- (五) 納税を怠ると市役所(町村役場)や税務署に迷惑をかけるから。
- (六) 國から利益を受けるので、納税しても別に損にならないから。

(イ) 一般的傾向

問題五の、租税は何故納めるかといふ納税理由についての見解は、總解答者七、七二二名であつて、その見解の類別をあげると、次の第五表の如くである。

第五表 「納税の理由に関する見解」一般的傾向

納税の理由	解答者数	%
1 我等は常に國から恩を受けてゐるからその恩返しとして租税を納める	一、三〇四	一六・九
2 納税は義務となつてゐるから已むを得ない	一、〇六一	一三・八
3 必要な國の費用は國民が納めるのが當然であるから	四、八五七	六三・〇
4 租税を納めないで處分を受けて自分の恥になるから	九一	一・二
5 納税を怠ると市役所(町村役場)や税務署に迷惑をかけるから	一六三	二・一
6 國から利益を受けるので納税しても別に損にならないから	二三六	三・一
計	七、七二二	一〇〇・〇

備考 調査壯丁總數 八、五六一 (解答者數 七、七二二 不解答者數 八四九)

これによれば、その最も多數なのは第三の見解で、優にその半數を超えてゐる。第四、第五及

び第六の見解は極めて少い。第三の見解に次いで、第一が多く、次いで第二が多い。これによつて見れば、青年の多数は、國の費用は國民が負擔するのが當然であるといふ見解であるが、國家の恩に報ずるために納税するとの見解を有するものもやゝ多く、全體の六分の一に達せんとし、義務として已むを得ず納税するものも、八分の一を超えてゐるのである。

(ロ) 地方による差異

しかしかゝる見解についても、これを市、町、村の生活環境の區別から概観すると、やゝ差異の認められるものがあつて、その結果は次の第六表の如くである。

第六表 市町村別「納税の理由に関する見解」

納税の理由	市		町		村	
	解答者数	%	解答者数	%	解答者数	%
1 我等は常に國から恩を受けてゐるからその恩返しとして租税を納める	四三三	一五・七	二二一	一五・一	六五〇	一八・六
2 納税は義務となつてゐるから已むを得ない	三八五	一四・〇	一九六	一三・四	四八〇	一三・七
3 必要な國の費用は國民が納めるのが當然であるから	一、八二三	六六・三	九二七	六三・四	二、一〇七	六〇・二
4 租税を納めないで處分を受けて自分の恥になるから	一四	〇・五	一八	一・二	五九	一・七

5 納税を怠ると市役所(町村役場)や税務署に迷惑をかけるから	三一	一・一	四六	三・一	八六	二・五
6 國から利益を受けるので納税しても別に損にならないから	六四	二・三	五四	三・七	一一八	三・四
計	二、七三五	一〇〇・〇	一、四六二	一〇〇・〇	三、五〇〇	一〇〇・〇

これによつて見れば、その間の差は極めて僅少ではあるが、最も多い第三の態度は村よりも町に多く、町よりも市に多い。また第一の態度は、村に於てやゝ多く、第四の見解も少ないながら、やゝ村に多い。しかして第五、第六は町にやゝ多く見られる。

しかしこの相違は、各地方について見ると、その割合が少しく異なるものがある。参考のために地方別の結果を示すこととする。

第七表 地方別「納税の理由に関する見解」

納税の理由	東京市日 本橋區		東京市深 川區		神戸市		吳市		青森縣西 津輕郡		栃木縣上 都賀郡	
	解答者数	%	解答者数	%	解答者数	%	解答者数	%	解答者数	%	解答者数	%
1 我等は常に國から恩を受けてゐるからその恩返しとして租税を納める	二二五	一五・四	一〇三	一五・二	一一四	一七・五	九二	一五・一	一一二	二八・六	七四	一七・四
2 納税は義務となつてゐるから已むを得ない	二三七	一六・八	九七	一四・三	一〇〇	一五・三	五二	八・四	五二	一〇・三	八七	二〇・四
3 必要な國の費用は國民が納めるのが當然であるから	五三八	六四・九	四三七	六四・四	四二七	六三・九	四四二	七三・〇	二六一	五二・九	二三三	五三・三

納税の理由	不就学		尋常小学校		尋常小学校卒業		高等小学校		高等小学校卒業		実業補習学校(或ハ前期退学)	
	者数	%	者数	%	者数	%	者数	%	者数	%	者数	%
1 我等は常に國から恩を受けてゐるから其恩返しとして租税を納める	4	50.0	11	33.3	44	22.9	10	18.6	38	13.7	8	25.0
2 納税は義務となつてゐるから已むを得ない	1	12.5	3	9.4	14	21.2	6	11.0	4	7.4	5	15.6
3 必要な國の費用は國民が納めるのが當然であるから	3	37.5	15	42.1	21	31.5	3	5.5	11	18.7	1	3.1
4 租税を納めないで處分を受けて自分の取に成るから	1	12.5	6	17.6	3	4.5	9	16.3	1	1.9	1	3.1
5 納税を怠ると市役所(町村役場)や税務署に迷惑をかけるから	1	12.5	2	5.8	6	9.0	1	1.8	4	7.1	1	3.1
6 國から利益を受けるので納税しても別に損にならないから	1	12.5	3	8.6	9	13.5	1	1.8	7	12.5	1	3.1
計	8	100.0	33	100.0	100	100.0	54	100.0	100	100.0	33	100.0

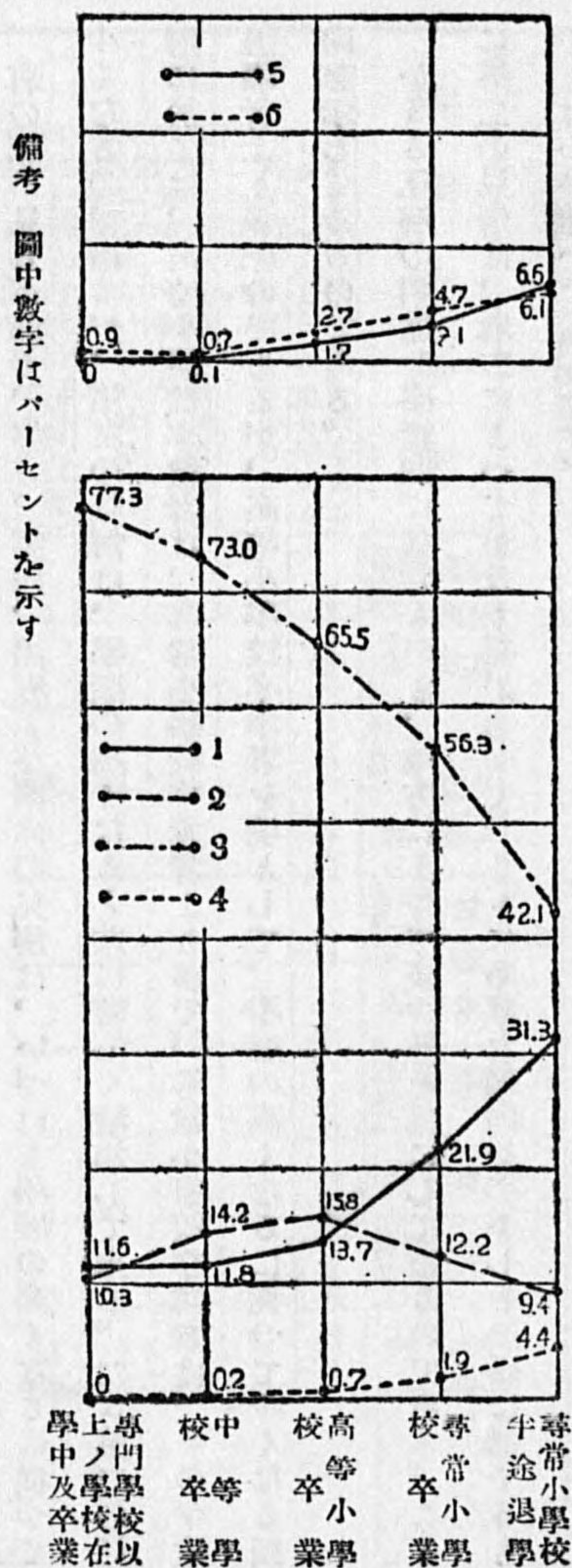
かゝる見解を、學歷別によつて分類統計して見ると、左の第八表の如き結果を示す。

第八表 學歷別「納税の理由」に関する見解

(ハ) 學歷による差異

納税の理由	千葉縣安房郡		神奈川縣中郡		新潟縣南蒲原郡		長野縣東筑摩郡		福岡縣田川郡	
	者数	%	者数	%	者数	%	者数	%	者数	%
1 我等は常に國から恩を受けてゐるから其恩返しとして租税を納める	13	14.5	16	13.7	13	14.7	12	17.4	15	23.0
2 納税は義務となつてゐるから已むを得ない	2	2.2	1	0.8	2	2.3	3	4.4	8	12.1
3 必要な國の費用は國民が納めるのが當然であるから	5	5.5	6	5.0	5	5.6	4	5.8	4	6.1
4 租税を納めないで處分を受けて自分の取に成るから	1	1.1	1	0.8	1	1.1	1	1.4	1	1.5
5 納税を怠ると市役所(町村役場)や税務署に迷惑をかけるから	1	1.1	2	1.7	1	1.1	3	4.4	2	3.0
6 國から利益を受けるので納税しても別に損にならないから	2	2.2	3	2.5	3	3.4	2	2.9	6	9.1
計	83	100.0	116	100.0	91	100.0	72	100.0	71	100.0

納税の理由	中 學 校		専 門 學 校 以 上		専 門 學 校 以 上		専 門 學 校 以 上		不 明	
	者 解 答 者 數	%	者 解 答 者 數	%	者 解 答 者 數	%	者 解 答 者 數	%	者 解 答 者 數	%
1 我等は常に國から恩を受けてゐるから其恩返しとして租税を納める	四	一一・九	一	四・三	六	八・二	三	三・三	三	二九・五
2 納税は義務となつてゐるから已むを得ない	三	一四・三	二	八・七	九	一二・二	一	一・三	一〇	八・九
3 必要な國の費用は國民が納めるのが當然であるから	二	七・五	二〇	八七・〇	五	六・八	一	一・三	五	四六・四
4 租税を納めないで處分を受けて自分の恥になるから	一	〇・三	一	一・四	一	一・四	一	一・三	六	五・四
5 納税を怠ると市役所(町村役場)や稅務署に迷惑をかけるから	一	〇・三	一	一・四	一	一・四	一	一・三	六	五・四
6 國から利益を受けるので納税しても別に損にならないから	三	一〇・八	一	三・七	一	一・四	一	一・三	五	四・五
計	三二	一〇〇・〇	三	一〇〇・〇	七四	一〇〇・〇	一五	一〇〇・〇	二二	一〇〇・〇



こゝには、一般的傾向と酷似するものを見出し難い。たゞ高等小學校卒業者の示す見解が、これに近いといつてよいであらう。いまかゝる見解が學歷の相違についていかに變化するかを示すと、第四圖の如くなる。

第四圖 學歷別「納税の理由」に関する見解「趨勢」

- 1 我等は常に國から恩を受けてゐるからその恩返しとして租税を納める
- 2 納税は義務となつてゐるから止むを得ない必要な國の費用は國民が納めるのが當然であるから
- 3 必要な國の費用は國民が納めるのが當然であるから
- 4 租税を納めないで處分を受けて自分の恥になるから
- 5 納税を怠ると市役所(町村役場)や稅務署に迷惑をかけるから
- 6 國から利益を受けるので納税しても別に損にならないから

右の圖に見るが如く、第一、第四、第五及び第六の見解は、いづれも學歷の高くなるに従つて少くなるのであるが、第三の見解は、學歷の高くなると共に著しく増加して来る。たゞ第二の見解に於ては、高等小學校卒業者は、尋常小學校卒業者より多く、尋常小學校卒業者は、その半途退學者より多いのであるが、高等小學校卒業者を境として、學歷の高くなるに従つて少くなる傾向を示してゐるのである。

かゝる見解の相違を學歷別に見たものも、地方によつて多少趣を異にしてゐるのである。ことに第二の見解は、地方によつてかなり差があつて、こゝにあげた傾向を必ずしも全體に通ずるものとはいひ難い。(表は略す)

(二) 職業による差異

かゝる見解の差異を職業別に統計して見るに、その傾向の異同は、第九表に示す如くであつて、主な職業について、その傾向を圖示すると、次の第五圖の如くである。

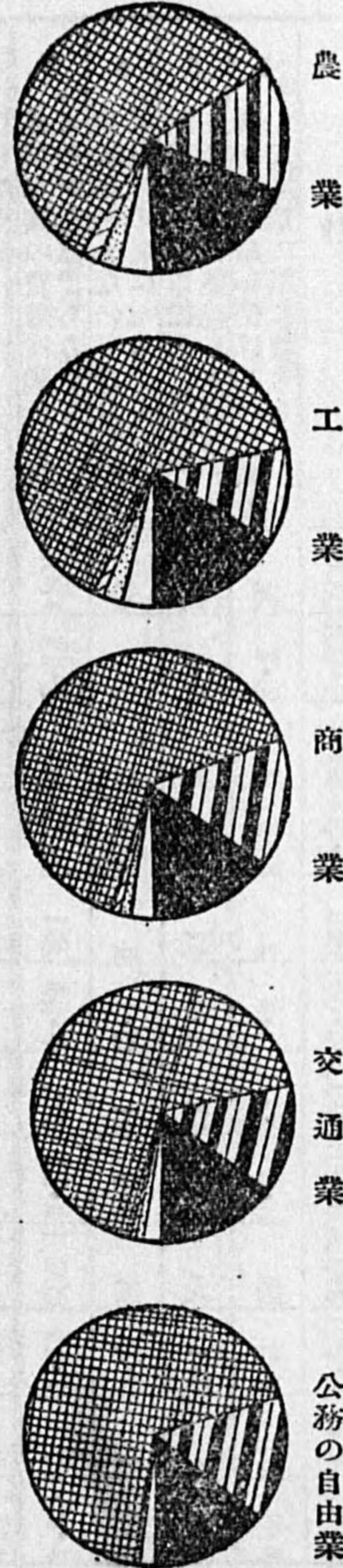
第九表 職業別「納税の理由」に関する見解

納税の理由	農 業		水産業		鐵 業		工 業		商 業		交 通 業	
	者数	%	者数	%	者数	%	者数	%	者数	%	者数	%
1 我等は常に國から恩を受けてゐるから其恩返しとして租税を納める	354	18.7	29	2.8	70	27.3	340	26.7	305	15.0	59	14.5
2 納税は義務となつてゐるから已むを得ない	283	15.5	10	0.7	24	9.3	242	12.8	304	14.9	55	13.3
3 必要な國の費用は國民が納めるのが當然であるから	1,095	57.9	82	6.0	126	53.9	1,330	64.8	1,337	65.1	277	67.9
4 租税を納めない處分を受けて自分の恥になるから	37	2.0	4	0.3	4	1.6	17	0.8	16	0.8	2	0.5
5 納税を怠ると市役所(町村役場)や税務署に迷惑をかけるから	45	2.4	5	0.3	15	5.8	35	2.6	28	1.4	5	1.5
6 國から利益を受けるので納税しても別に損にならないから	6	0.0	4	0.3	8	3.1	6	0.3	5	0.2	10	2.5
計	1,890	100.0	133	100.0	257	100.0	2,077	100.0	2,074	100.0	408	100.0

納税の理由	公務及自由業者		其他業者		無職業		學生		不明	
	者数	%	者数	%	者数	%	者数	%	者数	%
1 我等は常に國から恩を受けてゐるから其恩返しとして租税を納める	48	14.6	18	15.0	38	16.7	6	4.8	37	24.3
2 納税は義務となつてゐるから已むを得ない	53	15.8	18	15.0	37	16.2	17	13.7	20	13.1
3 必要な國の費用は國民が納めるのが當然であるから	233	67.5	73	60.8	146	64.0	99	79.8	82	53.3
4 租税を納めない處分を受けて自分の恥になるから	1	0.0	3	2.5	2	0.9	2	1.6	4	2.6
5 納税を怠ると市役所(町村役場)や税務署に迷惑をかけるから	2	0.6	4	3.3	1	0.4	1	0.8	6	3.9

6	國から利益を受けるので納税しても別に損にならないから	五	一・五	四	三・三	五	二・二	一	一	四	二・六
計		三三	100・0	110	100・0	三六	100・0	115	100・0	141	100・0

第五圖 職業別「納税の理由に関する見解」比較



これによつて見ると、その一般的傾向の場合に最も似た結果を示してゐるのは、工業及び商業であつて、農業に於ては、第三の見解が減じて、他の見解がいつれも多くなつてゐる。公務及自

由業に従ふ者にあつては、第三の見解と共に、第二の見解をとるものが比較的多く、他はいつれもこれを減じてゐる。その他鑛業、水産業等に於ては、第一の見解が甚だ多く、學生に於ては、第三の見解が著しく多いのである。

たゞこれも亦地方によつて、その見解が相當に異なるのを見るのである。従つて以上の差違を單純に職業にのみ由るものと見難いことはいふまでもないのである。(表は略す)

(5) 公民科教授細目調査委員會 以上の手順を盡して作成した公民科教授細目は、從來よりも地方化し、郷土化し、生徒の生活に即し、餘程適切なものとするのであるが、尙一層之を適切にするため、之が調査委員會を設け、農村であれば、村長、助役、收入役、村農會長、産業組合長、在郷軍人分會長、戸主會長、婦人會長、男女青年團長、警官、神官、僧侶、學務委員、其の他有志等を委員とし、學校長及職員は之が幹事となり、公民科教授細目調査委員會を開き、前述の手順を盡して作成した教授細目を原案として附議し、其の村の青年教育上より見て意見を尋ね足らざる事項あるときは之を加へ、不必要と認むる事項は之を除き、尙注意すべき事項などを聞き、以て其の校に最も適切なる教授細目を編成するがよい。農村によりては公民教育などに意見を有してゐるものがないから、かゝる手数を煩すまでもないと思ふ方もあるかも知れぬが、以上

の人々は、それ／＼實務に當つて居らるゝ次第であるから、問題によりては極めて適切なる意見や注意があることゝ思はれる。加之、かくすれば、一は實業補習學校にて學習する事項を地方の有志に須知せしむることゝなり、一は實業補習教育に地方の人々をも参加せしめて、實業補習教育に援助せしむることゝなり、一は次代の農民たる青年子女の教育には無關心であつてはならぬとの覺悟を起さしめる一助ともなつて、實業補習教育振興の一助ともなり得らるゝことゝ思ふ。

彼のケルシエンシュナイター博士が、一九〇〇年ミュンヘン市の教育課長となり、從來の義務實業補習教育の改造を都市委員會に提出して、改造することに決し、博士の理想に基いて大改造を遂げ、職業毎の適切なる實業補習學校を設くることゝし、一九〇六年には既に五十二箇の職業各種の専門補習學校と、十二箇の普通補習學校とを設くるやうになり、一九〇八年過去九年間の經驗に基き、全部の實業補習學校の學科課程及教授要目を、各種の學校教員團の根本的評議に附し、會を重ねること四十六回に及びて案を練り、更に此の案を、各種の職業團體を代表する店主並に其の職業に堪能なる助手、市視學官、補習學校長、教頭とを合したる會議に附し、再び根本的に研究し、委員の献身的努力により、更に會を重ねること四十六回、前後九十二回の會議を経て、極めて適切なる學科課程、教授要目、學校の組織經營に關する規程等を得たので、博士は

之を喜び、委員に對しては特別の感謝の意を表せられてゐる。これよりミュンヘン市の實業補習教育は一層振展し、同業組合當業者と一層密接なる關係を保ちて、青年の公民教育職業教育を指導し得たので、數年ならざるに、青年にして職業なきものなきまでになり、ミュンヘン市の實業補習教育は、特に獨逸都市實業補習教育の範となるのみならず、全世界都市實業補習教育の範となるやうになつた。

されば都市農村共に、その學校に於ける學科課程、教授要目及細目、その他修業年限、教授時數、教授時期等の組織に關することに至るまで、ミュンヘン市に於けるやうに、校下の有志、當業者と協定する方法を講ずることが、また研究すべきことかと思ふ次第である。

(6) 其の校公民科教授細目の完成 以上の手續を盡して編成したる公民科教授細目は、其の學校の細目としては最も適切なものと思ふが、尙更に、學校に於て、これを教授する時期に配當し、他學科目との連絡等に關して研究し、教授に無駄なからしむるやうに注意し、實際教授する時の指針となるやうに編成すべきである。

かく編成したるものと雖も、實際の教授により訂正を要することを發見したるときは、其の度毎に修正を加へ、以て次第に完璧のものとなすやうに努めねばならぬことは云ふまでもない。

第三 公民科の教科書

一、教科書使用の可否

本屋にて販賣されてゐる教科書は、或る學校の教授を目的として編纂したものでなく、一般の學校の需要を目的として編纂したものである。故に一般的であつて、前節に於て研究したやうな教授細目に合するやうな教科書はない譯である。この點からも教科書採用の可否は考へられる次第であるが、なほ公民科教授法の上より、公民科の教授は、生徒の経験又は調査を土臺にし、其の経験や調査を尋ねて教授する場合が多いのであるから、寧ろ教科書を用ひない方が、却つて適切なる教授をなすことが出来る。故に教科書がなくともよいと稱されてゐる。併し實業補習學校の公民科を教授する多教の教師に就て見るときは、比較的適當に編纂せられたる教科書があれば、之を使用して、地方化實際化の教授をなす方が寧ろよろしいとされてゐる。

米國に於ても教科書に關することが問題となり、一九二〇年の政治學會に於ける委員會に於て、

公民科に關する研究をなす際に、之を研究し、公民科教授に關する現今の傾向は三傾向あり、その一は教科書を使用する代りに、社會的事項の學習、校外作業、公共的建築物等の見學等を以てせんとする方法である。これに對しては教科書を皮相なものとして排斥する理由にならない。教科書がなくも教へよといふが如き能力の豊富な教師があるかも知れぬが、それ等の教師にしても、極めて巧妙に組立てられた教科書を持ちて居る場合には、その教授が更に成功を得る機會となる。而も多數の教師は自己の組織的教案を持ち合はさない場合に於ては、愈々教科書の無視は甚だしき危險を招くことになる虞あるにより、適當な教科書を採用するを可とする。

その二の傾向は、主として直接手近にある政治的、社會的の狀態を強調せる教科書の採用に優占權を與へんことである。この傾向は更に遠き問題に進んで行く準備としては有用なものだが、生徒に近接したる州や社會の狀勢を熟知せしめんとする熱心の餘り、更に大なる國家又は國家的問題を等閑に附してはならぬとしてゐる。

その三の傾向は、組織的公民科を課する代りに、デモクラシーの問題、或は社會問題、或はそれに類似の問題を以てせんとする方法である。此の考は、生徒が徒らに時間を政治的、經濟的、社會的の發達や組織のことに費さしめることなく、直接今日の活問題に觸れしめる事が出來

るといふ考によるが、これに對しては、委員會は、教授上此の主張の問題方法は、價値のあることは十分に認めるが、同時に中等學校に於てデモクラシー等の諸問題の教授は、政治的組織並にそれ等の機能に關する知識が根柢として與へられて居ない時には到底有效な結果は得られないと思はれるのである。この根柢を作るには、その學科を総合的、系統的に組立つべきで、個々別々な問題の學習に終つてはならないとしてゐる。

これに依りて觀ると、この米國に於ける委員會に於ても、系統的に組織せられた適切な教科書を採用する方がよろしいとしてゐるやうに見える。

二、教科書の選擇

公民科の教授細目は、前節の通りにして編成したものであるから、これにより其の學校に於て、其の教材を適切に教授し得られるやうに編纂し、之を謄寫版にてゞも印刷して、教科書に製本して、之を生徒に持たしめるやうにすれば結構のことと思ふが、これは中々容易なことではないことと思ふから、其の編成した公民科教授細目と對照して、比較的適當なる教科書を其の學校の教科書に採用する方が寧ろ賢明なことと思ふ。かく採用したならば、其の教科書には、教授細目と

對照して、教授事項を研究し、教材に附加すべき事項、省くべき事項、注意すべき事項等を欄外に記入しおき、實際の教授に當り、教材の研究をなす場合に、其の注意を喚起するやうになしおくことが、公民科の教授を、教科書講義の教授の弊に流れしめず、地方の生活に適切なる公民科の教授をなし得るやうにする上に於て、教科書を採用して教授する場合の大切な注意の一つかと思ふ次第である。

第四章 公民科の教授

第一 公民科教授方針

一、公民道德の涵養に注意すること

公民教育の眼目は、公民としての人格を磨き上げるといふことにあるのであるから、公民道德の涵養が最も大切である。例へば「選挙」といふ題目を取扱ふ場合に於て、選挙人の資格、被選挙人の資格、選挙の手續方法、さういふ問題も選挙に對する心得として授くることは無論良いことであるが、それよりも選挙に就いての大事な問題は、選挙は何の爲に行ふかを知らしめること、選挙に對する公正の精神の教養といふことが主眼點であつて、手續とか資格などは時によると變

る。又さういふものは十分に心得て居らなくとも、選挙權を有するやうになれば役場の方から通知が来る。その通知によつて選挙當日に選挙場に行けばわかる。選挙は公正に行はねばならぬ。公正を缺くやうではいけないといふことを信仰的に與へておくのが、選挙に對する教育としては大事な點である。公民教育の方面からは、從來の法制經濟の如くたゞ理論を考究せしむるに止まるものでないことは、これによつても諒解されたことと思ふ。この點はひとり選挙といふ題目のみに就いての注意でなく、公民科各題目の各教材に就いても、同様の考へにて注意して欲しい。

二、共同生活の方面より見て解釋すること

我々は消極的には、社會共同生活の爲に邪魔にならぬやうにしなければならぬが、邪魔にならぬばかりではいけない、進んで、社會の總べての人と共同し援助して、社會の福利を増進するやうにお互に協力して行くといふ心掛を持たせるやうにしなければならぬ。例へば道路といふ題に就いて申して見ると、道路には國道・縣道・里道などがある。さういふことは知らんよりは知つて居る方が宜いが、それよりも道路に就いて大切なことは、交通の邪魔にならぬやうに注意することである。私共が地方に行くと、よく道路の真中に荷車を放置しておいたり、肥桶が置いてある。

肥桶を置くのはまだ宜いが、その柄杓の柄を道路の真中の方に突き出して居る。たとひ柄杓を置いても、道路の真中に柄が行かんやうにして置けば、それだけ注意をして居るのである。進んで、自分の家の附近の道路は自分の手で修理しておく位の心掛を持たせるやうにしたい。國道・縣道・里道といふ名前は知らなくても、道路に對してそれだけの心得のあることが公民教育の方からは必要なのである。大抵の教科書には、國道・縣道・里道などといふことはよく書いてあるけれども、道路に對する心得の方面は書かれて居ない。公民教育の方面からは、その教材を研究して教へる場合には、道路に就いて申したやうに、其の他の問題に就いても、共同生活の上から攻究し、社會の利便を圖ることに注意し、公共の爲に貢獻しようといふ心掛を持たせるやうにすることが大事なことである。

法制の問題に就いても、共同生活といふ方面から解釋するやうにして參ると、之までの考へとは少し變つて來る、ドイツの新憲法は、さういふ方面から制定されて居るものが多いといふことを、穂積博士及其他の方々からも、しばしば耳にしてゐることである。これまでは法律は權利を保護し、權利を主張する爲の法律であるやうに説かれて居つたのであつたが、それが逆に義務を保護するといふ方面から法律を解釋して行くやうに變つて來るとのことである。ドイツの新

憲法には「所有權は義務づけられたり」といふ言葉がある。從來の考へ方によれば、所有權は絶對の支配權を持つて居る。例へば此のコップは私の所有物である。之を使用し之を處分するに就ては、絶對に自由であるといふのが之までの考へ方である。併しそれは、その所有物に對して正當な使用をし正當な處分をするといふことであれば社會が許すのであるけれども、若し私が、粉微塵に割れるのが愉快だからとて、コップを幾つも床に投げつけるといふやうなことをしたら、自己の所有物に對して適當な處分をしたとは社會は認めない。土地でも同じで、之を適當に使用せずにおけば、社會はそれに對して不都合だと認めるやうになる。東京のやうな大都市の中に富豪が山林の儘で持つて居ると、世間ではそれを許さん。その山林を半分ぐらゐ開放して住宅地とせよとか、山林であつても地目を宅地に變換しなければいかんといふことになる。故に所有權といふても、從來の考への如く絶對の支配權を持つて居るものではなくて、社會の共同生活の上から或る制限を受けるやうに世の考へが變つて來つゝあるのである。されば公民科の教材は、社會の共同生活といふ方面より、十分に研究して教授して戴きたい。

三、歴史的發達の關係に注意すること

文化は歴史によつて發達する。その祖先が築き上げた所の文化を承け継ぎ、之を向上發達せしめて人類に貢獻することが我々の努めであつて、教育の仕事も亦それである。即ち文化の傳達と發達とに貢獻することが教育の仕事である。従つて公民科の教材の中には歴史的發達の事項が相當に多いから、その教材を取扱ふ際には、直ちに現在の状況のみを捉へて、現在の法律はかうなつて居る、現在の制度はかうである、現在の市町村の状況はかうであると、現在のみを教授の出發點とせず、その教材が今日までに變化し發展して來た由來を出來る丈け調査し公民教育上適切に之を知らしめ、かくの次第であるから、現在はかうなつて居ても、從來は幾分か變化し發達するだらうといふ位のことまで仄かして教授すべきものと思ふ。幾分か歴史的に氣を付けて居る教科書もあるが、多くは現在ののみを記載して居るから、この點に就いては十分に注意して戴きたい。從來公民教育は、英國でも米國でも初めは歴史にて教育して居たものであるが、公民教育の思潮の盛んなるにつれ、公民科を設くるやうになつたものである。それがまた歴史の中に合併して教授するやうになりつゝあるとの事を、新歸朝者より耳にする次第であるから、歴史的に教材を研究して、沿革的發達の教材を取扱ふことに、十分注意して欲しい。

四、理論に偏せず社會の事實に基礎をおくこと

之は實業補習學校の公民科教授要綱にも中等學校の公民科教授要目にも、注意として載つて居るのであるから、くどくしく此處に述ぶる要はないことと思ふが、之までの法制經濟の教授に於ては、其の理論を考究せしめることに偏して居つたのである。法制經濟に關する教材を授くるに當り、これまでと同様では、折角法制經濟の學科目を公民科と改めた甲斐がなくなる次第である。故にかゝる教材を取扱ふ場合にも、公民教育の精神をよく理解して、理論の解釋のみに陥らざるやう、よく社會の事實に基きて、之を具體的に研究せしむるやうにして戴きたい。これがためには、其の教授すべき教材に關し、社會の事實は如何になつてゐるか、實情、缺點、社會の希望等、廣く關連してゐる事項を調査研究して教授するやうにせねばならぬ。

五、經驗の範圍より教授を進むること

公民科の教材は、生徒が社會生活をして居る間に經驗してゐることが少くない。斯様に經驗して居るやうな事項は、直ちに教師の方から之だあれだと教授せずに、生徒に對して質問し、其の

有しての経験を十分に發表せしめ、教師はその答に應じて教授を進むるやうにしなければならぬ。また教材によつては、豫じめ生徒に調査研究を命じておき、その調査研究して來た事柄を發表せしめ、其の發表したことを土臺にして互に批評研究せしめて、教授を進むるやうに致したい。かやうにしてこそ始めて、生徒の研究心を鼓舞し、また公民生活に對する理解も深めることが出来ることと思ふ。

六、地方の實際生活に基調をおくこと

之は前に擧げた四項の「社會の事實に基礎をおくこと」とチヨット同じやうに考へられるが、四項の方は、地方ばかりと限らず廣く一般社會の事實に基礎をおくことであり、これまでの概念の教授知識の教授に流れぬやうにすることに重きをおいてゐるのであるが、之は特に其の地方の實際生活を土臺にして、教授を進めて戴きたいといふことに重きをおいてゐるのである。實業補習學校は前にも述べた如く、現在その市町村に在住して社會生活を營んで居る青少年を生徒とし、しかも其の大多數は將來その市町村の自治民となるべき青少年であるから、その市町村に於ける彼等の生活を土臺にして教授を進めて行く必要が殊にある。かくしてこそ初めて地方自治民とし

ての訓練も出来るやうになるのである。他の中等學校に於ても、生徒がその地方に於て生活して居り、經驗して居る事柄を土臺にして教授を進めて行くやうにしなければならぬことは勿論である。中等學校のこれまでの教授の、餘りに教科書の教授のみに流れて居つたことが、生徒が其の學ぶ學科に對して、餘りに研究的興味を喚起しなかつた一原因ではなかつたかと思ふのである。本科の教授に當りては、中等學校に於ては、特にこの點に注意して欲しい。

第二 米國に於ける公民科教授法

アメリカの公民科教授要綱の調査委員會が、公民科教授法として調査したものを、米國教育局から發表してゐるものがあるが、これは我が國に於て漸く緒に就いた公民科の教授上大變參考になると思はれるから、其の一節を抄録して次に掲げることにした。

公民科を教授するには、第一に教材の題目の理解を與へる。即ちこの題目は、公民生活上重要な研究問題であるといふことを理解させる。かく理解を與へたならば、次に其の題目に關する

施設に就て研究せしむる。かくして現在及び將來の公民としての責任を自覺せしめる。この三段階に教授の方法を考へて行はなければならぬといふことで、その意味から澤山の實例を示して居る。その實例の中から、保健といふ題目を捉へて、向ふでやつて居る状況を、少し具體的に述べて見よう。之は我が國の公民科教授要綱、公民科教授要目の中にも、保健の題目があるから、それと對照して研究すれば興味があらうかと思ふたので、この教材の教授を選んだのである。

一、題目の理解

先づ各生徒には、保健は自己に對して重要なものであるといふことを理解させなければならぬ。保健が自分に對して大切なものであることを理解すれば、全體の生徒が保健に留意するやうになる。個人々々が自分の健康に留意するやうになれば、學校全體としても社會全體としても共通の利害のある問題であるといふことを生徒が考へるやうになることは明かである。かやうにして公民として協力しなければならぬといふ責任を悟らしむることが即ち題目の理解である。

二、題目に關する施設の考究

かやうに題目を理解させてから、保健上の注意すべき問題或は社會的に施設すべき問題に就いて生徒に考究させる。それは討論會の方法で研究させるやうにして居る。個人の健康を増進する爲にはどういふ點に注意したら宜いかといふやうなことから社會的のことまで考へさせるやうにすれば、實際に研究させた問題から色々の項目が出て来る。マサチュセッツ州の中學校では、さういふ風に研究させたところ、生徒の研究した問題が八つの項目に歸した。茲では便宜上その一項づつ、施設注意すべき問題として生徒が考究したことを擧げて行かう。

第一 深く十分に清き空氣を呼吸すること。

何故お互はいつも新鮮な空氣を吸はなければならぬのか。それに就いて、個人としてのどんな注意或は社會としての施設を要するかといふ問題に就いては、先づ、建築物の換氣法といふことが問題になつた。なぜ自分の居室の換氣をやるか、人の大勢集まる所に於ける換氣法の設備、その設備をなぜ法律規則で決めて居るか、それらの點が生徒の非常な發見であつたといふことが本に書いてある。今まではさういふことが強制し得られるものかどうか分らなかつたが、之は社會の大勢の人の健康を保持する上には大事な問題であるから、多數の者が集まる場所に於ける換氣法の裝置などに對して、警察の力を以て注意を與へ、規則を設けることは當然であるといふこと

を生徒が悟つたのである。次の施設としては、ガスの漏れるを防ぐこと、それによつて空気を汚さないやうにすること、それから、納屋の清潔に關すること等尙ほあると思ふが、例としてはそれだけあがつて居る。

第二 清淨なる水を十分に飲むこと。

清淨なる飲料水といふことに對する施設としては、都會ならば水道に對する色々の注意、農村ならば、例へば井戸にボウフラが湧いて居る所では、清淨なる飲料水といふ上からどういふ注意を要するか。また悪い水の出る所ではどういふ注意を要するか。飲料水を汚すやうな行をしてはならぬといふことから、汚水汚物の排除の取扱問題等も考究してゐる。

第三 中庸を得たる分量の食事を攝ること。

之は衛生に適當する食物を攝るといふ事である。之に對しては、第一に生徒の持つて來る辨當に就て研究してゐる。それから食料品に關する法令、食料品販賣等に對する取締、藥品に關する法令、市場・搾乳場の檢閲等の問題がある。之なども初め生徒は、全體、食料品を賣るのに對して之を法律で取締るとは、人權の侵害ではないかとまで考へて居つた。所が段々研究して見ると決してさうではなくて、社會の大勢の人の爲には、法律を以て取締ることが當然であるといふこと

を、生徒が了解した。

第四 毎日各筋肉をよく動かすこと。

即ち運動である。この運動に就いての施設研究の第一は、遊戯場・運動場・餘暇の必要、毎日適當な運動をするには餘暇が要すること等であつた。

第五 身體環境を清潔ならしむること。

この施設事項は、家庭の廢棄物處理、街路掃除、公衆浴場等に就いての研究であつた。

第六 傳染病を豫防すること。

傳染病に罹らんやうにする施設で注意する事は、學校の身體検査、學校看護婦、種痘、檢疫、寄生虫撲滅等の問題がある。此處で附け加へて申しておきたいことは、滋賀縣では何處の村に行つても、小學校、補習學校の子供に、時を定めて海人草を服ませて寄生虫の驅除を一般に行つて居る。併しそれを行つても便所の構造が悪くては何にもならぬといふので、便所の改良が行はれ始めて居た。それは内務省で奨勵して居る便所なさうであるが、大小便を落とす所と汲取口とはどちらも蓋がしてあるから、溜壺の中は眞暗になつて居る。従つて虫が湧かない。溜壺には區劃があつて、汲取口の所に來た大小便は、初めとはまるで違つたものになつて、恰も水のやうに

なつてゐる。少し色は着いて居るが、浮いて居る物などもなく、少しぐらゐ攪拌しても臭もしない。汲取口まで来るのに約四ヶ月かゝる。かういふ便所に改良すると農家は溜壺の必要がなくなる。といふのは、汲取口まで来たものは立派に腐つて居つて、之に水を割つて直ちに野菜に肥料として使へるからである。而も肥料分の損失が殆んどない。

第七 薬品使用制限のこと。

不必要な薬品の使用を避けるといふ事である。之に就いての施設事項としては、禁酒に關すること、酒精・煙草の製造販賣の規定、その他の薬品の製造等に關する法律或は賣薬に關する法律が必要のこと等である。

第八 適當な時間の睡眠を實行すること。

この施設事項として、茲に擧げるのはどうかと思ふたが、適當なる設備の學校、即ち採光と机のことを論じて居る。之は疲労問題から來てゐるのだらうと思ふ。それから作業時間の制限、労働條件の制限、少年労働法、工場法、少年労働協會等の施設に就て、尙ほその他の施設としては、病院、治療所、それから健康衛生に關する統計の調査をやらせる。それから乳兒の保護協會に關することを考究させる。

以上のやうにして題目に關する施設の考究をなさしめる。

三、現在及び將來の責任の自覺

公民としての責任の自覺は、前の色々の事項を研究して行く間におのづから分つて來る。

以上述べたことは、我が國の公民科の「保健と衛生」といふ細目の中に皆網羅される譯であるが、我が國の教科書などには幾分か狭く載つて居るから、少し廣く考へて戴きたいと思つて、例を擧げた譯である。

第三 公民科教授指導案の作成

一、教材の研究

教科書を使用して居れば、教材の研究の第一は、其の教科書に書いて居ることを讀んで見ることである。参考書があればそれを讀んで考へる。教授細目には教材と關聯してゐる地方や社會の

實際を研究して注意を掲げて居る次第であるけれども、更に實際に就き之を調査して攻究し、教授細目にある注意事項等の適否を考へ、細目の改むべきは改め、地方の社會状態がかやうであるから、この地方の生徒を教育して行く上に於てはこの點に力を入れて、此の教材を取扱つて行かねばならぬと教授者自らの研究によつて、先づ其の教授上の主眼點を定める。

次に、公民科の教材には生徒に直に實行せしめるといふ問題は割合に少いが、職業その他の生活に直接の關係ある問題であれば、直に實行或は實驗せしむべき問題がある。さういふ問題は體験的に教材を研究することが大切であるといふことを私は常に申して居る。今後の教授は、極く簡単なことでも出来るだけ生徒にも實驗・實習・實行によつて體験せしむるやうに教材を取扱つて行きたいと思ふ。學校の設備の都合で生徒に對して直ちに實驗・實習・其の他實地に之を行はしめることの出来ない場合は、教師が實驗し實習して示すことが出来ることなれば、努めて之を行ふて示すやうにする。實地に示すことの出来ぬやうな問題なれば、教師は其の經驗をよく生徒に話して、生徒自身をして實行せんとする意思を動かすやうな教授に進んで行かなければならぬ。體験的の「的」といふ字を附けた譯は、教師が未だ實驗・實習・實行したことのない場合には、經驗ある人に就いて話を聞く。尤も、参考書を読んで見て自分の經驗から類推して、體験したと同じや

うな氣持になり得れば、それで體験的に教材を研究したといふことになる。例へば、役場で選挙の投票をする状況を生徒に聞かせたら興味を惹くだらう、併し自分にはまだ選挙権がないから、それを體験してゐないといふ場合には、自分の同僚の教員の中に、其の體験を経て居る方がいるから、今度は選挙の教材があるのですが、この前の衆議院議員の選挙の時には、どういふ風にして投票しましたか、一つ其の状況を聞かせて下さいと言へば、實際に経験したことだから、受付があつて、捺印して投票用紙を貰ひ、書く所はかういふ風になり居り、投票函はかう、立會人はかう、と其の實際の有様を一通り聞けば、投票を實際にはやらんでも、投票したと同じ氣持になり得られるから、自分はまた實際には経験しないけれども、誰先生に聞くとかうだと話しても宜しい。之は私が實際に遭遇した話であるが、私の家の女中が、少し熱が出て苦しきやうであるから、私の家内が體温計を渡して、之で熱を測つて御覽と言つた。それを脇の下に挟んで五分ぐらゐる経つてから、どれ寄越しなさいと取つて見たが水銀は少しも上つてゐない。調べて見ると、水銀の玉の所を遙か後に出して挟んで居つた。それでは上らん譯であるが、併し體温の測り方を知らぬ者に、脇の下に挟めといへば、誰でも私の家の女中のやうに挟むに違ひない。今までの教育は、之ぐらゐることは生徒に言ふたゞけで分るだらうと、先生の頭で考へて、兒童生徒には實際にや

らせて見ないで教授を進めて行く傾向があつた。それでは實際化した教育にはならない。實際化した教育をする爲には、實驗・實習・實行せしめ得べき問題に就いては、出来るだけ之を實地にやらせて見るやうに教材を取扱つて行かなければならぬ。併しそれは教師自身が體驗して居らんと出来ないから、教師は常に教材を體験的に研究して行かなければならぬ。

二、教授指導案の作成

以上のやうに研究した教材をどう教授すれば宜いかといへば、教材によつて其の取扱方を一にする譯には行かぬ。即ち、この教材は生徒の經驗を尋ね、其の答に應じて教授を進める方可なりと思へば、教師は豫め質問すべき題目を考へ、其の答を豫想して、答に對する處理の方法までも十分に考へて教授するやうに指導案を作成すべく、或は教材は地方實際の調査題目を與へて、豫め生徒に調査せしめおき、其の調査した事項を順次に發表せしめ、生徒が互に之を批判することによつて教授を進める方が宜いと思へば、生徒に對して、今度の教材に就いては、これ／＼の事項に就いて調査して來れと一般的に命じ、或は誰君は何處に行つて研究して來て欲しい、誰々は何處と指名して別々に或事項を調査せしむるやうにしてもよい。かくて其の調査研究して來た事

柄を其の次の時間に報告せしめ、その報告に對して互に色々の批判研究を進めて行くやうにすれば宜い。

それには教材の取扱に就て、問答をするにしても、調査の報告をなさしむるにしても、又は討論をせしむるにしても、或は講演式に教授するとしても、如何なる順序方法で教授して行くべきかを第一に考へ攻究せねばならぬ。かく考究した上で教授の指導案を立て、教授上必要な掛圖なり統計なり實物なりの教便物を調へるやうにせねばならぬ。教授の指導案は、今日は形式的のものを作成し、教務主任校長の檢閲を得るやうにしてゐる學校が少くないが、かゝる形式を整へるのが眼目ではなくて、教師が教材を如何に取扱ひ、どういふ順序方法によつて生徒に教授すべきかといふことの案を作るのが教授指導案の眼目であるから、生徒の教授上に適切なる教授の指導案を作成することは、極めて重要なことである。生徒の生活々動に適切なる教授の指導案を作成するといふことは、今日の我が國公民科の教授上大に研究せねばならぬことである。

第四 教授指導例

「職業」といふ題目に就いて、従来の補習學校の方の教授要目は「職業と人生」「職業の選擇」「農業と商工業」「農業の尊重」となつて居るが、今度改正された中等學校の方の要目は「職業と人生」「職業の選擇」「勤勞と研究」「職業と道德」となつて居る。併し中等學校の方にも「農業と商工業」「農業の尊重」とは別の題目として無論ある。農村の補習學校の方でも商工業に對する理解を與へるやうに教材の取扱をして行かなければならぬと思ふ。茲では中等學校の方の項目を土臺にして、私の考へた教授指導の例を申し上げて見よう。

生徒の經驗を尋ね、其の答に應じて教授を進める方法による教材の取扱ひ方によつて教授例を示すことにする。教場に臨んだならば、今日は職業のことに就いて研究しませうと、教授の目的を示し、次には職業に就て研究すべき項目を考究せしむる。かくせば職業の種類、職業と人生、職業の選擇、職業従事の心得、職業と道德等の項目を擧げることと思ふが、若し適當な研究項目

を擧げざるときは、教師の方より暗示的に之を示し、教材に對する研究的の興味を喚起したる後に、問答法によつて一事項づゝ研究を進めるやうにする。即ち次の通りである。

- 一 職業の種類を擧げて生徒の知つて居る職業を有らん限り言はせる。
- 二 この種類は人類の初めよりあつたものか、皆が答へた職業の種類は人類の初めから、かく定まつて居たものだらうかと聞くと、生徒は何とか答へやう。
- 三 答が人類の初めより職業はあつたと思ふとか、或はなかつたと思ふとかであれば、何故かと思ふたかを尋ね、其の答へにより教師は適當に取扱ふ。若し正しくない答のみであつたならば、教師の方から人類の初めの人類は動物と同じやうな生活をして居つて、かゝる職業の種類はなかつたものである。といふことを教授する。
- 四 初めて起つた職業は何であつたかと思ふか、人類の初めには職業がなかつたといふことであれば、どんな職業が初めに起つたかと思ふか、生徒は色々答へやう。その答が若し正しくなかつたら、初めに起つた職業は農業であつたといふことを例をあげて教授する。
- 五 農業の次に起つた職業は何と思ふか、若し答へがなかつたら、農業が起つてから住居はどうなつたと思ふか、定住するやうになつたならば、部落により其の産物はどうであつたと思ふか、

部落により産物が異なるものを生じたとすれば、其の間に何か起ると思ふがそれについて考へな
 きか、物々交換が始まると一々お互に交換物を持参することは不便であるから、其の間に何か
 よい工夫が生じたと思ふがそれについても考へなきか、交換を世話する仲介者が生ずるやうに
 なつたといふが、その仲介者は今日の何であるか。

商業が起ると工業が発達するやうになつたといふが、何故と思ふか。

かく農業、商業、工業等の職業が起り、次第に種々の職業が分化して発達したものとすること
 を理解せしめる。

六 職業は農業より起つて次第に分化したものであるが、これらの起原よりして職業の意義を考
 へて見よ。つまり、職業は他人の便利を圖る爲に起り、自分もそれによつて利益を得る爲に起
 つたものであるといふことより、職業の社會的任務を了解させるやうにする。

七 社會が発達するに従つて職業は如何になるか。生徒は農業が起り商業・工業へと発達して來
 たことを既に知つたから、世の中が進むほど職業は益々分化して行くといふことを考へるのは
 當然であらう。

八 増加して行く實例を挙げよ。さうすると生徒は、自動車運轉手とか、飛行士とか、活動の辯
 士、アナウンサーとか色々答へるだらう。

九 職業が分化して存在する社會的理由は何處にあるか。かう尋ねると、生徒は色々考へて、
 職業と社會との關係が臚げながら分つて來やう。

一〇 職業が社會に必要なりとせば、之に従事する人と社會との關係如何。こゝで教授要綱にあ
 る「職業と人生」を十分に理解させる。

一一 職業なくして社會に貢献し得らるゝか。職業がなくては社會の爲に盡くせないと言ふ生徒
 もあらうし、遊んで居ても社會の爲になると言ふ生徒もあらう。それらを色々の問題から取扱
 つて、我々は職業によつて社會に貢献するといふことを十分に理解させるやうに致したい。

一二 職業者が一層社會國家に貢献しようとするには如何にすべきか。さうすると生徒は、職業
 に關する知識技能の修練をしなければならぬと答へる者もあらうし、職業に對して一層研究心
 を持つてやらなければならぬと答へる者もあらう。また職業に熱心で勤勉努力せねばならぬと
 答へる者もあらう。或は職業者が協力してなさねばならぬとか、色々答へるものがあらうと思
 ふ。それに對して教師は適當に處理する。

一三 人生の意義と職業との關係如何。「人と社會」の所で「人生の意義」といふことを學んで居

るから、「職業と人生」の結びの積りで、生徒に尋ねて十分に此の點を理解せしめる。
 尙ほ若し其の地方に若隠居の風、或は實業賤視の風でもあれば、
 一四 若隠居の風はないか。働き盛りの人が自分の子供に財産を譲つて隠居をする。さうして遊ぶことを望む風が我が國にはあつた。この頃は一般に少なくなつたやうであるが、若しあつたらそれに對する批評をさせる。

一五 昔の人々は職業に對してどう考へて居つたか。昔の人が農・工・商等の職業を賤んで居つたことを批判させる。なぜ昔の人は賤んで居たか。我が國でも外國でも封建時代には賤む傾向があつたが、現代人の考は變つて來た點を實例をあげてハッキリ分らせる。

之で「職業と人生」の問題が全く終つて

一六 如何なる職業を選択すべきか。生徒は色々に答へるであらう。

一七 職業選擇の心得。職業を選択するに就いて色々述べたが、それをよく研究して見よう。

(1) 職業を知ることが大切である。今日どういふ職業があるかといふことを知らなければ選擇が出来ない。之は殊に小學校・中學校・女學校等の場合に於て職業選擇の指導として必要である。實業學校・補習學校等に於ては、多數は職業が定まつて居るが、併し補習學校などでも多少ま

だ都會に出る青年があるといふやうな所もあるから、さういふ所では職業を知らせることが必要である。職業を知ることによつて自分もやつて見たいといふ望が起る。

(2) 不適職を選ばざること。適しない職業を選ばぬやうにするには性能の検査がある。私は兒童を長い間教育して見て兒童にそれ／＼性能に特色があるを知つた。若し希望があつたら個人々々で遠慮なく相談に來て欲しい。私の出来る限りは相談相手になつて適職を選ぶやうにしよう。私の觀察の外に機械でする性能の検査の方法もある。今までも兒童を調べてやつたこともある。體格検査の時に視力とか色の見分けとかの検査もその一つである。例へば色の見分けのつかん人が色物を扱ふ職に従事しては駄目である。その中誰だつたか鐵道の方に行きたいと言つて居つたが、色の見分けが出来んやうでは運轉手や旗振りになることは出来ぬ。誰だつたか呉服屋商賣をやりたいと言つた人があつたが、縞柄の判断が出来ないやうな眼ではいけない。色盲の検査は私もやつた経験があるが、青い色と赤い色と見分けのつかん生徒がある。私は初めは、その色の名前が生徒に分らんだと思つた。二つ並べて、この色とこの色は同じやうに見えるかと尋ねると、同じに見えると答へる。先生を馬鹿にしてるんぢやないかと思つたが、さうではなく色盲の生徒であつたのである。さういふ者は、畫家その他の色の見分けをする仕事

は不適職である。さういふ生理的の缺陷による不適職の指導は今日でも學校で出来るのであるから、出来るだけ自分の性質・體格或は家庭の仕事等の上から適當した職業を選択することが大事な問題であるといふことをよく理解させる。

尙ほ上の學校に進んで行く者に對し、色々の點から適當な學校に入學の指導をするのが教育指導である。職業の選擇指導と教育指導の二つが職業指導の中心になる。職業は以上述べたやうにして選擇しなければならぬものだといふことを生徒に十分理解させ、尙ほ個人的には、私は君等の性質もよく分つて居り、お父さん方の希望なども豫ねて聞いて知つて居るから、何處かへ行くといふ者は相談するやうにと附け加へておく。

一八 次に職業紹介に就いて尋ねる。答により、職業を紹介する所には私設のものもあれば公設のものもある、公設のものはかういふ所があり、この地方と連絡のあるのはかういふ紹介所であると教へ、それに附け加へて、廣告に迷はされぬやうに呉れくも注意をしてやる。前に述べた新聞雑誌の所でも、廣告に迷はされてはいかんといふ問題があつたが、苦學生に告ぐとか、俳優學校の生徒募集とか、音樂の同好者を募るとか、地方の青少年を欺き誘惑するやうな廣告が見える。それらの廣告に釣られて、家を抜け出て都會で酷い目に遭ふといふやうな事實が始

終新聞の三面記事に載つて居るから、それらの記事を切抜いて取つて置いて、かゝる教授の場合に利用して、十分に警戒しておく。

一九 都會に出る者の心得に就て研究しよう。兒童の中には都會に出る者があるだらうが、どんな考を以て居るか尋ねて、その心得を授ける。

二〇 就職後の心得を尋ねて見よう。愈々就職したらどうしたら宜いか。自分が選んで其の職に就いたのであるから、ひとたび職に就いたならば、其の職によつて必ず成業の覺悟する、或は人の家に雇はれたならば一人前の人になるやうに努めなければならぬ。それにはどうすれば宜いかと、就職後の心得を生徒に尋ねる。生徒は、眞面目に勉強し勤勉でなければならぬといふ者もあらうし、能率を上げるやうに工夫研究しなければならぬといふ者もあらう。尙ほ其の上

に教師から、その職業によつて世の中の爲に盡くすやうに、且つ其の職業によつて益々自己の人格を磨き上げるやうに努力して欲しいといふ話などをして聞かせる。

二一、尙ほ次に職業に従事して成功した話、不成功の話などを生徒も聞いてゐることもあらうと思ふので、これ等の話を擧げる。即ち農業に成功した話、商店を經營して成功した話、また失敗した話、或は他に雇はれて成業した人の話、或は我が國の貿易にて失敗した話などを話さし

める。而してそれ等に就て何故に成功したか、不成功に陥つたかなどと、よく吟味せしめる。又教師も絶えず實例を蒐集しておいて、かくの如き場合に、適切に話して、生徒の考を誘導し、昔は嘘をいつたり、胡魔化したりして成功したやうなものもあつたが、今日の職業はさやうにしては駄目である。信用信任なくてはいけない。結局は其の人間の人格・品性が磨かれてゐなければいかぬと、職業と道徳の関係を明にして、所謂實業道徳を理解せしむるやうにする。以上が「職業」に關する教育であると思ふ。次に時間を變へて「農業と商工業」「農業の尊重」の問題を教授する。今述べたゞけを生徒と一緒に研究するといふことになる、逆も一時間では不可能と思ふが、今のやうに研究してみれば、生徒も相當に實際的の知識を得、將來自分で研究し得る力を相當に得ることが出来ると思ふ。公民科の教授は、教師の講演式に教授する場合もないではないが、大體に於て生徒の經驗して居る問題が相當に多いのであるから、今のやうに問答式に研究を進めて行くことが結構ではないかと思ふ。或は教材によつては、教師が尋ねる代りに、豫じめ調査研究させて來て報告させ、それに就いて批判討論をしながら教授を進めて行くといふ方法、即ち討論會式の取扱をする教材も中々あるだらうと思ふ。色々の方法を探つて教授を進めるやうにして戴きたいが、全くの講演式・注入式には流れないやうにして戴きたい。

第五 公民科教授上の注意

一、教授資料の蒐集

教授資料は、常に心がけて之を蒐集するやうにせねばならぬ。新聞の記事などの中でこれと思ふものあるときは、切り抜いて貼り付けておく。雑誌の記事などで切りとることは如何かと思ふときは、その事實を雑誌名と號數とを記入しておく。パンフレット、リーフレットの如きも、これはと思ふものは、綴つて保存しておいて、之を利用するやうに致されたい。

二、統計の利用

郷土調査の所で、統計の重要性、及び郷土調査をする際には、統計に關することは成るべく古い時代から調べて欲しいと述べたが、國の統計に關しても縣の統計に關しても、公民教育上大切なと思ふ事項は出来るだけ古い時代から調べておいて、五年毎にどう變はつて居るとか、何故か

う急激に變つたかとか、その統計を土臺にしてその縣なり國なりの發達に關する問題を研究するやうにする。

三、新聞雜誌等の記事利用及批判

公民教育に就いては何が一番大切かといふ問題に關して、東京帝大の末廣嚴太郎博士の言はるる所によれば、公民教育の第一の目標は、新聞をよく讀めるやうな人を造つて貰ふことである、今の人間で新聞を本當に讀むといふことは中々むつかしい。尙ほ末廣教授は、我々はお互に納税をして居るが、あの納税した金がどう使はれて居るかをハッキリ分つて貰へば宜い。我々の納めて居る町村費・縣費・國費が、若し詰らん方面に使はれて不都合だと一般公民が分つて來るやうになれば、金も悪い方面に使はれなくなる。公民教育は、新聞が讀めて税金の使途の分る人を造つて貰ひたいと末廣教授が話されたが、成程と感じた。新聞をよく理解するといふことは中々むつかしい。私なども現に新聞を讀んで分らんことがある。殊に此の頃はエロとかグロとかモガなどと符牒みたやうな言葉まであつて分らんことが多い。これをわかるやうに指導することも必要と思ふが、尙ほ新聞紙、雜誌等には、注意してゐると公民教育上利用すべき事項が中々多く記載さ

れてるから、その都度其の記事を利用するやうにしたい。私が山形縣に公民教育の講習に參つた時、話をする前日の新聞記事に、山形の北の方の郡であつたが青年團の聯合運動會があつた。さうして徒歩競走で一着になつた選手が何か規則に違反した所があつて、審判官は二着の者に優勝旗を與へた。すると一着になつた選手を出した所の青年團が憤然立つて騒ぎ始め、遂に旗を卷いて歸つたといふことが載つて居つた。日本人の氣性としては、かういふ場合には冷靜を失ひ易い。併し平常の冷靜な場合には冷靜に判斷することが出来るから、平常の場合に注意して居てさういふ記事があつたならば、それを生徒に讀んで聞かせて、青年團が憤然として旗を卷いて歸つたのと、審判官が規則に違反した者を採らないで二着を優勝にしたのと、どちらを君等は正しいと思ふかと尋ねて見たならば、それは先生、規則に反したのが悪いのだから審判官に従はなければならぬと、正しき判斷をなして答ふことと思ふ。かやうに平生の場合より注意して訓練して居れば、今度は其の生徒が、徒歩競走でもやつてさういふ場合に遭遇したとしても、腹の蟲を押へるのには餘程の努力を要するが、とにかく冷靜を失はないだらうと思ふ。昨春、明治大學が神宮球場に於ける慶應との試合に、審判に不服で随分亂暴なことを明大の學生がして、慶應の學生等は夜の十一時頃まで歸ることが出来なかつたといふことを、私は出張して歸つてから聞いたが、之

は平時に於ける訓練が足りないからである。だから平素さういふ公民的の訓練の足りない結果起つたやうな新聞記事等があつたならば、宜しく採つて平素に訓練をしておく。平生ならば大抵青年といふものは正義の念の非常に強いもので、正義の方に賛成するのは間違はない。君等もさういふ場合に態度を間違つてはいかんと念を押しておけば、悔しいと思ひながらも大義名分を重んずる。だから公民教育上採つて参考にすべき問題が新聞雑誌等に現はれて居つたならば、それを利用して批判して教授上の資料に供する。

四、社會に起りし事件の批判

社會に起つた事件は大抵新聞に載るが、地方に起つた問題の中には、公民教育上重要なことでも新聞には載らん場合がある。故に地方社會に於いて起つた事件で、公民教育上採つて批判させるのが適當であると思はれる場合には、採つて批判させるが宜しい。ただ地方に參つて、先生どうしませうと言はれて實は困る問題がある。例へば、私の村で小作爭議があるのですがそれを生徒にどう教へたら宜いでせうかと問はれて、それが直接利害に關係する現實の問題である爲に、公民科教授要綱の中の「政黨」の教材を取扱ふのと同じやうに即ち一般的の取扱をなしたら宜からう位の

程度にしか言へない。尤も地方に於て小作爭議を解決した具體的の話、小作爭議の起らぬやうに、條件を申合せ、全村の小作地を村の産業組合に管理を依託した話などあるから、教師は、それ等の中より適切なる話を聞かしても差支ないことと思ふが、それらは讀者の研究にお委せしたい。

五、禮儀作法の注意

公民教育に於ては、お互が交際して氣持の好い感じを持ち得らるるやうに、社會を改善して行くことが大切である。それには社會の人々が、第一に禮儀作法を尊重し合つて行くことが必要である。ここで禮儀作法と申しても、小笠原流の禮儀を守らなければならぬといふのでは勿論ない。今日の社會通念に於ける禮儀作法の一通りを、青年に心得しめておくことである。否心得しめるに止まらず、それを實行せしめて行くことが必要である。この頃一般に禮儀作法に關する事柄が疎かにされて居るやうである。教師を養成する師範學校の教育などに於ても此の點が餘程輕んぜられて居るのではないかと感ずる。どうも此の頃の若い教師は禮儀作法に無頓着だといふ批評を時々聞く。自分に禮儀作法の心得がないと、心得ある人と應對した際に、あの人は禮儀を知らんといふので悪い感じを持たせることになる。殊に社會の秩序をよく保つて行くといふ上からも、

お互に禮義作法を守ることが必要であると思ふ。社會道德の一部分は、禮義作法によつて保たれて居る部分もある。例へば電車に乗る際に、老人や婦女子を先に乗せるといふやうなことは、お互に禮儀を尊重する氣持が起れば自然に行はれるが、禮儀を輕んずれば、自分が先に乗らうとする、老人が電車の中に来て、マア知らん顔をして居る方が宜いといふ調子になる。電車内の道德は東京は他の都市よりも進んで居るやうに見える。これらの點は益々發達せしめて秩序をよく保ち得るやうな社會にしなければならぬと思ふ。

六、他學科教材との連絡

これは第一に公民科教授要目や教授細目を作る場合に注意すべきことであるが、或る學校で公民科の教授を參觀した時、今日は「我が國の國體」といふ題目で研究しよう。大日本帝國憲法の第一條には「大日本帝國は萬世一系の天皇之を統治す」とあり、第三條には「天皇は神聖にして侵すべからず」とあり、第何條には何とあるといふ譯で、我が國の國體に關係ある憲法の條項を擧げては説明する。次に民法第何條には家族に關すること、第何條には戸主の關係を定めて居るといふやうに、我が國固有の家族制度に關することを話して、それで授業が終つた。我が國體に就

いて教授する際には、教授要綱にもある通り、どうしても先づ建國の由來を教師自身が話すなり生徒に話さしめるなりして、我が國體の精華なる點を理解させ、かかる國柄であるから憲法を制定する際に「萬世一系の天皇之を統治す」とか「天皇は神聖にして侵すべからず」とか定められたのである。我が國體がかういふ風だから家族制度もかう發達して、外國にない戸主權などもあり、それらが民法の規定となつたのである、といふ風に教授されるものと思つて居つたが、我が國は私が申すまでもなく、憲法に由つて初めて國體が定つたものでもない。民法に於ける制度も其の通りである。國體に關聯して戸主權のことなどを話すことも宜いが、我が國體を教授するには、先づ第一に建國の由來から述べて、國體の精華なる點を信仰的に理解すべきものなるに、かかることは少しも述べないで、恰も憲法と民法の講義のやうに説明して我が國體の教授の終つたのを參觀したことがあつた。其の授業が終つてから、私は、今は何科の授業でしたかと聞いたところ、今のは公民科の授業でしたと答へて、私から第二の質問を發しない中に向ふから、次に修身科の時間がありますから、その時間にまた我が國體を教へる積りですが、今度は建國の由來から述べて主として、感情を陶冶する考です。私の方の學校では、公民科に於ては主として法制の上から公民的常識を與へ、修身科に於ては主として情操を陶冶することに努力して居りますとい

ふ話であつた。そこで私は、御苦心されてゐる點には感服しますが、かやうな教材はかやうに分けないで、寧ろ兩方一緒にして教授して戴く方が宜いと思ふから、その點を今一步進んでお考を願ひたいと申した事を記憶してゐる。これなどは餘程苦心されたものと思つた。修身の方でも國體を教授せねばならぬ、公民科でも國體を教授しなければならぬといふことになる、かやうに苦心して教材を分けるといふことが起る。地方を歩くときよくそれに似合ふたことに出合ふ。さういふ教材は、若し修身の方に十分に時間があるならば、公民科の方の國體の教授は修身科の方に譲つても少しも差支へなく、若しまた修身科の方に國體に關することを説く時間が餘りなくて公民科の方にあるならば、それは公民科の方に譲つても宜いと思ふ。かやうなことは、實業補習學校あたりに於ては、自由にお考へになつて欲しい。今の例のやうに區分して説くのは分析的かも知れないが、餘り分析的になると却て目的を達しない。出来るならば成るべく総合的に取扱つて戴きたい。それは獨り國體に限らず、修身科と公民科とに共通の教材、或は農学科の經濟に關する事項と公民科の經濟に關する事項との間に相通する教材がある場合には、教授する事項に就いて、兩方の學科目に付よく其の教授事項を調べ、時間の都合によつては、一方の學科目に全部移しても宜い。若し一部分を移さうといふ場合には、例へば公民科の方に於て産業組合に關す

ることを一通り授けたならば、農業經濟の方に於ては、公民科に於て學んだ産業組合に關することを復習して、その産業組合を實際に利用する方面から教授を進めるといふやうに、他學科との教材の連絡に就いては、十分に注意して教授を進めるやうに、第一に教授要目及教授細目を作成する時に於て注意し、なほ實際の教授に於て、教科書を使用する場合には、特に重複したる教授をなさざるやうに注意して欲しい。この注意は、教授時數の少い實業補習學校に於ては、極めて大切なことである。

第六 公民科教授要綱及要目各課教授上の注意

實業補習學校の教授要綱を土臺にして述べようと思ふが、中等學校の要目でも差支へはない。

「人と社會」に就いては既に述べた通りである。

「我が家」の「我が國の家族制度」に就いて一言したい。家族制度といふものは封建時代の遺風であつて將來は當然潰滅すべき制度であると考へて居る青年がある。現に岐阜縣の白河村は大家族

制度であり、外國にも大家族制度の時代があつたさうであるが、さういふ大家族制度は段々破れて小家族制度になつて行くから、外國に於けると同様に遂には崩潰するであらうと申してゐる。無論大家族制が小家族制に變りつゝあるのは事實であつて、小家族制度になり行くべき運命にあるものとは誰人も考へる次第であるが、併し我が國の家族制度は、社會生活の上から色々良い點が澤山あるのであるから、潰滅の運命にあるものと断定せずに、我が家族制度の由來・我が家族制度の特質・祖孫關係・家名の尊重などに就いてよく教へ、益々之が長所特色を發揮するやうにして戴きたい。最近外國に於ても、家庭生活の社會的必要といふ問題が考究せらるゝやうになり、考へが家族生活にまで擴がつて來て居る、といふ次第である。殊に新たに民法を拵へたスイスは、「家族」といふ一項目があつて、家族生活に關することが定められて居る。スイスの家族は、親子・兄弟・夫婦だけに止まらず、その家庭生活内に在る者は女中・下男等まで家族と看做して、その女中・下男等が病氣をした場合には家長（日本の「戸主」に當る）は何々の責任があるといふやうに、民法の條項によつて社會的の意義が色々家庭生活に與へられて居るさうである。また個人主義の最も盛んであると見られて居るアメリカに於てすら、社會生活の上から家庭生活といふものが重要であると唱へられるやうになつて、我が國の家族制度に似寄つたものを認めようと

まで進みつゝあるさうである。かゝることをも説明し、且つ我が家族制度の美點を採つて益々發達せしむるやうに青年をして十分に理解せしめなければならぬ。中等學校に於ては、特に之が必要だと思ふ。次に「戸主の務と戸主權」といふ項目があるが、之は前に述べた法律を義務の方面から説明することを要目の上に表はした一つであつて、戸主の權利を説くよりも、戸主は戸主としての務がある。その戸主の務を全うせしむる爲にかういふ權利を與へて居るのであると、即ち義務の方面から説くやうに出來て居るのである。

「親子」に就いて特に注意して戴きたいことは、親子の關係も時勢と共に變化して來て居るといふことを理解せる點である。その一つは、昔は子供を財産の如く考へて居つた時代がある。今でも子供を財産の如く考へて居る者がある。娘を藝者などに賣る風習の盛んな地方では、あなたの家では結構な者が生れたと言ふ。さういふのは子供を財産の如くに考へて居るのである。子供は親の所有物件ではない。その點をハッキリ理解させて戴きたい。之は大人の教育にも必要なことである。もう一つは幼児虐待である。親は子供を養育する責任があるから、その爲に子供の頭を殴つたり多少の折檻をしても世間は咎めない。そこで小さい子供を澤山賞つて、自分の子供として其の子供を虐待することが今日行はれて居るが、さういふことは十分戒めなければならぬ。

茲で「親の務と親權」といふ項目になつて居るのも、やはり義務の方面から説くといふ考へから現はしてゐる一つである。なほ注意することは、親子の新舊思想の衝突の場合に對する子としての道である。

「親族」に就いては、大抵の教科書は民法によつて、六親等内の血族及び三親等内の姻族を親族とすと定義的に書いて居るが、之も我が國の親族といふ觀念がどういふ風に起つたのであるか、家族制度等から歴史的に話して、民法を定める時分に「親族」といふ觀念に決まりが着かんから六親等内云々と定めたのであつて、必ずしも六親等以外であるから親族でないといふわけではない。本家・別家と隣り合せて居つて、六親等の時代が過ぎたから、あなたの家とは親爺の時代までは親族だつたが私は七親等になるから、もう本家・別家の交際はやめませうといふ譯には參らん。故に之を説くには、歴史的に説くを要するといふ注意が要る。次に「婚姻」のところ特に「婚姻届の重要」といふことを出してあるが、今日は、媒灼人が這入つて式を挙げ、チャンと夫婦の關係を結んでも、婚姻届を出さなければ、法律的には夫婦關係を認めないことになつて居り、それは所謂内縁の妻である。教員の方々などでかく届出ないで居り、内縁の妻を持つて居るなどといふ記事が新聞にでも出たら、縣廳からは取調べに行くことであらう。之は將來の民法が改正

さるゝ一つの點であると思ふが、今日はいかになつて居るのであるから、結婚と同時に婚姻届を出す習慣になるやうに國民の教育をしなければならぬ。内縁の妻になつて居つた關係から、生れた子供が庶子になつたり、不意に夫に死なれでもすると、色々の問題が起つて來る。滋賀縣甲賀郡の宮村では、媒灼人があつて結婚の約束が成り、何月何日に結婚式を挙げるといふことになると、この村では全部が神前結婚であつて、結婚に關することは青年團が全部管理をして居る。そこで青年團長の所まで、私の家では何月何日に結婚式を挙げたいと思ひますから宜しくお頼みしますと言ふて行く。青年團長は神社の方に誰の家で結婚式を何日の何時に挙げる旨を通知する。供物は婚家より早朝に届ける。神官への謝禮は二圓で青年團を経て支出することにして居る。時間は其の日一分も違はないで、新郎新婦及び兩方の親類の者がチャンと來て居る。媒灼人が立會つて神前で結婚式を挙げる。其の式の後神前に於て、新郎新婦が結婚届書に署名する。式が済むと新郎新婦は祖先の菩提寺に參詣して祖先に報告し、それが済むと婚家で結婚の披露の宴を開く。家によつては會堂で結婚の披露をやるものもある。その披露の宴の費用も松（五圓以内）、竹（三圓以内）、梅（二圓以内）の三等級に決まつて居つて、それも青年團が申込みにより仕出し屋に注文することになつて居る。披露の宴の膳分は竹の部でしたいからと頼めば、團長から、何處の誰さん

の家で竹の膳分何十人前を何日の何時までに届けるやうにと注文する。料理屋からはその時間までに注文先きへ届ける。その料理によつて宴會が清く行はれて結婚の披露も終り、どんな金持でも其の日一日で全部終了する。さうして婚姻届は式の際に新郎新婦が署名したものに、更に關係者が捺印の上役場に届ける。これは二週間以内に届けることにしてゐるけれど、なるべく青年團長は神前結婚式を擧げる時刻に、役場に届出るやうにしてゐる。即ち一方では神前に於て結婚式が擧げられて居ると同時に、他方では役場の戸籍簿に、結婚したといふことが登録される。而して其の登録されたことが、村の隣保會通達によつて全村に批露される。而かも團長は其の式にも批露會にも出席することなくして、たゞ團の中合せにより、生活改善運動の實現のために世話をする。その宮村は今日は、自作兼小作人はあるけれども、純粹の小作人は村には一人もなくなるやうに發達して參り、二百七十二戸の小村であるが、村の人の貯金が今日は産業組合に七十萬圓ある。相互扶助の精神でやつて居つて其の成績は洵に良好である。茲に附け加へて述べておくが、この村の各家の金銭出納は村の産業組合が全部管理して居るといつてもよいやうになつて居る。村の人々は全部の金銭は村の産業組合の信用部の方に貯金して、村の人々の間の支拂は、産業組合に對する支拂請求書を以てしてゐる。肥料なども組合から買ふのであるが、買ふと、組合の支

拂請求書へ肥料代を書いて渡してゐる。納税は収入役が村内三箇所に受取りに行くのであるが、その際に収入役は村民に小使錢として渡すべき小錢を用意して行く。村の人々は、納税令書に對する組合への支拂請求書と、自分が當座に入用な現金の小使として拂出すべき支拂請求書とを持つて来て、これを収入役に渡して、小使を受取つて歸る。収入役は役場に歸つて、この支拂請求書によりて、組合の帳簿と役場の帳簿とを整理する。故に此の村の納税は何時も三日間で済んで居る。現金の納税は少しも取扱はないで、信用組合への支拂請求書を以てしてゐる。この村の村長は産業組合長であり、収入役は産業組合の會計理事であつて、村の自治と産業組合とは殆んど一致して居る。嘗に村の自治ばかりでなく、家庭の會計までも預つてゐるやうなものである。即ち組合に於ける家計簿の整理によつて、どの家は一ケ年にどれだけの金銭が出入して居るといふことが産業組合の中で分る。其の他本村民の社會生活は、總べて共存共榮的に行はれて居るので大に感心したのであつた。殊に結婚式と同時に結婚届を濟すやうにしてゐる所は、恐らく全國で此の宮村だけではなからうか、外には餘りなからうと非常に感心したのであつた。かゝる實例を蒐集しておいて、それを話して聞かじめ、宮村に於けるやうに婚姻届を準備しておいて、結婚と同時に婚姻届を出すことが一般に行はれるやうに致したいものである。

「戸籍」に就いては、届書の日を正しくすることが大切である。出生届でも寄留届でも日を間違へないやうにする。「相続」に就いては、家督相続は日本特有のもので、家族制度の結果から、この相続のあることをよく理解せしめる。それから家産法、之は日本にはまだない。若し家産法を拵へると、其の財産に對しては、借金しても取押へることが出来ないから、この家産は抵當にされないから金銭の融通に困る。従つて家産法といふものはむづかしいといふことも唱へられて居るのであるが、この家産法といふ法律はないとしても、家産精神の陶冶といふことは必要である。この土地は親譲りだから、或は此の財産は先祖から傳はつたものだから、なくしてはならぬとか、それが所謂家産精神であつて、この精神は却つて昔の人にあつたのである。この精神は今でも必要であつて、殊に農家に於ては此の精神が大切である。家といふものがあつても、家産のない家は詰らぬものである。フランスには家産法があるさうであるが、以前は財産は子供に均分するといふことになつて居つた。例へば十町歩を有する農家で子供が五人あるとすれば二町歩づつ子供にやる。その中のまた二町歩の親が、また子供が五人あると四段歩づつ分けてやる。その四段歩の親がまた子供が五人あると八畝づつに分けてやる。その八畝の親が子供がまた五人あると一畝と十八歩、かうなると農業が成り立たなくなる。そこでフランスでは家産法を實施して、

子供に分けてやることの出来ない家産を拵へた。例へば某の家では五町歩以下は子供に分けてやることが出来ない財産即ち某の家に永續すべき財産とする。これは即ち家産である。尙ほフランスでは、家産法をまだ設けない頃には、二兒法といふ法律があつて、成るべく子供を多く産まんやうにして居つた。それは、子供を澤山産むと、財産を子供に分けてやる際に、今のやうに僅かばかりの土地になつては子供が食ふことが出来ぬやうになるので、二兒法によつて制限して居つたさうである。

「財産」に就いては、前に述べた如く所有權が絶対性のものでなくて社會共同生活の上から制限を受けるやうになつて來た。契約の自由も所有權と同様に絶対の自由でなくなつたことを説明する。即ち社會が不當と認める契約は禁ぜられてゐる。暴利取締法、工場法などに於て制限してゐるのは、國家社會の共同生活より見て害ありと認められたからである。

私有財産制度は人類自然の必要より生じたものであるが、併しその所有は私一個の力によるものではなく、社會の力も加はり居るものなるにより、自分勝手に振舞ふべきものではない。社會共同生活の上より制限を受けて居ることを心得、寧ろ大事にして社會のために有効にせねばならぬところの所有道德を心得ねばならぬ。財産所有權は、寧ろ神佛より自分が預つて居るものであ

るといふやうに思ふ方がよろしい。さうなると其の財産に對する氣持が違つて来る。粗末にせず大事に取扱ふやうになることと思ふ。他人の財産に對しても尊重するやうになることと思ふ。日本では昔は土地は 天皇陛下の土地である、自分の所有してゐるのは 天皇陛下より御預りして居るものゝやうに考へて居つたが、その考へがやはりよいと思ふ。自分の物だと我がまゝを起したくなる。だから、天皇陛下より御預りして居るもの、又は祖先より御預りして子孫に傳ふべきものであるといふやうな氣持を、一般に持たせるやうに致したいものである。

「職業」に就いては既に教授例のところでも詳しく述べたのであるから、こゝには略する。

「生産」の章では、土地の利用、資本の運用、能率に就いては、よく地方の調査をなさしめ、實際的に之を研究せしめるやうに致したい。従來の教科書にあるやうなことを抽象的に本の上の研究にのみなつてはならない。實際的に研究してそれが家庭又は部落の實習にまで進むやうにならなければならない。尙ほ「能率の増進」に就いて一言しておきたい。總べての事を爲すに當つては計畫を立て仕事の準備を整へることである。計畫のない仕事をやり、準備の整はぬやうでは能率は擧らない。さればその日の計畫、その年の計畫を立て、或は心覺えをするやうにせねばならぬ。篤農家などの宅に行つて見るとさういふ計畫がよく出來て居る。さうし

て篤農家の家には、目につき安い臺所の入口の適當な所に小黑板を掛けておいて、之にその日の計畫其の月の申合せなどを記載してゐる家が多い。之は段々行はれて來るやうであるが、能率を上げる上からは大層宜いことであると思ふ。

「一家の生計」の所では、第一に家計家業の金錢出納簿及物品出納簿の様式を研究して、之が記入を奨励する。尙ほ生計費の項目を如何に定むべきかも攻究せしめる。次に生計費に關係ある物價に移り、新聞などによく物價指數といふことがあるから、之を理解せしめて注意せしむるやうにして欲しい。尙ほ前に述べた如く、物價には始終變動があり、その變動は何によつて起るか、變動に處する用意等を教授して戴きたい。それから「計量の正確」といふ所では規格統一の問題を附けて教へるやうにして戴きたい。規格統一とは型を一定して行くことである。之によつて殊に工業の方に於て利益することが多い。例へば屋根の瓦などでも型を一定しておけば、何處の瓦屋から買つて來ても修繕するのに間に合ふ。日本では自動車などでも、ドイツ型のもものが這入つて來、イギリス型のもものが這入つて來、アメリカ型のもものが這入つて來る。その他の機械でもさうである。従つて修繕工場などでも色々の型に合ふものを備へておかなければならぬので、割合に多くの固定資本を要することである。これがため寝て居る資本を多く要することになり、

結局生産費を高むることになるのであるから規格の統一といふ觀念を青年の時から持たせるやうにする。「節約と貯蓄」では、何の爲に節約し貯蓄するかといふことの目的が明になつて居らん場合が多いから、その點に特に注意する。即ち之が社會的の意義を理解せしめる。昔のやうに縁の下の甕の中に入れておくのでは社會的の貯蓄ではない。信用組合のやうな所に貯蓄するとか、銀行に貯蓄する。それも信用の確かな銀行でなければならぬ。それから浪費を戒める。例へば毎月定額の電燈料を拂つて居ると、電燈をドシ／＼つけなければ損が行くやうに思ふ。私が地方を視察中、ある所で既に電燈をつけて居るのを見た。そこでなぜ電燈をつけて居るのか聞いたところ、此の邊は電燈の柱一本に就いて責任燈數をつけなければ、電燈を持つて來てくれぬ。そこで家の室中着けても足りないもので、既にも着けたのであるとのことであつた。併し馬が眠る時分には消したらどうかと言ふと、いや金を拂つて居るのだから消さなくともとのことであつた。さういふのは浪費を戒めるといふ考が出来て居らないからである。浪費を戒めるといふことがよく理解すると、天然物を大事にするといふ考へも出る。毎日焚く薪炭なども、どうすれば經濟的に焚けるかを研究させる。千葉縣の縣農會立の家政女學校では、生徒は全部寄宿舎に收容し、一週間交代の當番生にて寄宿舎の經濟を執らしめ、以て浪費を省くことを實際にやらしめて居る。焚き方の

上手下手によつて、薪は三分の一ぐらゐ違ふ。女子の生徒に對してはかやうな事を研究させる必要が特にある。次に「保險」に關しても地方に於ては未だ十分に理解して居らぬやうであるから、相互扶助の精神より出て居り、又一種の貯蓄であることを知らしめて欲しい。

「保健と衛生」は公民科教授としては、大切な一章であるが、既に前節米國の公民科教授法のところにも色々述べてあるから、こゝには、町村によつては、醫者のない町村、看護婦のない町村、産婆のない町村に就き、公民教育上さういふ衛生的の施設に於て缺くる方面に對して、他地方などの例をあげて、大いに注意を喚起することである。

「警察」に就いて、警察といふと、恐ろしいものだといふ頭が直ちに來る。それは何故かといへば、子供の時から、何か悪いことをすると、お巡りさんに連れて行かれるよとか、子供が聞かないと、お巡りさんが縛つて行くぞとか言つて嚇すからだらうと思ふ。だから大人になつてからでも、知つて居る巡査さんなら好感を持てるが、知らない巡査さんが用事があつて來られると、何か悪いことでもして引張つて行くのではなからうかといふ氣味悪さを感じる。警察といへば無論さういふ悪い者を取締るといふ一面もあるが、他面には公衆を保護する。殊に都會に於ては交通整理の仕事などもある。それらの點に注意することが必要である。

「災害防止」に就いては、之は小學校の時代から訓練して行かなければならぬと思ふ。私は軍隊で夜眠つて居つた時に、非常ラツパで起されて、武装して外に飛び出して、集まつたことがあるが、あゝいふことを時々やる必要がある。小學校で萬一火災のあつた時にどうするか、地震のあつた時には直ちに運動場に立退くとか、災害時に物を運搬するにはどうするか、さういふことを平時の場合に生徒全體に訓練しておけば、萬一實際に起つた場合にウロタへない。訓練がなくてウロタへるから怪我をしたり、時によると焼け死んだりする。小學校に於ても其の訓練の必要があるが、中等學校に於ては無論實際に出来るのであるから、災害防止の平時訓練をやらなければならぬ。愛知縣南設樂郡東郷村では消防施設が總べてに出来て居る。小學校の消防の訓練、實業補習學校の消防の訓練、青年團の消防の訓練、女子青年團の消防の訓練、婦人會の消防の訓練、消防隊の消防の訓練と、村の氣分を消防訓練によつて引立て統一して居る。今でも村長をして居られることと思ふが、其の消防を始めた村長は、其の村が數箇村の合併によつて出来た村であるため、統一が取れないで困つた擧句、消防で統一しようと考えて、之を徹底的にやつたところ、これより統一するやうになつて村が旨く納まつたとのことである。福岡縣宗像郡の池野村の實業補習學校で見たのであるが、其處の女子青年團即ち實業補習學校女子部であつたが、それが

消防隊を組織して居り、服装も一定し居り、洋服脚絆に地下足袋で帽子を被り、ヂツクバケツを持ちて集り來り、消防訓練をやり、最後には分列式まで見せて貰つた。女子青年でも中々やる。村に火災があると村の消防隊の後援をするさうである。この後援施設は男子青年團には各地にあることであるが、まだ施設のないところでは、公民訓練の一つとして工夫して欲しい。

「神社、宗教」の章では特に申すことは少いが、ただ一言しておきたいのは迷信である。迷信といふ項目を置くか否かに就いては問題になつて、遂に置かぬといふことに委員會では決した。それは宗教と迷信との境が分らん點があるから項目から除くことにしたのである。併し地方の學校に於ては、之は確に迷信であると常識で考へられる事項に對しては、之が理解を與へることは結構である。

次に申したいことは、他の宗教を排斥しないことである。私の地方では、私の子供の頃のことであるが、自分の家の宗教に反對の宗教、或は地方の宗教に反對の宗教を奉ずると、それを非常に蔑視した風のあつたことを記憶してゐる。今でもさういふ地方があるかも知れないが、現今は信仰の自由を認められて居るのであるから、さういふことがあつてはならぬ。殊に宗教そのものの極致は皆同じであるから、他の宗教を賤めざるやうに注意しなければならぬことである。

「教育」に就いては昔の教育は閑人の教育で随つて人文的のものであつたが、今日の教育は國民全部に對するもので國民生活を向上せしむるに力あるものでなければならぬから、人文主義の外に、經濟生活の教育、即ち、實業教育に力を用ふるやうになりつつあることをよく理解せしめる。其の他に就ては特に述べることはない。

「農村と青年」の章の中の「青年の修養」に關しては、海外列強の青年運動狀況を研究しおき、之を説明して、青年の奮起を望むべく、尙ほ「新聞、雜誌」といふ細目に就いては、前節に於て英國の要目を示してゐるが、新聞記事中には、往々誤まれる記事があるといふことをよく理解させて戴きたい。青年時代には印刷した記事に就ては、一も二もなく正しいものと信用する風がある。これは教科書に對して信用して居り、他の印刷物に對しても同様に心得てゐるためである。故に新聞記事をも疑はないのである。一も二もなく正確なものだと思つて居る。所が新聞は、勿論なるべく正確を旨としては居るけれども、報道の迅速を目的とするから、往々にして正確ならざる記事も載ることがあるものだといふことを教へる。もう一つは、新聞によつては、政黨或は個人の機關として出して居るものがあつて、黨派或は個人に偏する記事を載せて居ることもあるから、さういふ記事は必ずしも公正であるとは申されることがある。殊に雑誌には個人の意見が

多く發表されて居つて、それは謂はば其の人限りの意見である。どうも私などは、子供の時分に四書五經を讀んだ頭があつて、四書五經に書かれて居る事柄なら全部正しいもので、それを自分の行爲に表はして行けば聖人に達することが出來ると考へて居つた。だから印刷したものなら何でも採つて自分の手本とすべきもののやうに考へて居た。昔の四書五經ならそれでもまだ宜かつたが、今日の印刷物はさうは行かぬ。青年は正義の念に燃え、感激性に富み、それを直ちに實行したいといふのが特徴である。その特徴を、不正確な新聞記事や偏したる雑誌記事などの意見と結びつけないやうに注意して戴きたい。

「我が郷土」に就いては特に申すことはないが、郷土の歴史と慣習に就ては、なるべく詳しく調査し、郷土における功勞者あれば委しく之を知らしめて、先人の遺徳を追慕せしめ、なほ年中行事、社交、儀禮、祭事等の慣行は調査したる上、保存すべき事項は永く之を保存するやうにし、改善すべきことは之が改善に努めしめ、理想郷建設の理想を持たしむるやうにしたい。

「我が町村」も沿革的に調査しおき、我が町村をよく理解せしむるやうに教へて戴きたい。

「町村の自治」及「公民」の章にては、餘り申すべきこともないが、英獨の町村自治は、政黨派を超越して政争が入らないで、すべての公民が町村自治の振興のために協力してゐること

故、自治の本旨を徹底する資料までに述べておく。

「議員の選挙」の章にては、先づ一般に選挙の方法には投票による方法、指名法による方法、選衡委員を置いて豫選して決する方法等あり、投票にも記名、無記名、單記、連記等のあることを知らしめたる後、町村會議員の選挙に關することに移つて教授して欲しい。なほ議員選挙の重要なこと、選挙の公正ならざるべからざること等を、十分に理解せしめるやうにして欲しい。

「町村會」の章にては、議事法に關することを心得しめ、なほ議員の職責が、町村の議員で部落の代表者でないこと、徒に經費を削減するのが議員の能ではなく、町村の事業、町村の開發に對して、十分の關心を以て議員たる職責を盡すべきことを心得しめおきたい。なほ傍聽人の心得も併せて授けられたい。

「町村役場」の章に就ては、實業補習學校の生徒には、其の町村の事業事務は、十分に委しく知らしむるやうにし、町村民が町村役場の事務事業に無關心でなく、協力すべき心得を有すべき事を知らしめ、なほその協力し援助すべき事項に關して研究せしめられたい。

昨年の壯丁検査の時、文部省で壯丁の思想調査を試みたのであるが、その調査に關しては前節に於ても擧げてあるが、其の項目中に、自己の市町村の自治政治に對する關心に就ての調査があ

る。約八千人の壯丁の答を統計して見ると、

- 今のやり方で満足して居るもの……………三二%
- 今のやり方より仕方がない……………二四%
- とかく一部の人の意見や利益だけを考へて市町村を治められるから困る……………一三%
- 市町村の中に勢力争があつて、兎角圓滿に行かないから困る……………一〇%
- 市町村の吏員や議員が手腕がなくて困る……………一〇三%
- 市町村の吏員や議員が不眞面目で困る……………八・一%
- 市町村の治め方はどうでもよい……………〇・六%

となつて居るが、之に依つても町村會とか町村役場に對する青年の心理が窺はれる次第である。故にこれ等町村自治に關する問題に對しては、將來の自治民を仕立てる次第であれば、特に力を用ひて教授するやうにして欲しい。

「町村の財政」の章にては、よく事業と財政に關しては、町村自治開始以來の統計を圖表にして知らしめ、その増減狀況を知らしめ、町村民としては、負擔力ある町村民となることに就きての覺悟を與へねばならぬ。

「町村の財産」の章では、兎角我が國の人は、營造物に對しては、粗末にする風あるにより、外國の例などを示して此の風を改めしむるやうに心得しめたい。

なほ基本財産の造成に關する實例を擧げて、これが造成に關することを研究せしめられたい。

「租税」の章に就ては、十分に納税の意義を理解せしめ、イギリスに良心税といふもののあることを示されたい。それは所得税に就てのことであるが、我が國では所得額を三月中に申告すると五月末頃までに決定される。さうするとその額によつて一箇年間は所得税を課されることになつてゐる。それはイギリスでも同じである。所が所得額の決定後に於て所得が増加した場合、我が國では本人が申告しなければ決定の儘で行くことになつて居る。イギリスでは國民の自治心が發達した結果、決定後に所得額が増加すると其の増加した金に對して餘分に良心税を自分で出す。例へば、所得額三千圓と決定された所が、九月になつて其の人の仕事の狀況が變つて、五千圓の收入があることになつたとすれば、殖えた二千圓に對する分の所得額に就て所得税を納める。之は役場から納税令書があるのでなんでもない、自分で自分の所得に對する税額を定めて状袋に入れて役場に出すものであるから良心税と稱されてゐる。さうして國の税收入の毎月の報告の中に良心税の欄があつて、今月は多いとか少いかいふことを報告されて居るさうである。これらは納

税の意義を國民が自覺してゐなければ實行の出來ないことである。その他、我が國に於ける納税美談もあるから、さういふ點を話して、納税そのものの社會的意義を十分に理解せしむるやうに致されたい。

「産業組合」我が國でも思ひのほか産業組合が發達して來たが、今後益々發達せしめなければならぬ譯を十分に理解せしめられたい。なほ特に付け加へて教授して戴きたいことは、大抵の教科書にも出て居るが、産業組合聯合會と産業組合中央會のことである。實業補習學校では、この章に附けて會社のことと法人のことを説くことにしてゐる。法人の觀念を與ふるには一章を設けるまでもないことであるが、特に授けるとすれば、委員會でも、町村のところで授くべきか、物權のところにて授くべきかなどの説もあつた程で、攻究した後に本章に於て授けることに決したのである。

「金融」に就ては、金融機關に關してよく知らしめたい。特に信用に就て知らしめたい。以前に非常に流行したことがあつたが、東京に本店をおき、地方に支店又は出張所をおき、三年貯金、五年貯金などの据置貯金を主として營業として、大に勧誘したものである。地方の有志を世話役としたものが多く、私も地方に居た時に、有志が來て勧誘を受けたのであるから、銀行は知らな

かつたが有志を信用して毎月々々掛けて居つたところ、何年かの後に潰れて一文も貰へなかつたことがある。無盡の流行した時代もあるが、地方の有志が世話するからとて、義理にかられて加入してはいかぬ。地方の有志は餘り當にならぬ。銀行そのもの、無盡そのものの信用をよく調査した上で決すべきものであることを注意し、農村の金融機關として最も適切なるは、信用組合であることを知らしめられたい。

「農會」の所で附け加へて戴きたいことは、農事組合・農事改良組合・農事小組合、名稱は府縣によつて異なつて居るが、町村の部落々々に小さい組合を單位とする農事組合が發達して來て居るやうであるが、將來は之を單位とする農業の經營が發達しなければならぬものであると思ふ。

之は要綱の中にならぬから加へて戴きたい。もう一つは、大日本農會・大日本山林會・大日本水産會・大日本蠶糸會の如き農會に類似する私立の農事團體に對して教授上の注意をする必要がある。

「農村の開發」の章の細目の「地主と小作」といふ項目は、この章に於て小作爭議を教へようといふ目的で選んだのではない。小作爭議に關することは三年の「社會問題」といふ所で主として説く豫定である。茲では、地主と小作と協力して農村の開發を圖らなければならぬといふ趣旨で委員會では入れておいたのである。尙ほ我が國は農業經營が小農組織であるが、この小農の方が

宜いか大農の方がよいかどうかといふことが、農業方面からでなく寧ろ他の方面からよく問題にされてる。之は無論大農にすることは日本の社會的事情が許さない。現在一町一段平均の農家を大農組織として百町歩平均にするならば、直ちに失業者が山ほど出来る。小農は小作人でも一家の主人として獨立して企業經營をして居るのであるが、若し大農組織になつたら、眞の労働者と資本家との階級的對立が農村にも生ずることになる。外國に於ても、農業は大農組織ではいけないといふ議論が近年起つて居るさうである。殊に今次の不況などに、若し我が國の農業が大農組織であつたならば、其の打撃を受けることが非常に大きいものであつたらう。労働者を遠慮なく解雇する。現にアメリカの如きは、大農が農業労働者を不況の打撃により解雇するので農業労働者の失業者が多くて困つて居るさうである。小農組織であれば主として家族本位の農業經營であるから、不況に遭遇しても、その受くる打撃は大農組織のそれに比して極めて僅少であつて、農業失業者を生ずることがないばかりか、都市に於ける失業者まで引受けてゐる狀況である。

この章に於ては、我が農村を開發して住み心地よき農村たらしめるやうにするには如何にすべきかに付、十分に研究せしめるやうにして欲しい。

「府縣の行政」「我が府縣」に就いても沿革的に調査して、過去現在を知らしめ、將來に就て考

へしめるやうにして欲しい。なほ府縣民性の長所短所に就いても知らしむるやうにして欲しい。「我が國家」に就いては、國體の精華を十分に研究せしむるやうに致されたい。外國より種々の思想の傳來して時代故、各國建國の由來より説き疑惑を一掃されたい。なほ國家の統一力の強き國家は良い國家であるが、君主國と共和國とを比較せしめ、我が國家の優越してゐる點を十分に理解せしめたい。

「天皇」の章中、「皇室及皇族」の所で敬稱の用ひ方を教へることが必要である。なほ此の章に宮内省のことを附加し、省の任務を説き省とはいつても他の各省とは全然内容を異にし、國務には關係ないものであることをも教授されたい。

「臣民、領土」の章では、領海領空のことをも教へる。「租借地・委任統治の地域」の所で新附の民に對する心得を注意する。朝鮮人が其處らを歩いて居るのを見ても、我々と同じ國民だといふ感じがチヨット持てないが、それではいけない。

なほこの章に於て、國民たる資格を明にするため、國籍の取得、喪失に關することに注意し、また國民性の長所短所に關しても研究しおいて、共に適當のところにて授くるやうにしたい。

「立憲政治」の章に於ては、世界に於ける立憲政治の發達と比較し、我が國立憲政治の特質を明

にして、立憲政治の本旨を十分に理解せしめられたい。

「帝國議會」の章に政黨に關することを説くことにしてゐるが、細目に政黨の意義及政黨の利弊を先きにして政黨の沿革を後にしたるは、一般的に政黨の意義を説き政黨の利弊を擧げたる後、我が國の政黨の沿革を事實に基きて説き、現在の政黨に及ぼしたためである。現在の政黨を擧げて利弊を説く趣旨ではない。

選舉のことに關しては、我々國民の我が國の政治に參與することの出来るのは、この選舉による次第なのであり、吾人が忠誠を國家に捧ぐるもまたこれによる次第故、選舉の神聖にして公正なるべきことを十分に悟らしめたい。

「國務大臣・樞密顧問」の章に於ては、特に説明する要もないことと思ふ。

「行政官廳」の章に於ては、地方官廳は府縣の行政のところにて述べてあるので本章に於ては之を略してゐる。中央行政官廳に、會計検査院、行政裁判所を入れてゐるのは、教授上の便宜のためである。

この章に於て教授するときに、政府の觀念、官吏と吏員との別を明にされたい。

「國法」の章に於ては、現代の青年は、これまで社會に於て權利を非常に主張して來た關係か

らか、法網に觸れなければ、如何なることを行ふても可なりとの思想を持つてゐるものが少くない。法が我々の行爲の規範の全部を占めてゐるものなればそれでよい譯であるが、法は我々が社會生活をして行く上に於ける行爲の規範の總てではないのである。規範を成すものは宗教・道德・風俗習慣・色々の技術等であつて、それらの規範の一部分を法律として制定したものである。だから我々が共同生活をして行く上に於て、單に法を守つただけでは立派な人間とは言はれない。その點をよく理解させて「法の尊重」「法と道德」を授けるやうにして戴きたい。

「裁判所」の章に於ては、司法權の獨立せざる昔の時代のことよりして、今日の司法權の獨立したる裁判所のこと及びして説明すること、尙少年審判所のことを附加して説明されたい。

「國防」の章に於ては、軍備に就き、沿革的に説き、諸外國を比較して説明し、國民皆兵の趣旨と軍事後援のことは十分に徹底するやうに説明し、なほ廢兵院のことに就ても説明されたい。

「國交と國民」の章に於て注意すべきことは、國が違へば言語も異り、人情・風俗習慣も違ふ。さうすると何處でもさうであるが、知らぬ他國人を賤視する。維新の際には西洋人を人間扱ひしなかつた。維新前の記録を見ると、今度毛唐人が何匹來たと書いてある。併しそれは此方からばかりではない。西洋人の方からも日本人を動物視して居つたに相違ない。だから風俗習慣を異に

すると相手を賤視する感情を持ち易いものだといふことを、出来る丈具體的の實例を擧げて示し、それは昔の遺風で、交通の發達した今日に於ては、お互に人格を尊重して交はらなければならぬといふことを今後の國民に知らせて戴きたい。獨り他國人との間に限らず、封建時代には同じ日本人でも他藩の者を賤視したもので、今でも地方を歩くと其の風の残つて居る所がよくある。例へば某藩と某藩とは喧嘩して居つたものだから、今日同じ縣になつても、彼奴らは某藩の者だといふやうに擯斥する。私の子供の頃には、隣の部落に行く時は喧嘩する考で行つたものである。他の部落の知らん者が來たら土堤蔭などから石礫でも投げるのが當然のやうに考へて居つた。私も子供の時に父親の藥を隣の部落に取りに行き、石を投げられて、藥瓶などは投げ出して泣いて歸つたことを覚えて居る。かかる風は交通の發達、教育の普及と共に次第に薄らいで來たのであるけれども、なほ地方には遺風が残つてゐるのであるから、かかる島國的の狭い考は大國民となつた今日に於ては、一日も早く改むべきものなることを悟らしむるやうに致されたい。

外國人に對しては、初めは前述のやうに擯斥し輕侮して居たものであるが、その後交通の頻繁となり、歐米各國の文化の進歩し居ることを知るに従ひ、其の文化に眩惑すると共に歐米人を畏敬するの念が起り、今度は反對に歐米各國を尊び歐米人を崇め、我が國を輕んじ、卑屈に流るる

風を生じ、我が國より文化の進まざる東洋人に對しては之を輕視するの風を生じたのである。共にこれは面白くない風であるから、何れに對しても一視同仁、互に尊敬して交り、大國的國民の襟度と文明國民たるの面目を保つやうにしたいものである。外國人に對しては、今日でも言語の通ぜぬことより、又は風俗を異にする上より兎角誤解を生ずることがあるから、外國人の來ることのある地方では、この點に對しても注意するやうにして欲しい。

「交通」の章に就ても、沿革的に説明すべきは勿論であるが、地方に於ては道路品評會其他道路保護の分擔をなす等、道路の保護に關することがあるから、要綱の細目の外これ等のことも調査しておいて交通道德の具體例として説明さるるやうに致されたい。

「我が國の産業」の章に於ては、要綱にある細目を委しく研究せしむるやうに致されたい。特に海外發展に就いては、我が國民は鎖國時代の遺風ありて、此の氣風は乏しい次第であるから、獨り男子青年に理解せしむるのみならず、女子青年に對しても十分に之を理解せしめ、共に海外に進出するの氣風を養ふやうに努め、尙父兄老人に對しても之を理解せしむるやうに致したい。男子青年が海外雄飛の志を起しても、共に行つて之を助けんとする女子青年が乏しく、たまく希望するものがあつても父兄や老人共の反對があつて成立しないといふことを屢々聞くことがとある

故特に蛇足を添へた次第である。

なほ我が國民は錦を着て郷に歸るといふ風があるので、植民には拙であるといふこともしばしば聞く次第故、この點にも注意して欲しい。

「社會改善」の章に於ては、社會問題、思想問題に關し、教師も偏見に陥らぬやうに十分の研究を重ね、公正なる批判により青年の思想を善導するやうに致されたい。近時若い教員の間、青年の間にもマルキシズムの思想が傳播しつつある次第故、青年の教育に任ずるものは、文學に興味を有する青年、青年の讀書、交友等に注意して、十分之を警戒するやうに致されたい。讀書より入るものは初めは文藝書より、交友より入るものは東京などに居り、此の思想にかぶれ居る友人などと交通したるより入るやうであるから、油斷なく注意せられたい。

むしろ、青年は理想に活きるもの故、その町村の社會改善に關して進んで之を研究せしめ、社會奉仕的の運動を起さしむるやうに指導されたい。

「世界と日本」の章に於ては、文化史上に於ける我が國の地位を説き、東西兩洋の中間にある我が國が、東西兩洋の文明を融合して新文明を作り、以て世界の文化に貢獻することが、我が國の使命なることを知らしめたい。

第五章 公民的訓練

第一 公民的訓練と環境

生徒の環境といへば、言ふ迄もなく家庭・學校・社會の三つのものであるが、生徒は多くは家庭生活をして居る間に品性の基礎的陶冶を受ける。昔の武士教育は武士の家庭に於て養はれた點が相當に多かつた。だから家庭が良ければ、その家庭生活の間に自然に公民的道德の陶冶をも受くる譯である。その點から考へて、今後の教育としては先づ家庭を良くすることに力を盡くさなければならぬ。文部省が社會教育の方面に於て、婦人團體の發達を圖つて家庭教育の振興を遂げるやうにしようといふ運動を起した所以も其處にある。生徒が學校に這入れば、その學校生活に於て、若し校風が良ければ知らずくの間の良い性格を陶冶される譯であるから、學校の方に於て

は良い校風を發揚するやうに努めなければならぬ。併し學校の校風が如何に良くとも社會そのものが非常に悪しくては、やはり其の影響を受ける次第であるから、お互に出来るだけ社會を良くするやうに努力を拂はなければならぬ。

第二 公民的訓練の基礎的調査

一、國民性の調査

我が國民性の長所短所を調査するのである。國民性に就いては、學者が研究されたものを發表されて居るから、それらをよく研究して戴けば宜いと思ふ。最近、徳富蘇峯先生が「現代日本と世界の動き」と題する本を出されてゐるが、その中に我が國民性に就いて論じて居られる、其の要旨を述べて見ると、我が國民は一方に極端なる保守的性格を有し他方に極端なる進歩的性格を持つて居る。その具體的の例として、聖徳太子は、あの時代に佛教を輸入せられ、遠く支那朝鮮から色々の文物を輸入された、如何にも進歩的な御方であるが、一面には非常に保守的な御方で

あつた。隋の煬帝に宛て、「日出づる國の天子、日没する所の天子に書を致す、恙なきや」と書かれたことによつて明かなる如く、國體の尊嚴を汚すやうなことは決してなされなかつた。盛んに隋唐の文物を入れたけれども、精神まで隋唐に心酔してしまふことは決してなかつた。降つて信長・秀吉・家康の三人に就いて見ても、家康の如きは特に保守的人物と思はれて居るが、寢臺を拵へて寝起きして居つたといふことである。今日から見れば中々ハイカラであつたのである。信長・秀吉に至つては、西洋の文物を入れ非常に進歩的な人であつたが、併し其の半面には三人とも我が國風を崇び、非常に保守的であつたのである。戰國時代永く衰微した皇室も、信長に至つて再び皇室尊重の精神を強調して復興したのである。次に降つて近世となり、恐れ多いことであるが、明治天皇の御一生を拜し奉ると、御承知の通り其の一面に於ては非常に進歩的であらせられたが、同時に他面に於ては、我が國體の尊嚴を保持せられ、神をお敬ひになつて、我が國神なからの大道を實行遊ばされ、また宮中の御殿に電燈をお用ひにならぬ程の保守的で在らせられ、大正天皇様の時代になつてから電燈をおつけになつた。

以上申したやうに、我が國民性は兩面を持つて居る。さうして我が國民の缺點として特に氣がつくことは、餘りに思ひ切りがよ過ぎる。どうも日本人には持久性とか恒久性とかいふ精神が缺

けて居るやうである。もう一つは日本人は喧嘩好きである。江戸ツ子の氣性と同じで喧嘩が早い。その例としては、朝鮮征伐の際に於ける小西行長と加藤清正の先陣争ひ、最近ではロンドン條約を締結した直後、一方では海軍省の連中が一望に閉ち籠つて悲憤の涙を流して居る。他方では外務省の連中が大成功だとハシヤギながら祝盃を擧げて居る。どうも日本人は一致しにくい點がある。私が滿洲に行つた時に聞いたことであるが、滿鐵と關東廳と陸軍方面の滿洲に對する態度が一致せん。自分の功名にしようといふ傾があつていかぬ。所が外國の人々はさうではなくて、總てが一つになつて、自分の國力の伸張に努力して居るといふことである。さういふやうに喧嘩好きの性格を持つて居りながら、日本人が今日まで立派に統一を保つて發展して來たのは何に因るかといへば、萬世一系の皇室を戴き奉つて、所謂皇室中心主義で進んで來たところにある。だから我が國としては、この保守進歩の兩面を有する性格、喧嘩好き、かういふ國民性を何處までも皇室中心主義によつて、統一を保ちて進まなければならぬと、蘇峯先生は説かれてゐる。如何にもさうだといふ氣持がしたので國民性調査の一資料に申した譯である。

井上博士(哲次郎)の國民性に關する意見は、諸君の既に御承知のことと思ふが、参考までにその梗概を述べる。

一 長所

- 1 現實性 高遠なる推論等を嫌ふ。之は印度民族の如き現實に疎くして、亡國となるに比して長所なれども、遠大の理想の下に、永久の發展を遂げんとするに乏しい。
- 2 樂天性 固有の我が民族性は、厭世悲觀に遠ざかつてゐる。
- 3 單純性 複雑を好まず、山川、草花、盆栽、秋蟲等の自然を愛する。
- 4 潔白性 物質上にも精神上にも清潔、清淨を好む。
- 5 淡泊性 衣食住其の他精神上に於ても淡泊である。
- 6 感激性 外來の刺戟に對して、鋭敏に感ずる。併し其の結果、時として氣がふれ易い。
- 7 應化性 周圍の境遇變化に旨く順應する。
- 8 統一性(同化性) 外來文化を咀嚼消化して、我が物と爲す力がある。
- 9 鋭敏性 速く物事を了解して小利口である。ために規模雄大、深遠幽奥を缺く弊がある。

二 短所

- 1 短氣性 忍耐力に乏しく根氣が足りない。
- 2 依頼性 家族制度の弊害であらうか、獨立心に乏しく、家族に依頼し、金に依頼し、權

勢に依頼する。

- 3 淺薄性 深刻性に乏しく、甚だ淺はかなる單純なることを以て満足してゐる。
- 4 狹小性 多年鎖國の弊によるか、萬事規模狭小にして、偉大なるものを理想とする點に缺陷が多い。須らく氣宇を大きくし、島國根性を去らねばならぬ。

5 虛榮心 實質若くは實力なきに、虛名に釣られて有頂天になるものもある。

尙同博士の我が國民精神の特色といふ論文を読んだが、其の要點を述べて見ると、

一 我が大和民族には本具的性向として、正直、廉潔の徳が顯著に發展して來てゐるやうに考へられる。

二 我が大和民族は比較的綜合統一の精神に富んでゐる。(外國の文明を取れ入れて之を咀嚼し消化すること)

三 我が大和民族は、淳化超上の思想的傾向を有してゐる。(綜合統一するのみならず、向上發展を計ること)

四 我が大和民族は、陽性樂觀の精神的態度を取つて來てゐる。

五 我が大和民族は、仁惠愛憐の情を餘程よく對外的に發露してゐる。

六 我が國は決して自ら進んで他民族を侵略したことはない。大勇威力の正義的敢行である。大和民族の特徴として六つの點を擧げたいけれども、我が國民にも幾多の短所がある。一例を擧ぐれば、我が國民は感情的で忍耐力に乏しい。また外來思想などに對して批判力が乏しく、濫信漫受といふやうな弊害が著しいやうに思はれる。その他諸種の缺點短所をよく研究して、長所は益々發展せしめ、短所は之を矯正することに注意せねばならぬと述べられ、要するに我が國民精神の淵源には國體神道がある。我が大和民族の今日あるを致した所以は、全く此の國體神道に依り、我が國民精神の長所が世界的に發揮された結果である、と申されてゐる。

新渡戸博士の日本國民性の長短といふ題の論文で、(一)人格觀念の缺乏、(二)穿き違へた忠君愛國、(三)家長天下の家族主義、(四)形式化した孝道、(五)人格涵養の必要、の五項に就て説かれたのを讀んだが、この項目丈でも參考になることと思ふて擧げたのである。

この外、深作博士、野田博士、互理教授其他の學者によつて述べられてゐるものがあるから、廣く研究して欲しい。

次に尙ほ國民精神研究の一方法として、外國人の見たる日本人觀を調査する必要あると思ふ。

二、地方民風地方民性の調査

國民性の調査をしたならば、其の地方の民風即ち地方の民性を調査して見ると宜しいと思ふ。其の調査項目を例へて申せば、敬神崇祖、即ち神佛の信心がどんな風であるか、年寄は信心するけれども若い者はどうも信心が薄くなつてゐる。老人に對する風がどう變つたか、人情はどうか、共同心は厚いか、團結心があるか、研究心はどうか、村民の貯蓄心はどうか、勤勉であるかどうか、納税その他の義務をよく守るか、公共心に富んで居るか即ち喜んで奉仕事業に参加するか、時間をよく守るか、酒を飲む風はないか、風紀はどうか、休日はどうなつて居るか、國旗を掲揚する風はどうか等、考へれば調査項目は幾らもあらうと思ふから、地方の民性を知るに足ると思ふ項目を定め、適當の方法によりて調査し、以て訓練施設を攻究する上に於ける適切なる基礎を得るやうに致されたい。

三、地方風習の調査

地方の風習の調査に就いては、第一には、社交の方面の風習の調査である。即ち新年・五節句・

盆・暮等に於ける風習、年を祝ふ風があるか。昔の五人組の遺風があるか。壯丁の送迎などの際に於ける風習等の調査である。第二には、冠婚葬祭に關する地方の風習の調査である。第三には、娛樂に關する地方の風習の調査であると思ふ。その他、地方に於ける作法の調査も大切なことと思ふ。尙ほ地方によりて調査する項目があらうと思ふが、これ等は何れも地方生活改善の基礎の調査の一つでもあり、郷土愛の精神涵養の施設の基礎ともなることと思ふ次第である。

四、國民生活狀況の調査

我が國民性や地方の民性が、その生活の上に現れてゐる譯であるから、またこの方面よりも調査して見る必要があると思ふ。即ち現時の國民の政治生活は如何であるか、經濟生活は如何であるか、社會生活の狀態は如何であるかを、其の地方を中心として調査して見ることである。而して、地方民の政治生活は、選舉と地方自治政の上に現れてゐるのであるから、その點を調査すれば知り得らるべく、經濟生活は職業生活の狀態、産業組合、共同經營等の發達、家庭收支の狀況、消費の狀況、貯蓄高等の調査により窺ふことを得べく、社會生活は、地方の民風及び風習の調査によつても知り得らるることが多いことと思ふが、この外地方に於ける種々の團體生活の狀況の

調査によりて、公民道德の涵養上の基礎を得ることが出來やうと思ふ。

五、地方家庭生活の狀況調査

家庭生活の一部面は、衣食住の調査の方面である。これは家事科の教授の基礎ともなる次第であるが、訓練の方よりも調査する必要があるから、よく調査事項を考へて調査して欲しいと思ふが、私の思ひ付いたことを一寸舉げて見ると、着物に就ては、よく洗濯して着て居るかどうか、はで好みであるか、質素な風であるとかの類があると思ふ。食事に就ては、營養のこともあるが、炊事の火の燃やし方より始め、食事の回数、食事に對する考即ち農村では食事は一の樂みにもなるのであるから、これ等に注意して調査して欲しい。私は永く香川県に居たのであるが、農家は年中日に四回の食事をつてゐる。朝早く起きると茶漬を食べ、晝飯の第一回は午前十時過ぎ、次が二三時頃、最後は日が暮れて七時か八時頃に食べる。だから小學校の子供は十一時を晝食にしてゐる。

住居に關する調査は、住宅の配置・間取、臺所の調査などもあり、洒掃清潔整頓等衛生の上より研究することもあり、又仕事の能率といふ點より調査することもあると思ふ。以上の衣食住に

關することは主として生活改善といふ方面から調査項目を定めて調査せば可ならんかと思ふが、生活改善に就いては、文部省構内に生活改善同盟會といふ團體があつて、委員を擧げて生活改善に關することを調査し、機關雜誌生活によりて之を宣傳することもあり、また生活改善の葉、農村生活改善指針等種々の出版物があり、調査研究の資料に供するに足ると思ふので序に紹介することにする。

次に家庭生活に就て調査の部面は、家庭に於ける作法の部面であると思ふ。作法は家庭生活のみならず、地方の風習の上より地方一般の作法の調査も必要と思ふが、尙別に家庭に於ける平常の作法の調査も次の家庭教育の調査と併せて行ふやうにしたい。

尙重要な家庭生活の他の部面は、只今申した家庭教育の方面のことである。家庭教育は、すべての教育訓練の根本であるから、極めて重要なものであるが、従來は餘りに學校教育に重きをおき、教育は學校の先生に任せておけば可なるかの如く一般國民は考へて居たのであるが、教育は單に學校教育にて止まらないのであつて、これと併せて社會教育並に家庭教育を振興せしむるにあらざれば、眞に完全なる教育の實を擧ぐることは出來ないのである。近來この點に漸く氣が付くやうになり、社會教育は青年の教育といひ、成人講座、勞務者の教育、圖書館、博

物館、映畫教育等稍々その緒に就いたのであるけれども、家庭教育に至りては、文部省に於ても一昨年の秋家庭教育指導者講習會を開いてより以來、漸く力を盡すやうになつたに過ぎないやうな次第であつて、今後この教育の發達に對しては大に力を用ゐなければならぬことと思ふのである。即ち思想困難の打壞も、經濟困難に處する途も、根本は健全なる家庭を築き上げ、國民精神の作興に須つより外はないことと信するのである。されば地方の家庭生活及家庭教育の調査に就いては、意を此の點におきて調査し、以て適當なる施設をなすの基礎とされんことを望む次第である。

六、現時の社會の風潮の調査

現時の社會の風潮は、大體に於ては都市社會を中心として地方社會に及んでゐる様に觀察せらるゝ故、既に現時に於ても地方の民風、及家庭生活の上にも反映して居り、其の調査の上にも現れてゐることと思ふのであるが、其の風潮の源泉である都市社會の風潮を知つて居て、地方に於ても教育上之を考へるの要がある。今日は汽車・汽船・自動車等の交通機關、電信電話、ラヂオ等の通信機關、新聞雜誌書籍等の文書によつて、都市との交通が頻繁になつてゐる譯故、邊鄙な田

舎とて安心して居てはならない。何時侵入して来るかわからないから、やはり現時の都市社會の風潮を知つておいて適切なる施設をなすの要があるのである。東京高等學校長の塚原文學博士は、現代青年の傾向として、(一)自由を愛好し平等を憧憬して居る。併しそれは眞の自由平等ではない。(二)唯心論的傾向乏しく唯物論的傾向が著しい。(三)宗教心が弱い。(四)自主獨立の精神に乏しい。(五)犠牲心が頗る弱い。(六)所謂個人的である。(七)特殊の虚榮心が強い。(八)傳統に囚れないといふ虚榮心と何事にも新しがる虚榮心の類)。(八)學業其の者に興味が薄い。(九)思考不周密にして而も斷行し易い。との九項を擧げて論じて居らるのを見たが、東京に居て青年の狀況を觀察して見ると確にこの傾向が著しいやうに感するのである。之は東京の社會の風が、青年の精神の上に反映してゐるのであらうと思ふが、又一つは世界大戰中より戰後にかけての所謂好景氣時代よりの金力萬能主義と、デモクラシーの思想の風靡と、社會主義的思想の浸潤と、マルクス主義などの影響を受けてゐるためと思ふのであるが、誰人も云ふ通り人心は弛緩し放縱に流れてゐるやうに感ずる。勤勞を忌避し、享樂を逐ふ傾があり、一般に華美に流れ質實剛健の風が薄らいで來たやうである。克己心忍耐力が乏しくなつたことは、軍人などの行軍演習などの場合にも、其の他に於ても、よく聞くところである。これ等は文化の進展に伴ふ弊かも知れぬが、其他長上

を尊敬するの念なども非常に薄らいだやうに思ふ。これも階級思想の打破などより來て居り、人格尊重の念が養はれて居ないためかとも思ふが、特に感ずるのは多數を以て無理押しする風が、總ての上に現れて來たことである。爲に秩序を輕視してゐる風を生じてゐる。これも政黨政治の弊の一つの現れかとも思ふ。青年はまた一般に覇氣に乏しく活氣が少くなつたやうに感ずる。これは就職困難の影響が大であると思ふ。また金力萬能の風がある。これは現實の社會狀況が然らしめたものと思ふ。兎に角現時の社會の風潮には色々の缺陷があるのであるから、よく調査研究して、其の學校に於ける生徒訓練の施設を講ずる際の参考にせねばならぬことと思ふ。

七、地方青年の心理思想の調査

青年の教育者は、青年を指導するには、兒童と同様の取扱を以てしてはならぬ。よく青年の心理を心得て居て、其の心理に合致するやうにしなければならぬ。小學校時代の兒童を取扱ふと同様の考を以てしては、青年を指導することは出來ぬ。さればよく青年期の心理を理解して居て、巧みに之を指導するやうにせねばならぬ。今試に青年期の特質を述べて見ると、青年期は、身體の發育旺盛で、精神上の變化の最も著しい時であり、思想の動搖、種々の煩悶を生ずる時代である。

故に多くの人が、青年時代は人生の危機時代と稱してゐる次第である。生理學者の調査するところに依れば、十六歳にして骨格は殆ど完成し、筋肉の發育も十六歳にして完成するといふことである。腦の働きの至つては、春機發動期に於て急激なる發達をなし、急調を呈し、所謂血氣に逸り、冒險を好むやうになるといふのであるから、武道とか運動競技とか野營とか遠足登山の類が、この時代の心身鍛鍊として適切なこととなるのである。

次に青年の心理の特徴を擧げて見ると、

- 一 感激性で單純性である。
- 二 輕信性で雷同性である。
- 三 正義感に強く同情心に富む。
- 四 知識慾に富み合理性を好む。
- 五 反抗性、鬭争性がある。
- 六 極端性、無謀性に走り易い。
- 七 好奇心で摸倣性に富む。
- 八 功名心、虚榮心が強い。

九 支配慾、優越性が多い。

のが著名である。これ青年は概ね經驗未だ狹隘で、且つ冷靜に思慮する餘裕がないから、輕信して雷同し易く、又正義心強く同情心に富み、多情多感、性質單純なので、社會の情勢に動され易く、一事に熱中し、また感奮し易く、腹も立て易く、感情的なのが著明である。而して事に當り之を感ずると、之を固執し、反抗と鬭争とを敢てし、之を實行に現して見たいといふのが特徴で、遂には極端な無謀な行動に出づるやうなこともある。これは好奇心に驅られ、新奇なる言動を摸倣し、功名心、虚榮心を満さんとする事より、或は他を支配し優越せんとする考から、反抗し固執し、無謀な行動を續けるといふ風がある。これ青年が、社會の種々の出來事に觸れ、或は新聞雜誌に於て、或は讀書に於て、或は講演などで、種々の思想や、事實に觸れると、其の思想や事實を十分に吟味することなくして、直ちに之を受入れて行く風があるのである。これが青年が率先して地方改善の事に喜んで當り、又新思想に加入する者の多くなる次第で、青年指導者の特に注意を要すべきことと思ふのである。綿貫文理大教授の調査された「思想と年齢との關係」は、これを證してゐると思ふから、左に参考として示さう。

思想と年齢

青年時代は、かやうに心が燃え易く、かうと思ふたことに一身を省みずして熱中し易いのであるから、この時代の指導は實に大切であつて、この時代の心理を善用するやうに指導上注意せねばならぬ。而して又この時代は自我の念が大に發達して干渉壓迫を嫌ひ、自尊心が高まり、人の出来ることなら我も出来るといふやうな氣持になり、長者に對する風も變つてくる次第であるから、自治的の諸種の事柄をなさしむるやうにするのが最も適切のことである。其の他研究心が強くなり、社交慾が發達し來り、眞の信仰心の湧いてくる時であつて、訓練上大切の時代である。以上は一般青年の心理に就ての一端を述べたのであるが、これに依りても青年を教育するには青年の心理の研究の必要なることを知るに足らうと思ふが、其の校に於て適切なる青年の教育を行ひ、訓練を徹底せんとするには、一般青年の心理を知ると共に、その地方の青年の思想を調査して、その思想の傾向を知り、以て適切なる訓練の施設を樹立するやうに注意せねばならぬことと思ふ。これ訓練の基礎的調査の一つとして、青年心理思想の調査を擧げたる所以である。

第三 公民的訓練施設

前節に述べたる國民性の調査、地方の民風・風習・國民生活及家庭生活の狀況等を調査したならば、それに基づいて其の地方の長所を助長し、弊風を矯めると同時に、良風を建設して行くやうに之が訓練の施設を研究せねばならぬ。それが爲には前節に述べたやうに、青年心理を研究し、それに依り、その學校に最も適切なる公民的訓練の施設をしなければならぬ。

一、學校生活即公民的訓練施設

學校生活は即公民的訓練の生活であるべき次第であるが、先づ學校として特別の施設をなすことなく、當然行はねばならぬことを考へて見よう。

一 朝會の如き行事を行ふこと。小學校は何處でも朝會を行つて居るが、近年は中等學校に於ても段々行ふやうになつて居る。補習學校でも、晝間の學校であれば朝會を行つて居るが、夜であれば、夜學の始めの會をやる方が宜いと思ふ。その始めの會のやり方は、公民的陶冶といふ上から考へると、小學校のやうな朝會のやり方もあるが、別に補習學校或は中等學校としてのやり方があると思ふ。私は野田の醤油工場に於ける朝の始めの會の狀況を見たが、この會合は、工場で青年訓練を行ふてから行ふやうになつたものである。即ち男女の職工が皆集まる。中央

に男女青年の職工、兩脇にそれごとく、男女の年取った職工が、事務室前の廣場に整列すると、工場長が正面に立ち、工場音楽隊の合圖によつて、一同氣をつけ、禮をする。次に祝祭日には國旗を掲揚する。私が視察に行つた時は、祝祭日と同じやうに、國旗掲揚もやつた。一同「君ケ代」の合唱と奏樂裡に國旗の掲揚される有様は實に壯嚴なものである。次に伊勢大廟及び官城に向つて遙拜し、それから工場長が壇に登つて訓辭を述べる。次いで青年訓練の指導員が立つて號令をかけると、一同は間隔を取つて上着を脱ぎ、年取った女の職工も一人残らず、元氣よく國民體操をする。體操が終ると間隔を詰め、樂隊の合圖で一同禮をして、奏樂の音につれて各自の工場に這入つて行く。それから一心不亂に働いて、實に能率が上がる。また此のほか夜に修養とか色々やつて居るが、工場が恰も學校のやうに一種の訓練場になつて居るといふ感じを受けた。工場ですらさういふ風に出来るのであるから、學校でやれば必ず出来る。その工場の寄宿舎に行つて見ると、總てが立派なもので、便所なども青年職工が分擔して、毎日奇麗に掃除して居つて、中まで奇麗に拭いて居る。だから訓練を目的として立つて居る學校に於て、學校の周圍が不潔であるとか、農舎内の農具が整頓して居らんとかいふことでは問題外である。そこで、朝會或は夜の學校であれば始めの會を訓練的にやつた方が宜いと思ふ。之は當

然やるべき性質のものであるが、まだやつて居らぬ所もあるから擧げておく。

二 四大節の儀式、入學式、卒業式、之は當然やることである。

三 神社の參拜、記念日に對する施設、之も當然行ふべきことである。

四 集會の時間を嚴守すること。苟も學校でやる集まりは總べて時間を嚴守したい。滋賀縣栗田郡の笠縫村は、もとは青年も成人もダラシのない村であつた。集會も時間通りに始めたことはなかつたさうである。所が石田校長が新任されて間もなく、何かの儀式の時に、何時から參列して戴きたいと豫め通知しておいたのに、當日その時間になつても參列者が一人もまだ來なかつたさうである。校長はそれに構はず、斷然時間通りに始めた。儀式の終り間近になつて、村長や其他の人々がポツ／＼來始めた。校長は腹の据つた人で、その人達に言譯しない。寧ろ、式後に、皆さんが遅れて來て戴いて、甚だ迷惑したといふ意味のことを申し、殊に青年團補習學校の生徒の方に向つてはウンと叱りつけた。苟も將來この村の中堅として、村を脊負つて立ち、村を立派にして行くべき青年諸君が、時間をすら守り得ないやうで何が出来るか、實は青年をダシに使つて、遅れて來た連中を大いにやつつけた。それ以來、笠縫村は時間が嚴守されるやうになつたさうである。また或る村では、殊に葬式の時間が守れない。其處の村長

さんが、時間を守る習慣をつけなければならぬといふので、自分の家で葬式のあつた時に、参會者が無いのも構はず時間通りに始めた。葬式の終る頃にポツ／＼來始めた。それ以來、葬式などの時間が改まつたさうであるが、とにかく思ひ切つてやらなければ、悪い風を矯めることは出来ない。

五 規律を重んずる學校の生徒として當然遵守すべき事項は、嚴格に守ることが當然であるといふ習慣を起すやうに致したのである。

六 實習 實習は公民訓練の施設の一つと考へて、ゆるみなく指導して欲しい。設計書の作成、日誌の記入、諸調査、實習の忠實なる實行等良い公民訓練である。また同時に研究心を陶冶する。且つ部落實習をやつて居れば、それによつて共同心を陶冶することが少くないことと思ふ。

七 教室・校舎・學校周囲の整理整頓、之を公民訓練といふ考で施設する。生徒自身にも一の修養行事であるといふ考でなさしめる。掃除をしても、心が這入つて居らんと、言ひつけられたからするのだといふ程度に止まつて、床は拭いて居つても、硝子窓の棧の邊りに塵があるとか蜘蛛の巣が掛かつて居るとかいふことになる。仕事をする人に魂が這入るやうになれば、訓練が出來て行く次第である。

八 記録の整理 日誌を書かせるとか、さういふ仕事を學校から言ひつける。その言ひつけた仕事を正確にさせるやうにする。記録が立派に出來て居らんといふのは、多くの場合は教師の方が續かないのであるから、さういふことのないやうに注意して戴きたい。

右は學校で當然やるべきことであるが、尙ほ生徒自らをして研究せしめ、實行せしめて行く問題が澤山あると思ふ。

二、生徒を自治團として行はしむべき施設

生徒をして自治團の組織をなさしめて行はしむべき訓練項目は成るべく生徒等に考へさせるのであるが、茲では話の便宜上、項目を擧げて述べることにする。

一 國民精神の向上施設 我々が國民精神を磨き上げる爲にはどんなことをやつたら宜いかといふことを研究させたならば、神宮及宮城の遙拜とか、神社の掃除をやるとか、全村で國旗掲揚を行ふやうに努めるとか、入退營兵の送迎とか、國民精神を向上させる施設に就て、色々申すことと思ふ。これを一つ／＼生徒に吟味相談せしめて實行せしむるやうにする。

二 自治共同精神の向上施設 之に就いても例へば運動會とか展覽會とか實習とかを行ふに際し

生徒自らに色々計畫せしめ、進んで實行するやうに仕向けて行く。無論教師はそれを指導する。そのほか自分の町村の調査或は視察などをやるやうな精神に導いて行くこと等である。

三 規律節制の訓練 服装とか、時間の厳守とか、整理整頓を良くするとか等、生徒互に色々考究せしめたる上、それぞれ行はしむべき事項が色々あらうと思ふ。

四 職業心の陶冶施設 職業愛好の精神を陶冶する施設であるが、生徒が家庭に於て研究し居ることを教師が見てやるといふことが、生徒の職業に對する研究心を高めて職業愛好の精神を涵養する助けとなることと思ふが、自治團としての施設としては、農村であれば、農事研究會を設けしめて、それ／＼研究に當らしむるとか、又はそれ／＼の研究部門を設けしめ、例へば養鶏研究會とか、園藝研究會とか、農産製造研究會とかの類を設けしめ、生徒等自らが其の望むところの會員となり互に進んで研究して實行せしむるやうにしたならば、次第に研究心を増し職業愛好の精神をも高め得ることと信ずる。かくして生徒が進んで研究せんとするに至れば、勤勞心の涵養は問題でないと思ふ。

五 節約利用施設 節約利用の施設としては、第一に浪費してゐるものなきかを調査せしめ、又無駄な生活をしてゐるか否かを調査せしめ、無駄な生活や浪費してゐる點あれば、之を改める施設を工夫して行はしめる。更に積極的には天然物を大切にし、之が利用を工夫せしめ、又勤儉の施設を攻究せしめて實行せしむるやうにする。

六 矯風施設 その地方／＼の状況に應じて矯風施設をなさしめるのであるが、早起會を設けるとか、敬老會を行ふとか、青年團としては禁酒の申合せをなすとか、風紀の振肅して居ないやうな地方では、これが改善の施設を工夫せしむるとかの類である。

七 社會奉仕の施設 地方に行つて見ると、消防の後援をなすとか、神社・公園等の掃除をなすとか、時の鐘を報するとか、毎月一回道路の整理をなすとか、學校の校庭の整理等に手傳をなすとか、其の時々に適切なる宣傳を行ふとか、學校役場等の仕事の手傳をなすとか、種々の社會奉仕的施設を見るのであるが、これも地方の状況に應じて適切なるものを研究して行はしめるやうにする。たゞ生徒の生活上無理にならぬやう注意が入る。

八 研究施設 農事研究會を設けるとか、文庫の施設をなし、讀書會を設けるとか、農事上の競技會、品評會を行ふとか、種々の施設をしてお互に研究し合ふことが、色々あらうと思ふ。

九 體育施設 體育の施設としては、衛生の施設と積極的の體育施設とあるのであるが、これも工夫して行ふやうにして欲しい。

一〇 其他修養施設 學校にて工夫して欲しい。

生徒を自治團としての訓練施設は、校友會とか學友會との施設で行ふてゐる學校も多いが、神戸の實業補習學校中には、學校青年團として行ふてゐるものもある。學校の事情に應じて其の目的を達し易き方法を探つて頂けばよろしいことと思ふ。

三、生徒の修養團體の助成

生徒をして修養團體を造らしむるやうに指導して行く。之は農村では特別には必要はないかも知れないが、都會の學校などでは必要だらうと思ふ。神戸の實業補習學校で何千人と生徒のある所では、色々の生徒の修養團體がある。希望社式のもの、修養團式のもの、早起會、早天修養會、讀書會、歌の會、謠の會、柔道部の會、劍道部の會、相互修養會など、生徒等が希望者を一團として色々の修養團體を造つて居る。神戸の實業補習學校で、かくの如き修養會のあるところでは毎晩の授業は二時間であるが、その授業が終つてから後、三つか四つか修養の會が開會されて、一時間ぐらゐ互に話し合ふて、それから歸つて行く。

以上のやうに生徒がお互に自分等で修養して參らうといふ氣持を起し、お互に磨き合つて行くことは非常に宜いことと思ふが、それを助成したい。

四、生徒相互の勸奨誘掖

生徒相互の勸奨は、其の效果は、教師の訓戒より著しい次第であるから、生徒相互に勸奨するやう誘導してやる事が、また青年教育上大切のことと思ふ。生徒をして自治團の組織をなさしめて自治的になさしめることも、この効果を利用してゐる施設と思ふが、個人々々の間に於てもこの風を起さしむるやうにしたい。

五、訪問調査

農村の學校であれば、篤農家や篤志家を訪問せしめて、其の經營談を聞かして其の實際を見せしむるとか、模範的の組合を訪問調査せしむるとかの方法を行はしめると、生徒自身はそれによりて非常に感化を受ける。私は地方の農學校長であつた際に之を行つて見て、非常に有益であつたと感じて居る。篤農家などを訪問して、その人のして居る仕事を見せて貰ひ、その人から何か話を聞かしめると、大に感激し自分共も卒業後には、大に努力してやつて見ようとの精神を呼

び起し、其の効果の一次的でなかつたことを記憶してゐる。

六、見學と修學旅行

見學と修學旅行に就いても訓練の一つの仕事としてやつて戴きたい。私はよく汽車旅行をするが、時には修學旅行の生徒と乗り合せることもある。他郷に出るのであるから、お互に體面を汚してはならんといふ氣持でゐて呉れ、ば宜いのであるが、籠の鳥が飛ばされたやうに氣儘なことをする。煙草を飲む者があり、馬鹿騒ぎをする者がある。これらは教師の方も不注意のことで、學校を出る前に生徒によく注意しておかなければならぬことである。生徒としても生徒たる體面を汚さざる覺悟を持つやうに訓練されてゐなければならぬ。殊に教師は、見學する場所に行つた際に於ける指導に對する案は、學校に於て學科の教授以上に十分に指導案を立ててゐなければならぬ。茲に付け加へておきたいことは、静岡縣の中泉の農學校及びその近くの實業補習學校や青年團などでも行つて居ることであるが、篤農家の處に見學に行くときには、豫じめ篤農家の所に行き、或は手紙を以て、何月何日の何時頃にあなたのお宅に生徒何人或は青年何人を率ひてまゐるから、先づあなたのお宅の仕事を、何でも宜いから一時間程やらせて戴きたい。その後であな

たの經營して居られることを見せて戴き、今までの御苦心談を聞かせて戴きたいと頼んでおく。さうすると篤農家は、それではと、桑園の中耕の時でもあれば之を起して貰ふと丁度宜い時だからやつて貰はうと仕事を拵へておく。當日になつて行つて、先づ仕事の話をする、この仕事と申されると行つた連中はウンと能率を上げて働く。篤農家も大助かりだから、イモでも蒸して待つて居ると、一同は仕事を済まして来る。皆さん御苦勞でした、どうぞイモでも上がつて下さい。そこで晝飯を食ふ。それから其の家の仕事を見せて貰つて、話を聞いて歸る。之は面白いやり方だと思ふ。殊に篤農家などは視察者が多くと、それに対する説明で自分の家の仕事が邪魔されるが、今のやうなやり方ならば、篤農家の方も仕事が捗るし、見に行つた方も篤農家の所で働いて體驗をし、あの時のイモは旨かつた、あの時の話は爲になつた、あの通りにやらなければならんといふので、兩方とも都合が好い。遠州だから二宮先生の推讓の道をお互に行つてゐるものだと思ふたのである。

七、家庭整理改善の助成

家庭の整理改善としては、着手の第一歩としては、生徒をして家庭の掃除をよくし、住宅より

納屋其の他に至るまで、物品の整頓をよくするやうに努めしめ、次第に部落々々の青年や父兄の申合せによつて、家庭の整理改善が實行されるやうに導いて行くのであるが、この方法は九州の方の町村補習學校には中々よく出来て居るところがある。殊に宮崎縣の町村の實業補習學校に於ては、この特色があつて、學校の助成で部落の青年が中心となり、部落の人々が協力し家庭の整理改善をよくやつて居る地方が多い。之は結構なことであると思ふたのである。

八、地方改善と學校の協力

その地方の改善のために學校が色々の團體と共力して行く。さうして青年を訓練することである。青年を訓練することは口で言ふて居つただけではいけない。青年といふものは仕事をさせると喜ぶものであるから、青年自身をして研究せしめ、仕事をなさしめ、仕事によりて訓練を進めて行くやうにするを可とする。之がためには、地方にある種々の團體の地方改善事業に協力せしめ、以て地方の振興に貢献せしむるやうに致したいと思ふ。

第四 基礎としての小學教育に對する施設

青年教育の方が適當に施設したとしても、基礎になる小學校が其の通りにならなければ旨く行かないのであるから、農村であれば農村教育といふ上から、よく小學校の施設すべきことを考へて行ふやうにして欲しい。この點は從來の小學校に比すると、各地とも段々注意して小學校が多くなりつつある次第で、洵に國家教育のため喜ぶべきことであるが、なほ從來の教育思想より脱脚しない小學校も少くない次第であるから、小學教育の改善の一つとして小學教育者に猛省を願ふ次第である。從來の教育は、概念的に抽象的に徒に人を作ると云ふことにのみ走り、兒童生徒の生活を省みず、環境を顧慮することが少なかつたのである。爲に教育が社會の實生活とか離れ疎いものとなり、教育の効果の直接に見えるところが、實社會の人々の期待に背くやうになつたので、役にたたぬ教育といふ批評が素人の人々の間より起り、教育の思潮も亦生活教育とか、體驗教育とかが唱へられるやうになり、作業學校とか生産學校とか稱するものが生れ、従つて又公民

教育、郷土教育などが唱導されるやうになつて來たので、我が國に於ても從來の教育に對する反省が起り、教育の實際化・地方化が唱へられ、次で教育の郷土化が唱導され、今や郷土教育が、學校教育の基礎たらんとしつつあり、又一面に於て、兒童生徒は將來何等かの職業に従事すべきものであるから、職業指導の教育が、普通教育を主とする學校に於ては、實業教育を行ふ學校よりも一層必要なることを認められるやうになつたので、この點にも注意を拂はねばならぬが、農村の小學校としては、其の卒業生の一部分は都會に出づるものあれど、半數以上は地方に止るものである。又教育思潮も生活、體驗を重んじ、兒童郷土の生活を基礎として行ふべきやうになりつつある次第であるから、青年の教育の基礎たるのみならず、其の本來の教育に鑑みても、農村には農村の生活に、都市には都市の生活に適切なる施設を小學校教育の施設として攻究して、實現されんことを望んで止まぬ次第である。農村の小學校に對しては、拙著「現代農村と小學校經營」を參酌せられんことを望む次第である。

第五 男女青年團と連絡しての實行

近年男女青年團の發達は、組織立ちて著しいものがある。而して男子青年團は、尋常小學校卒業の年齢より二十五歳までの青年を團員としてゐる所多いが、人員より云へば實業補習學校の生徒が多數を占めて、中堅を成してゐるところが多い。女子青年團の方は、女子青年團員であり處女會員であり、實業補習學校の生徒であるといふのが多數を占めてゐる。かやうな次第であるから、實業補習學校生徒の訓練は、男女青年團の修養行事として、行はしめて可なるものが頗る多い。而して今日の男女青年團の修養行事は、何れの團に於ても、これを月に配當せる行事表を作つて實行しつつあること故、實業補習學校に於てはよくこれと連絡し、相提携して、これ等修養行事を實行せしむるやうに致したい。

次の修養施設表の表は、滋賀縣野州郡篠原村の男女青年團の施設であるが、最近同村に行き男女青年團の修養狀況を實際に見せて貰ひ、この月の行事表により必ず實行して居り、その成績もよろしく、文部大臣より表彰されてゐる丈あると感じたので、參考までに示すことにする。

一、滋賀縣野州郡篠原村青年團

一、各部修養事項

一 修 學 部

- 1 補習學校就學出席の獎勵調査督勵
- 2 講習會、講演會
- 3 優良青年團視察
- 4 研究發表會
- 5 乃木祭
- 6 尊德祭
- 7 義士祭
- 8 勅語詔書令旨捧讀式
- 9 學藝發表會

二 研農部

- 1 稻作增收品評會
- 2 堆肥品評會
- 3 副業研究
- 4 繩綯競技會
- 5 稻作栽培調査
- 6 農事視察

7 農事講習講演會

三 文 藝 部

- 1 團報發行
- 2 青年文庫保管並に利用
- 3 冠句會
- 4 青年文庫維持用繩の品評會
- 5 懸賞募集
- 6 圖書購入

四 奉 仕 部

- 1 救恤事業援助
- 2 朝起會神社掃除
- 3 河川道路の修繕
- 4 非常召集勞力寄附
- 5 校庭砂持ち
- 6 夜警、除雪
- 7 時報器の保護
- 8 指道標、揭示板

男女青年團と連絡

- 4 時間勵行
 - 5 勤儉矯風宣傳
 - 6 朝起會、神社掃除
 - 7 勅語令旨捧讀式
 - 8 敬老會
 - 9 餘興會
 - 10 模範青年表彰
 - 11 宮城遙拜、忠魂碑敬禮
 - 12 廢物利用
 - 13 本村民風振作實行要目看視
- 七 談論部**
- 1 談論會
 - 2 他町村青年選手雄辯會
 - 3 本郡聯合會青年團雄辯會
 - 4 講演會
 - 5 學藝發表會
 - 6 討論會
 - 7 模擬村會

公民的訓練

- 9 名所舊跡の保護
 - 10 山林原野の保護
 - 11 義勇消防
- 五 體育部**
- 1 運動會
 - 2 柔道大會
 - 3 角力大會
 - 4 身體檢查
 - 5 柔道寒稽古
 - 6 遠足登山
 - 7 朝起會
 - 8 體操教練
 - 9 運動選手派遣
- 六 風紀部**
- 1 服裝檢查
 - 2 國旗掲出調査
 - 3 諸會合出席調査

思想方面	
勤儉 矯風	
5 表彰	青年として常に自覚し修養せる者を表彰す 年一回役員及有志一同が優良青年團を視察す 年々青年團員が参拾銭宛出金して基本金を蓄積す 實補習訓共に修學係が出て督勵す 各支團に於て神社掃除と兼ね行ふ 會合の際は團服にて必ず出席す
6 優良青年團視察	
7 基本金蓄積	
1 補習學校出席就學督勵	
2 朝起會	
3 團服の制定	
4 永年使用獎勵	冬季總會の際永年使用品を展覽し永年使用者を表彰す 風紀正副部長は服装携帯品検査等を臨時に行ひ風紀を取締る 本村民風振作實行要目特に巻煙草の村内禁煙の看視
5 風紀取締	
6 本村民風振作實行要目看視	
7 廢物利用	
8 貯金	常に勤儉になし貯金を獎勵す 諸會合には時間厲行者を支團別に調査し年度の終りに表彰す 勤勉家として他に模範となるものを表彰す
9 時間厲行	
10 勤勉青年表彰	各支團別に團員が交代にて年中或は季節に限り夜警す 各支團體單位に組織なし非常時に消防組を助く 降雪毎に各團員の責任區域の除雪をなす
1 夜警	
2 義勇消防隊	
3 除雪	

二、修養施設概要

方面	施設要項	施設事項	施設説明
徳性	國民精神涵養	1 四大節其他式参列 2 勅語詔書令旨捧讀式 3 大廟宮城遙拜 4 御眞影、忠魂碑敬禮 5 國旗掲出の厲行 6 神社寺院参拜 7 名所舊跡の保護 8 乃木祭・藤樹祭・義士祭 9 神社境内掃除	四大節其の他小學校で舉行さる諸式には全團員参列す 教育勅語、令旨御下賜當日及總會に捧讀して御趣旨を徹底せしむ 總會には必ず遙拜し聖恩を感謝し奉る 小學校に來た場合必ず御眞影忠魂碑に拜禮す 祝祭日には國旗掲出を厲行し各支團に於て調査す 祝祭日、入營、旅行等の際参拜し神社寺院前を通る時は拜禮す 本村内にある名所舊跡を各支團に於て保護す 乃木藤樹義士祭當日夜間會合し講演を開き修養す 各支團別に隔月一回朝起會を兼ね神社境内の掃除をなす 實補習校に校友會あり其の組織を自活的になし指導す 谷支團に於て最も慎重に行ふ役員には辭令交付す 部長制度となし各部長に團務を分ち自治的になす 部長に原案作成せしめ慎重に協議し決議事項は必ず行ふ
	自治觀念養成	1 自治的訓練 2 役員選舉 3 團務の分擔 4 役員會	

の 修 養	
社 會 奉 仕	團 員 の 親 睦
4 道路河川修繕	3 團員の慶弔
5 指道標建設	4 團員非常變災慰問手傳
6 山林原野の保護	5 在營在艦者慰問
7 在營者宅慰問手傳	6 物故團員の追弔會
8 小學校運動場の修繕	1 總 會
9 年賀郵便配達	2 講習講演會
10 時報器の保護	3 補習教育青年訓練
1 懇 親 會	
2 入退營送迎茶話會	

年二回全團員が出動して村道路河川の修繕をなし又各支團に於て大字内の道路の修繕をなす
 各支團に於て要所要所に建設して通行人に便を與ふ
 各大字より依頼を受け適當の日を定め監視保護す
 在營者宅に支團役員が農繁期に出て終日手傳ふ
 定期としては八月に運動場に團員一人三杯(ビール箱)宛持ち凹凸を均す、臨時にも又行ふ
 本村に配達すべき年賀郵便は青年團が引受配達す
 本團の御大典記念事業として設けた時報器の手入及保護をなす
 定期總會後粗飯にて學校で晚餐會をなす
 入退營者を招き總裁副總裁役員一同が茶話會を開く
 團員の慶弔には全團員に知らせ慶弔を共にす
 團員中災變を受けた者ある時は慰問及手傳をなす
 各支團別に全團員が慰問なし又本團として一年一回必ず慰問す
 三ヶ年に一回冬季總會の節追弔會をなす
 定期及臨時に開催し終日平素の修養を團員の前に發表す
 修養系統案により行ふ
 青年團員は補習教育を受けるを義務とし修養す

智 的 修 養		體 育 的 修 養		農 業 修 養	
4 青年文庫	8 視 察 旅 行	1 身 體 檢 査	4 農 事 講 習 講 演 會	4 共 同 作 物 栽 培	5 農 事 視 察
5 團 報 發 行 會	7 談 論 會	2 體 操 ・ 教 練	2 稻 作 增 收 品 評 會	3 農 事 研 究 發 表 會	
9 研 究 會	8 視 察 旅 行	3 角 力 會 ・ 柔 道 會	1 農 事 講 習 講 演 會	4 共 同 作 物 栽 培	
		4 柔 道 寒 稽 古	2 稻 作 增 收 品 評 會		
		5 運 動 會	3 農 事 研 究 發 表 會		
		6 遠 足 ・ 登 山	4 共 同 作 物 栽 培		

貸與規定により圖書を借り愛讀す
 年一回團報耕友を發行し意志の交換研究の發表をなす
 團員は一事研究事項を定め會合して研究事項を發表し合ふ
 談論會を開き平素修養せる事を發表して談論練習をなす
 在營者の慰問を兼ね適當の箇所を視察す
 毎年度始めに村醫に身體檢査を受け體格の向上に留意す
 各會合に體操教練をなし共同精神を養ふ
 質實剛健の氣風を養ふと共に身體の向上を圖る
 精神修養の目的を以て(夜間四十分間)廿日間行ふ
 毎年一回秋季行ふ
 毎年青年訓練所生徒と共に八日市飛行隊へ遠足し後期方案の如く登山す
 修養系統案により行ふ
 改元を記念として行ひ稻作栽培を研究し增收を圖る
 談論會の時又は其の他會合の時發表す
 支團を單位に稻麥桑等を研究的に共同栽培す
 全團員又は一部の團員が農事視察に赴き研究す

- 1 就學・出席の奨励・調査・報告
 - 2 月例会
 - 3 學藝發表會
 - 4 見學旅行
 - 5 品評會
 - 6 研究發表
 - 7 諸會合の出席調査
 - 8 講話・講習會
- 文 藝 部 (文藝思想並に讀書趣味の養成)
- 1 處女文庫保管並に利用會誌發刊
 - 2 文藝作品募集・回覽
 - 3 和歌・俳句・冠句募集
 - 4 講話・講習會
 - 5 家 政 部 (婦人天職の研究と家庭改善)
 - 1 裁縫手藝に關する事項
 - 2 家庭改善事項

- 3 展覽會開催
 - 4 研究發表
 - 5 講話・講習會
- 購 買 部 (物價並に經濟觀念の養成)
- 1 會員日用品の購買
 - 2 物價並に經濟に關する研究
 - 3 基本金の造成
 - 4 講話・講習會
- 娛 樂 部 (高雅なる趣味の養成)
- 1 生花練習と生花會
 - 2 音樂練習と音樂會
 - 3 和歌・俳句・冠句會
 - 4 ビンボン・テニス會
 - 5 試食會・茶話會
 - 6 琵琶・蓄音器
 - 7 盆栽・花卉栽培
 - 8 講話・講習會

- 體 育 部 (體育衛生思想の養成體位向上)
- 1 身體検査
 - 2 體育會
 - 3 ビンボン・テニス練習
 - 4 遠足・登山
 - 5 家庭體操の獎勵
 - 6 運動服の制定
 - 7 體育・衛生研究
 - 8 講話・講習會
- 風 紀 部 (徳性並に思想涵養)
- 1 國民精神涵養に關する事項
 - 2 敬神崇祖の觀念養成に關する事項
 - 3 婦徳の養成に關する事項
 - 4 自治協同心の涵養に關する事項
 - 5 勤儉矯風事項
 - 6 社會奉仕事業
 - 7 講話・講習會

二、修養施設概要

方面	施設事項	施設概要
全	1 會 館 設 定 2 會 員 手 牒 制 定 3 會 歌 制 定	學校々會の内二室を之に充て文庫其の他の設備をなし會合の際利用す 大正十三年五月郡として制定・諸會合の際は必ず持參修養に資す 大正十年十一月制定・舉式・會合其の他の場合に合唱す
般	4 修 養 系 統 案 作 製 5 補 習 教 育 の 徹 底 6 一 事 貫 行 ・ 一 事 研 究	在會中の修養を系統的にせんことを期し大正十三年八月作製 本會並に支部に修學係を置き會員の就學出席を獎勵し學年末に優良支部を表彰す 毎年度の始めに會員より方案を提出せしめ時々成績を調査し結果を發表せしむ
方	7 文 庫 設 置 8 表 彰	大正十二年九月 東宮殿下御成婚記念として設置・期別必讀書を定む る外圖書目錄を會員に配布し利用に努む 摸範處女・優良支部若くは支部の特種事項を表彰す
面	9 講 話 會 ・ 講 習 會	修養系統案により事業計畫の際協議して開催
智	1 月 例 會 2 講 話 會 ・ 講 習 會 3 學 藝 發 表 會 4 見 學 旅 行	毎月一回定例日に集會して月例會の方案により開催す 講話會は一月・八月・講習會は二月・九月に修養系統案に基き之を行ふ 毎年二月補習學校と合同して之を行ふ 年次により旅行の方面を定め毎年九月之を行ふ、之がため毎年定額貯金をなす

方		徳		
五 勤 儉 矯 風 事	3 2 1	四 自 治 協 同 心 の 養 成	二 敬 神 崇 祖 の 観 念 養 成	
			三 婦 徳 の 養 成	2 家 庭 祝 日 ・ 家 庭 祭 日
				3 墓 掃 除 並 に 墓 参
				4 敬 老 會
				1 實 踐 要 目 の 制 定
1 朝 起 ・ 朝 草 刈 獎 勵	5 謝 恩 會	3 一 日 一 善	2 作 法 實 習 會	
2 時 間 厲 行	4 慶 賀 ・ 弔 慰	4 檢 閲 制 定	3 作 法 實 習 會	
3 左 側 通 行	3 親 睦 會	5 入 退 會 式 ・ 總 會 ・ 役 員 會	4 敬 老 會	
	4 基 本 金 蓄 積	2 役 員 選 舉	3 墓 掃 除 並 に 墓 参	
	5 朝 起 ・ 朝 草 刈 獎 勵	1 會 入 退 會 式 ・ 總 會 ・ 役 員 會	2 實 踐 要 目 の 制 定	

家族の誕生日を家庭祝日とし祖先の冥日を家庭祭日とし一家團欒祝禮を行ふ
祖先の冥日並に信仰週間に墓掃除を行ひ墓参すること
學藝發表會當日八十歳以上の老人を招待し慰藉す
實踐要目十五ヶ條を定め日常實踐の規範とす
年三回（七月・十月・三月）日常必須の作法につき之を行ふ
善行の習慣を養成せんがため常に奨励し時々調査す
會合の際臨時に服装並に携帶品につき個人別・支部別に檢閲す
適當の時期を選び恩師並に本會の恩人に對し行ふ
入退會式は毎年四月之を行ひ會議其の他事業を可成自治的にす
最も慎重に行ひ適任者の選出を期す・役員には辭令を交付す
娛樂的催しと併せ行ひ馳走・茶菓等は會員に於て調製す
婚禮・死亡・病氣等の際之を行ふ
購買部利益金・會員の勤勞收入により蓄積す
郷土の美風涵養のため奨励・個人・支部につき調査
諸會合の際支部別に調査・優良支部表彰
會員各自が厲行すると共に本會として時々宣傳す

修	方面	能							
		12	11	10	9	8			
一 國民 精神 涵 養	施設要目	12 成 物 價 並 に 經 濟 思 想 養	11 日 用 品 共 同 購 買	10 作 法 實 習 會	9 研 究 發 表	8 文 藝 作 品 編 輯	7 會 誌 發 刊	6 農 産 品 々 評 會	5 製 作 品 々 評 會
	施設事項	<p>購買部事業として經營し會員に日用品を安價に供給すると共に本會の基金を造成す 購買部に於て時々物價並に經濟事情の調査をなし會員の参考に資す</p> <p>父兄會・學藝會等の當日之を行ふ</p> <p>購買部事業として經營し會員に日用品を安價に供給すると共に本會の基金を造成す</p> <p>購買部に於て時々物價並に經濟事情の調査をなし會員の参考に資す</p>							
	施設概要	<p>學校並に本會の舉式に參列、出席調査 會合の際捧讀、御趣旨を布衍し實踐を期す 旅行の際參拜、御眞影の拜禮は出校の際必ず行ふ 會合の際並に皇室御慶弔の際之を行ふ 厲行狀況調査・國旗の正しき掲揚方指導 祝祭日・寺院法會・婚禮・旅行等の際參拜</p>							

方 味 趣	面	面
1 生花練習と生花會	6 貯金獎勵	4 服制
2 音樂練習と音樂會	5 貸用傘	5 白粉・香水等使用禁止
3 和歌・俳句・冠句の募集と會	4 勞力奉仕	特別の場合の外白粉・香水等の使用を禁止し、調査す
4 試食會・茶話會	3 道路河川愛護	御成婚記念貯金に加入、常に貯金を獎勵し調査す
5 琵琶・蓄音器	2 下駄鼻緒箱	篠原驛並に學校に各五本宛を備付け貸用す
	1 講演會・講習會	村内五ヶ所に備付け時々鼻緒材料の補充をなす
		道路河川の清掃・修理・除雪
		校庭年々の砂持ちを始め公共事業に勞力寄附をなす
		孤兒院の寄附を始め・火災・水難等の場合に救護慰問す
		修養系統案に基き實施
		修養系統案に基き實施

方面 施設事項 施設概要

實補開校中毎週土曜に練習す
實補開校中毎週一時間以上練習す
總會・入退會・學藝發表會、展覽會
品評會等の際行ふ
但し單獨開催することあるべし
猶和歌、俳句、冠句の優良成績は
會誌に登載す
年四回(六月・十月・一月・三月行ふ)

面	身 體 方 面	面
7 講話會・講習會	1 身體検査	6 盆栽・花卉・栽培會
	2 體育會	7 講話會・講習會
	3 ビンボン・テニス會	
	4 遠足・登山	
	5 家庭體操の獎勵	
	6 運動服制定	
	7 體育衛生研究	
	8 講話會・講習會	

盆栽・花卉栽培上の智識方法を研究し之が栽培をなし時々陳列會品評會をなす
修養系統案に基き開催す

毎年四月之を行ひ處女手牒に記入し體育に資す、猶係に於て統計し比較研究す
毎年十月小學校・補習學校と合同して之を行ふ
實補開校中は中食休憩時又は放課後を利用してピンボン・テニスの練習をなす、時々競技會を行ふ
毎年三月行ふ又見學旅行の際併せ行ふ
家庭體操を定め毎日實行す
大正十一年制定 實補校の體操時 體育會 旅行 登山等の際使用す
體育 衛生に關する問題を作り個人別若しくは支部別に研究す
修養系統案に基き實施

三、會員實踐要目

- 1 會員は必ず補習教育を受くること
- 2 月例會・總會・講習會等には必ず出席すること
- 3 努めて讀書し見聞を廣め社會の進歩におくれざること

五	四		
氏神例祭 (五、六日)	月例會 (一日)	貸與傘調へ (五日)	整理圖書購入と文庫 (本月中)
國旗掲出・神社參拜	修養系統案により「處女會」に關する研究 貸與傘の利用狀況調査・傘の修理	退會者名簿整理・入會者名簿調製・履歴記入 文章・冠句・書方・圖畫共課題・各種共月末提出 國旗掲出・神社參拜 入退會者報告・會訓會歌朗讀・訓話・宣誓 會務會計報告役員任免會議 補習教育・施設全般・特種事項優良支部 個人別支部別結果調査及新年度方案提出 會員手牒に記入・年齢別統計比較研究 修養系統案により「體育衛生」に關する研究 (體格検査當日實施) 拜賀式に參列・國旗掲出・神社參拜 前期半額分を各支部別に徴收 會員希望圖書購入文庫圖書整理と回覽準備	會員名簿整理 (二日) 文藝作品募集 (二日) 神武天皇祭 (三日) 入退會式 (三日) 春季總會 (三日) 表彰 一事貫行 (十五日限) 一事貫行 (中旬) 身體検査 (中旬) 月例會 (中旬) 天長節 (廿九日) 會費徴收 (月末) 圖書購入と文庫 (本月中)
風紀部	風紀部	修學部	會計係・文藝部
風紀部	風紀部	體育部	體育部
風紀部	風紀部	總務部・各部係	總務部・各部係
風紀部	風紀部	修學部・總務部・各部係	修學部・總務部・各部係
風紀部	風紀部	記錄係會計係總務係	記錄係會計係總務係
風紀部	風紀部	名簿係・總務係・會長	名簿係・總務係・會長
風紀部	風紀部	風紀部	風紀部
風紀部	風紀部	文藝部	文藝部
風紀部	風紀部	名簿部	名簿部

- 4 會合には時間をたがへず出席すること
- 5 四大節には學校の舉式に參列すること
- 6 祝祭日には必ず國旗を出すこと
- 7 毎朝神佛を禮拜すること
- 8 父兄の命を守り常に孝養を怠らぬこと
- 9 會員は縮服を着用し質素を旨とすること
- 10 禮儀を守り言葉遣ひを丁寧にする事
- 11 左側を通行すること
- 12 言責を重し約束を嚴守すること
- 13 公共事業には卒先して盡力すること
- 14 人に親切を盡すこと
- 15 常に衛生を重し毎日家庭體操を行ふこと

四、年中行事

月	事項	實施要項	實行機關
二月	實業補習學校 女子部入學式	支部長引卒入學會員出席	修學部

文藝作品募集 (二十日) 彼岸會 秋季皇靈祭 (廿四日) 見學旅行 (下旬) 會誌原稿編輯完了(三十日)	文章・冠句・書方・圖畫等自由題・十月廿日限提出 墓掃除・墓參 國旗掲出・神社寺院參拜 修養系統案により實施 會誌發刊の準備完了、印刷屋に渡すこと	文 藝 部
戊申詔書下賜 記念日 (十三日) 月例會 (十三日) 神嘗祭 (十七日) 體育會 廉賣デパート 生花會 (十七日) 戦死者遺族招待 作法實習會 (十九日) 親睦會 (十九日) 會費徴收 (十九日)	學校と合同にて捧讀式舉行 修養系統案により「裁縫手藝」に関する研究 國旗掲出・神社參拜 學校と合同して舉行 會員の日用品其の他を廉賣し、福引をなす 來賓村民控場に生花陳列 戦死者遺族を招待し幅ふ 當日學校先生を招待し舉行 試食會・茶話會・ピンポン・テニス競技會・福引 後半期分を各支部別に徴收	總務係・風紀部 家政部 風紀部 體育部・總務部 購買部 娛樂部 風紀部 家政部娛樂部體育部 會計係

勅語下賜記念日 (三十日) 母校創立記念日 (三十日)	支部長會員を代表して參列	風 紀 部
文藝作品編輯・回覽 (一日) 貸與傘調へ (一日) 明治節 (三日) 會誌發刊 (三日) 國民精神作興に関する詔書記念下賜日 (十日) 神嘗祭 (廿三日) 月例會 (廿三日)	本日より十二月十五日迄上下部別別に實施 貸與傘の利用・狀況調査・傘の修理 國旗掲出・神社參拜 本日會員に配布 農繁期につき捧讀式は廿三日迄延期 國旗掲出・詔書捧讀式・神社參拜 修養系統案により「經濟」に関する研究	文 藝 部 風 紀 部 文 藝 部 風 紀 部 購 買 部
役員會 (一日) 冠句募集 (一日) 農産品々評會 (七日) 義士祭 (十四日) 月例會 (十四日) 神社・寺院・墓掃除(廿七日)	十二月・一月・二月行事につき協議 一會員十句以上入句・二十日限締切 穀類・蔬菜・果物・農藝手工品 學校と合同して祭典を行ふ 修養系統案により「讀書」に関する研究 各支部に於て立案實施	總務係 文藝部 修學部・風紀部 文藝部 風紀部

一	二
新年拜賀式 (一日) 墓 參 (二日) 孤兒院へ寄贈 (五日) 月例會 (十五日) 冬季總會 講話會 規 陸 會 廉賣デ！ (二十日)	役員會 (二日) 講演會 (上旬) 紀元節 (十一日) 學藝發表會 展 覽 會 表 彰 會 冠 句 會 敬 老 會 (十一日)
拜賀式に參列・國旗掲出・神社寺院參拜 支部別に適宜行ひ報告 支部別に餅の寄附を受け本會に纏める 寄附修養系統案により「作法」に關する研究 會議・一事研究・一事貫行經過報告主婦會と合同 修養系統案により實施 午前中 冠句會・試食會・茶話會・ピンポン・福引 會員の日用品・其他を廉賣し福引をなす	二月・三月の行事につき協議・新年度事業意見 交換會 修養系統案により實施 拜賀式に參列・國旗掲出・神社參拜 會員は必ず一回以上出演審査(父兄列席) 裁縫手藝品工夫創作品・廢物利用品 撰範篤行處女表彰・學藝發表・展覽會出品優秀 者表彰 村内八十歳以上の老人招待・學藝發表展覽會等 觀覽に供す・尙會員整理の晝食を饗し土産品贈呈
風 紀 部 總務係・修養各部	總務係・修養各部 修 學 部 風 紀 部 修 學 部 家 政 部 總務係修學部家政部 風 紀 部・家政部

三	月例會 (廿一日) 新年度準備 (本月中)	地 久 節 (六日) 作法實習會 (六日) 遠足・登山 (十日) 月例會 (十七日) 役員選舉 (二十日) 彼岸會 春季皇靈祭 (廿一日) 新年度諸準備 (廿三日) 小學校補習學校卒業式 役員會 親 陸 會 (廿五日) 檢 閱 精算書調製 (月末)
豫算調製・新年度諸用紙注文 修養系統案により「國家公共團體」に關する研究 舉式・皇后陛下御聖德訓話 修養系統案により實施 小學校學藝發表會當日實施 修養系統案により「世界の大勢」につき研究 隔年一回(但し臨時補缺の場合はこの限に非ず) 墓掃除・墓參 國旗掲出・神社寺院參拜 諸帳簿整理・新調・器具修理・購買部注文 新舊役員全部參列 豫算會議・新年度計畫に付協議 役員慰勞(新舊役員のみ)送別會(娛樂催し) 諸帳簿類檢閱講評	會 計 部 總務係修學部風紀部 風 紀 部 體 育 部 修 學 部 總 務 部 風 紀 部 風 紀 部 各部分掌・購買部 總 務 部 會 計 係・總務係 總務係家政部娛樂部 總務係・會 長 會 計 係	

月	組	研究題目	所屬
一月	第一組	衛生、體育、人體生理、衛生、體育、目的	衛生部、體育部
二月	第一組	衛生、體育、人體生理、衛生、體育、目的	衛生部、體育部
三月	第一組	衛生、體育、人體生理、衛生、體育、目的	衛生部、體育部
四月	第二組	身體矯正法、家庭體操	體育部
五月	第二組	自適運動撰、擇營養	體育部
六月	第二組	處女、處女會の使命、處女會の事務	處女部
七月	第二組	處女の衛生、睡眠、體力増進案	處女部
八月	第三組	同、疾病豫防	同
九月	第三組	同、救急手當、婦人衛生	同
十月	第三組	同、同、同	同
十一月	第三組	同、同、同	同
十二月	第三組	同、同、同	同

五、修養系統案

(一) 月例會方案
 (二) 十期を三組に分ち複式研究法による。
 (三) 研究時間は二時間乃至三時間とする。
 研究録を提出せしめ檢閲指導す。

考	備
のりるす施實に時臨	のりるす施實に年通
諸團體援助	補習學校就學出席獎勵 處女文庫開設 御眞影・忠魂碑に敬禮 會員實踐要目 一日一善 一事研究・一事實行 盆栽・花卉栽培 貸用傘 下駄鼻緒提供 家庭體操 ビンボン・テニス練習 學用品並に日用品の購買
臨時調查檢閲 （會員服裝攜帶品 一事研究一事實行等）	購買部
時事問題研究 社會奉仕（雪除・災害救助） 會員慶賀弔慰 臨時集會	修學各部 風紀部 風紀部 娛樂部 支養各部 風紀部 風紀部 文藝部 修學部
月例會（修養系統案による） 補習學校就學出席の統計報告 旅行貯金（毎月金拾五錢） 下駄鼻緒補充（毎月末） 閱覽圖書の統計	修學各部 風紀部 風紀部 文藝部
生花講習（土曜） 音樂練習（火曜）	娛樂部 娛樂部
總務係	總務係

三	二	一	三	二
世界の大勢	國家公團體	作法風紀部	讀書文藝部	經濟購買部
要	要	要	要	要
世界地理大要	我が國家	我が國政治	敬禮	經濟と道徳
世界と日本	現代の文化	村治	人種問題	新聞經濟欄の見方
國際關係	婦人問題	招待進物	自治團體	本會の豫算
婦人問題	婦人の覺悟	授受、進儀式に於ける作法	自治團體	村、縣、國の豫算
				農家經濟の改善、五萬圓造成方案

備考 四月 講習、體育會、競技會 五月 優良處女會視察 六月 講習、品評會 七月 講習、風紀改善運動 八月 講習、競技會、學藝發表會、試食會 九月 講習、模範家庭見學 十月 講習、展覽會 十一月 方案懸賞募集 十二月 新購入圖書雜誌告知 一月 講習、作法實習會 二、三月 講習會

(三) 講習會方案

本會の實施は十期共一團として循環講習とす。時間は一週一回二時間とす。講師は其の都度適宜依頼す。本計劃は總務係、修學部、會計係に於てなす。

期別	第一、二期	第三、四、五期	第六期	第七期	第八期	第九期	第十期
題目	(歴史)	(人物)	(交通、通信)	(國防)	(統計)	(教育)	(道徳)
八月	東洋史の大要	孔子と、ソクラテース	交通々信機	國防機關	人生と統計	教育の必要	個人道徳と公衆道徳
							人生と宗教

一月	西洋史の大要	交通通信に関する諸規則	各國の國防	重要統計	家庭教育と社會教育	國民道徳と國際道徳	信仰週間
----	--------	-------------	-------	------	-----------	-----------	------

(三) 講習會方案

本會の實施は八期共一團循環講習とす。期間は二日乃至三日とす。講師は其の都度適宜依頼す。講習會の計畫所屬機關並に總務係會計係に於てなす。

期別	第三期	第四期	第五期	第六期	第七期	第八期	第九期	第十期
題目	(農業)	(家事)	(裁縫)	(家事)	(體育衛生)	(手藝)	(修徳)	(農業)
九月	園藝	洗濯、染色	洋用ミシン使	漬物	體操、競技、遊戯	編物、袋	禮儀、作法	副業
二月	米作	看病、マッサージ	洋服	割烹	婦人衛生救急手當	織物、刺	自治訓練	婦人の農事改良點

(四) 必讀圖書

「體育衛生」以外の部は二冊の内一冊を讀めば可なり。文藝部の係は年内に各期會員の必讀し得る様計畫を立つること。必讀後は要點抜萃録若しくは感想録を提出すること。

期別	第三期	第四期	第五期	第六期	第七期	第八期	第九期	第十期
題目	(新譯イソップの物語)	子としての起	これからの處女	田園の處女	常識作法	處女の育成	御國の光	婦人の務
涵養性	教育勅語	早道としての起	處女の爲に	田園の處女	常識作法	新時代の處女	親江聖人	婦人の務
								家庭に於ける覺悟

修得能	趣味	體育
家庭園藝 下肥と堆肥	お箱おもちゃ ソックス ソックス	人體の構造
日用料理學 の常識 の新しい發見	自然の人生 小説理想の 農家	進俗衛生の 新智識
最新女子 手紙の文子 の書方	冠句集 和歌の手 ほどき	體育衛生
裁縫の手は どきのおし へ草	百人一首物 語小 立志小説人 の妻	運動競技
編物極意 家庭裁書 細工全書	小説とそ の弟子 歸小 説不 如	體験より 育得たる體
家庭實用染 色工藝 四季洋料	諸流生花 季葉投入 花と盛り いこ	婦人衛生
愛児の教 つけ方	時代相 家小相 孝女白菊	體質によ 育る方
現代婦人 家庭重寶 記	趣味の文 がら女鑑 小説烈婦 春日	保健衛生 素人醫學

●備考 會員は圖書目錄により在會中の讀書方案を立て、より多く處女文庫を利用すること。
毎月購入處女の友、婦女界、家庭雜誌、使命、希望、通信寫眞畫帳

(五) 遠足旅行方面

一 二 三 四 五

旅行は三期より七期迄は一團として循環的に實施す。
旅行は一期二期は三日、三期は四日、四期は五日、五期は六日、六期は七日、七期は八日、八期は九日、九期は十日とし、三ヶ年循環とす。
遠足は三期以後は隔年實施す。
遠足は旅行の際には視察の外、社寺御陵參拜及登山をなす。
本計畫は修學部、風紀部、體育部、會計係に於てなす。

旅行方面	期別
神大	第一期 (十三才)
戸阪	第二期 (十四才)
名岐	第三期 (十五才)
古屋	第四期 (十六才)
立石	第五期 (十七才)
木山	第六期 (十八才)
多彦	第七期 (十九才)
賀根	第八、九、十期 (廿一、廿二才)
大津	
山津	
島巡り	
京山	
東都	
京	

遠足	社寺御陵參拜	視察所
三上山	大津市神内 神内 神内	市内名所 舊蹟工場
八幡山	熱田神宮	養老瀧 名和昆虫研 名古屋市内
石部地方	立石山觀音寺 石部神社	南郷洗堰 農事試驗場
石灰山	多賀神社	彦根城 水産試驗所
草津地方	延吉神社 日吉神社 長命寺	當地名所 舊蹟陳列 弘文帝御 多景島、 奧島
栗太農學校	乃木神社 本願寺	京都市内 公設市場
八日市地方	乃木神社 本願寺	東京市内 舊蹟、官衙公署
太郎坊山	明治神宮	

第六 公民的訓練施設行事表の作成

施設行事表の作成

學校に於て、以上述べたやうに、學校教育上當然行ふべき訓練施設、生徒を自治團として自治的に行はしむべき訓練施設、訪問、見學、修學旅行、家庭整理改善の助成事項、地方改善に協力せしむべき事項等を考究したならば、男子部と男子青年團、女子部と女子青年團の修養行事表と對照して、其の學校の訓練施設を定め、其の訓練行事表を月に配當して作成せねばならぬ。この際

男女青年團の修養行事表が、學校において實施上都合悪しと認められた場合に於ては、男女青年團の方に交渉して、適當に訂正を請ひ、兩者共になるべく提携して之を實行するやうにし、以て修養訓練の實を擧ぐるやうに致したいものである。地方を廻つて見ると、實業補習學校と地方の男女青年團と無關係にしてゐるところが少なくないが、大都市のやうなところでは、青年の集り來る範圍も廣くて、其の地方男女青年團の區域と一致せぬところもあり、男女青年團の數も多いのであるから、かかる特別の處に於ては、全く學校のみにて訓練施設をしても可なるべきも、地方の小都市や町村に於ては、實業補習學校の設置區域と男女青年團の區域と全く一致してゐるところ多く、生徒であり、團員である場合が多いのであるから、男女青年團の修養行事と學校の訓練施設とは出来る文連絡をとり、團員として行はしめて可なることは、努めて團員として行はしむるやうにして可なりと思ふのである。故に學校に於ては、この考にて、訓練の行事表を製し、これを校長及教員の常に目に觸れるところに掲げおき、其の實行を怠らぬやうにせねばならぬ。

第六章 公民教育助成施設

第一 研究室の施設

最近、郷土教育が盛んになつてから、小學校に於て郷土室・郷土館・通俗博物館などを設けて居るところがポツ／＼ある。私の見たところで、小學校の博物館で、特に研究に行かれても宜いと思ふものは、福井縣小濱の小學校の通俗博物館である。これを設けるときに二室を一室に改造し、戸棚の設備に一千圓ほどかけて貰つただけで、あとは經費は殆んどかけずにやつて居るさうであるが、郷土室と博物館とを兼ねたやうなものであつて、其處に、町の人々に商品の一部を陳列させて居り、町の出身者が旅行すると、お土産といふ譯で旅行先から送つて來るものもあり、外國に出て行くと外國の産物を送つて來るといふやうな風で、この室を中心として愛郷心の發露

されてゐるのを見る。

第二 修養資料綴

生徒自身が讀んだり、見たりした新聞や雑誌の中より、修養となる問題だと思ふことを切り抜き、或はその要點を書いて綴つて他日の参考になさしむるやうに奨励することである。地方を歩くと、かやうな綴を拵へさせて居る學校、又は生徒自身が心がけてかやうなものを作つてるところもある。年に二三冊も作り、之を見ると私共にも参考になるやうな事柄もあり、公民教育上奨励すべきことが多々あるのである。

第三 掲示板の利用

所謂揭示教育である。小學校實業補習學校等では、兒童生徒の控所、又は廊下などに黑板をかけ、これに時事に關すること、興味あること、考へ問題などをかかげ、學校新聞などと稱してゐるところが多いが、尙この外部落にある掲示板を利用し、又は部落の適當なところに掲示板を設けて揭示教育的施設をしてゐるところもある。

第四 討論會等と施設

地方には辯論會とか擬町村會、擬國會などの施設がある。擬國會に就いては田澤さんなどは大に反對されて居る。私も町村の青年が擬國會などをやるのは感心しないと思ふ。新聞社などで催すことがあるが、輕佻浮薄の觀念を持たせるに過ぎない場合があるやうに思ふ。やり様によつては擬町村會でもさういふことになる處がある。されば討論會や擬町村會などを行ふには、正しき會議の方法を知らしめ、又討論によつて正しき發表法を練習せしめ、公民的觀念を明確ならしむる等の目的を以てするやうにし、弊に陥らぬ注意が入る。

第五 展覧會品評會等の施設

之等の施設は一年切りでなく、年々の年中行事の一つとして、必ず行ふやうにした方が宜い。而して品物を集めること、それを整理し陳列すること等、總べて生徒に手分けさせてなさしめるやうにしたい。生徒に自治的になさしめることに就いては、イギリスの實業補習學校などでは、訓練上非常に大事な問題として居るやうである。

第六 圖書館及文庫の利用

地方には圖書館の設備は、未だ普及して居ない。地方の青年は書籍に接する機會を得ることは困難な地位にある次第故、町村圖書館又は學校文庫の設置の實現に努められ、一般讀物の外、公民教育上必要な書籍をも備付けさせるやうにし、以て之を利用せしめるやうに致したい。

第七章 結論

以上、公民教育に關することを甚だ雜駁に述べたが、公民教育は社會の實際生活に關する問題を取扱つてをるのであるから、公民教育に携はる教師は、常に適當な材料を集めるやうに心掛け、公民教育の意義に合するやうに始終研究して行かなければならぬと思ふ。この教育を徹底するためには、教師の修養、努力が大切なことであり、また此の教育は學科の教授だけで徹底するものではなく、寧ろ公民的訓練によつて徹底する。その公民的訓練をやるに就いては、學校の職員全部が其の氣持にならなければ出來ない。單に受持教員の力だけでは十分でない。どうしても學校長が中心になつて、學校全部を公民的訓練の場所とし、進んで町村の生活にまで公民的訓練を及ぼして行かなければならぬ。さうして公民教育は割合に新しく、まだ十分に研究されて居ないものであるから、中等學校にしても、補習學校にしても、尙ほ一層研究する必要がある。それ

には公民教育研究會の如きものを設けて、お互に研究し合ひ、又援助し合つて材料を蒐集するこ
とも必要であらうと思ふ。

公民教育指導要説 終

昭和七年三月十五日印刷
昭和七年三月十八日發行



公民教育指導要説

【定價二圓拾錢】

著者 千葉 敬止

發行者 岡本 正一

印刷者 東京市神田區錦町三丁目五番地 太田 米吉

印刷所 東京市神田區錦町三丁目五番地 會社名 太田印刷所

東京市麹町區下六番町四十八番地

發兌 厚生閣書店

振替東京五九六〇番
電話九段三二一八番

成人教育講話資料

小堺宇市氏著

教育の實績を認める事が出来る。社会教育は学校教育のみにて完結するべきものではなく、成人教育と云ふ、その教育を受ける。ここに成人教育の延長され、兩者が相提携するところには、最も困難である。出来る限り趣味的に通俗的にすると同時に、まことの感奮を與へる爲には、最も抽象的であつてはならない。本書に於てはこの點を十分考慮して必備の書である。父兄母姉の會、主婦の會、青年處女會等の講話資料として又圖書室用として必備の書である。

★次目内容★

- 無窮の生命
- 放浪の娘と母
- 胎傳と結婚問題
- 酒毒とその遺傳
- 青年と青少年性病
- 教育の力
- 良師の良弟
- 訓練の賞罰
- 知か徳か
- 誘惑の魔手
- 早教育とその例
- 父親の赤心
- 母は天與の教育者
- 子の爲に精進
- 嚴父慈母
- 自然愛・理性愛
- 妻と舅姑
- 信念に生きよ
- 處女・戀・貞操
- 求婚
- 職業選擇
- 苦難の體験
- 貧の幸福
- 眞の幸
- 責重なる第一歩
- 心鍛練
- スポートとスポーツマンシップ
- 經濟生活の根本
- 遠達の前途と個性發揮
- 個性の貴重な事例

入函裝布頁〇六二判六四
錢十圓二價
錢二十 料送

補習教育 青年訓練 修身講話資料

四六判四〇裝兩入
定價二圓三拾錢
送料二圓

小堺宇市氏著

青年訓練といひ補習教育といふ。いづれも國民的陶冶の完成上重要な役目を負ふものである事は云ふを俟たない。特にこの時期は陶冶性の旺盛な時代であり、且つ人生に於ける最も危険な時期だ。正に人生の岐路に立つといふも過言ではない。歐米諸外國の中には、従つてこの時期の教育を義務制としてゐる國さへある位である。本書はこれら青年男女の教育に資する爲に草されたもので勿論青年團・處女會等の講話資料にも併用され得るものである。多くの訓練所・補習學校では修身教科書を使用してゐると思ふが、教科書は多くの場合そのままでは無味に陥り力弱いものとなる懼れがある。本書をそれらと併せ利用して一層生氣ある修身教育たらしめることが出来るかと確信する。又それらの學校團體の圖書室用の書としても實に好適である。

抄次目内容

人生の深度 道徳の精進 己を捨てる 陰謀 油断は禁物 小人の相手 欲心の調整
 三昧の心境 組國の愛 創位あるを 短所と長所 徳は事業の基 人の相手を
 暗中の光る心 福知の善 圓満寛平の心 激病を慎め 子孫への遺産 人の言を輕信
 苦名に怨む 運命の開拓 富貴を恐る 親重なる兄弟の情 人を怨む 人の心を
 功徳を怨む 天理の欲 富貴を恐る 親重なる兄弟の情 人を怨む 人の心を
 悪徳を怨む 眞の知 富貴を恐る 親重なる兄弟の情 人を怨む 人の心を
 矜心を怨む 勸利の私欲 富貴を恐る 親重なる兄弟の情 人を怨む 人の心を
 道徳を怨む 勸利の私欲 富貴を恐る 親重なる兄弟の情 人を怨む 人の心を

生活行の 修身教育

著 氏 治 榮 藤 齋

辨證法的國語教
育全三冊を完成
せる著者が更に
修身教育に躍進
せる劃期的研究

★現行國定修身書全課の辨證法的新解釋!!

尋一より
尋六まで

全六冊

各冊菊判假裝美裝函入

頁數三百五十乃至四百頁

定價各冊 二圓八十錢

送料各 十二錢

本書は著者独自の尖鋭なる分析と綜合とによる辨證法的研究を現行修身書全卷に及ぼされたもので、各學年別、總ての課を網羅し、これに強大なる對象の分析法と自己把握の精神とを充溢せしめられたものです。

特に低學年用の尋一用尋二用等は、修身教育の難關とせられつつある生活組織の不行をいかに取扱ふべきかを、教師自身がさうでなければならぬと信ずるに至る迄深酷に膝詰談判的に書かれた原理書で、從來の古き概念的な修身研究によつて培はれた教師は何を措いても必讀すべき必要があると信じます。

終

